

令和元年第3回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 奥谷 進

副委員長 山本 治男

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	3

1 日目 令和元年9月18日（水）

開会	4
開議・審査方法	4
○中村節雄委員（自民・志政会）	4
1 小・中学校のWi-Fi環境について	4
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	5
再質疑	5
答弁 教育委員会事務局理事	5
再質疑	5
答弁 教育委員会事務局理事	6
要望	6
2 市PTA連合会のねぶたについて	7
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	7
再質疑	7
答弁 教育委員会事務局理事	8
再質疑	8
答弁 百田満経済部理事	8
意見・再質疑	8
答弁 教育委員会事務局理事	9
意見・要望	9
○万徳なお子委員（日本共産党）	13
1 道路の陥没について	13
答弁 長井道隆都市整備部理事	13
再質疑	13
答弁 都市整備部理事	13
再質疑	13
答弁 都市整備部理事	13
要望	14

2	災害時のペットの同行避難について	14
	答弁 山谷直大総務部理事	14
	再質疑	14
	答弁 山谷総務部理事	15
	要望	15
3	1人暮らし世帯等の入院や死亡時の対応について	16
	答弁 浦田浩美保健部長	16
	意見・再質疑	16
	答弁 館山新福祉部長	16
	再質疑	17
	答弁 福祉部長	17
	再質疑	17
	答弁 坪真紀子市民部長	17
	要望	17
○	大矢保委員（自由民主党）	18
1	本市の出生数等について	18
	答弁 浦田浩美保健部長	18
	再質疑	18
	答弁 坪真紀子市民部長	18
2	免許返納について	19
	答弁 坪真紀子市民部長	19
	要望	19
3	安田の旧陸上競技場について	20
	答弁 百田満経済部理事	20
	再質疑	20
	答弁 経済部理事	20
	意見・再質疑	21
	答弁 経済部理事	21
	意見・要望	22
○	中村美津緒委員（市民の声あおもり）	22
1	市庁舎について	22
	答弁 能代谷潤治総務部長	22
	再質疑	23
	答弁 総務部長	23
	再質疑	25
	答弁 総務部長	25
	要望	25

委員長の発言	26
再質疑	26
答弁 総務部長	26
再質疑	26
答弁 総務部長	26
再質疑	27
答弁 総務部長	27
再質疑	27
答弁 総務部長	28
再質疑	28
答弁 総務部長	28
再質疑	28
答弁 総務部長	28
再質疑	29
答弁 総務部長	29
再質疑	29
答弁 総務部長	29
再質疑	29
答弁 総務部長	29
再質疑	29
答弁 総務部長	29
再質疑	29
答弁 総務部長	29
再質疑	30
答弁 総務部長	30
意見・再質疑	30
答弁 総務部長	31
意見・再質疑	31
答弁 総務部長	32
意見・再質疑	32
答弁 総務部長	33
意見	33
休憩	34
再開	34
○木下靖委員（市民クラブ）	34
1 空き家対策について	34
答弁 大櫛寛之都市整備部長	34
再質疑	35
答弁 都市整備部長	35

再質疑	36
答弁 都市整備部長	36
再質疑	36
答弁 都市整備部長	37
再質疑	37
答弁 都市整備部長	37
再質疑	38
答弁 都市整備部長	38
再質疑	38
答弁 都市整備部長	39
再質疑	39
答弁 都市整備部長	39
要望	39
○軽米智雅子委員（公明党）	39
1 フレイル予防について	39
答弁 館山新福祉部長	40
意見・再質疑	41
答弁 福祉部長	41
再質疑	41
答弁 福祉部長	41
再質疑	42
答弁 福祉部長	42
意見・要望	42
○山崎翔一委員（無所属）	43
1 プレミアム付商品券について	43
答弁 館山新福祉部長	43
再質疑	43
答弁 福祉部長	44
再質疑	44
答弁 福祉部長	44
再質疑	44
答弁 福祉部長	44
再質疑	44
答弁 福祉部長	45
意見	45
2 不審者対策について	45
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	45

意見	46
3 浅虫駅周辺の夏期間の車中泊について	46
答弁 百田満経済部理事	46
要望	47
○赤平勇人委員（日本共産党）	47
1 メガソーラーについて	47
答弁 八戸認環境部長	48
再質疑	48
答弁 環境部長	49
要望・再質疑	49
答弁 環境部長	49
要望・再質疑	50
答弁 環境部長	50
再質疑	50
答弁 環境部長	51
再質疑	51
答弁 環境部長	51
再質疑	51
答弁 環境部長	51
再質疑	51
答弁 環境部長	52
意見	52
2 保育事業について	52
答弁 舘山新福祉部長	53
再質疑	53
答弁 福祉部長	53
再質疑	53
答弁 福祉部長	53
意見・再質疑	53
答弁 福祉部長	54
再質疑	54
答弁 福祉部長	54
意見・再質疑	55
答弁 福祉部長	55
意見・再質疑	55
答弁 福祉部長	56
再質疑	56

答弁 福祉部長	56
意見・要望	56
○小豆畑緑委員（自由民主党）	57
1 八甲田雪中行軍の資料について	57
答弁 百田満経済部理事	57
要望	58
2 ねぶたん号について	58
答弁 大櫛寛之都市整備部長	59
要望・再質疑	59
答弁 都市整備部長	59
要望	60
3 中学校の部活について	60
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	60
再質疑	61
答弁 教育委員会事務局教育部長	61
再質疑	61
答弁 教育委員会事務局教育部長	61
再質疑	62
答弁 教育委員会事務局教育部長	62
再質疑	62
答弁 教育委員会事務局教育部長	62
再質疑	62
答弁 教育委員会事務局教育部長	63
再質疑	63
答弁 教育委員会事務局教育部長	63
再質疑	63
答弁 教育委員会事務局教育部長	63
要望	63
休憩	63
再開	64
○奈良岡隆委員（市民の声あおもり）	64
1 水道事業について	64
答弁 小鹿継仁水道部長	64
要望	64
2 市役所庁舎について	65
答弁 能代谷潤治総務部長	65
要望	66

委員長の発言	66
再質疑	66
答弁 総務部長	66
再質疑	66
答弁 総務部長	66
再質疑	67
答弁 総務部長	67
再質疑	67
答弁 総務部長	67
再質疑	67
答弁 総務部長	68
再質疑	68
答弁 総務部長	68
再質疑	68
答弁 総務部長	68
再質疑	69
委員長の発言	69
答弁 総務部長	69
再質疑	69
答弁 総務部長	69
再質疑	69
答弁 総務部長	69
再質疑	70
答弁 総務部長	70
再質疑	70
答弁 総務部長	70
再質疑	70
答弁 総務部長	71
再質疑	71
答弁 総務部長	71
再質疑	71
答弁 総務部長	72
再質疑	72
答弁 総務部長	72
再質疑	72
答弁 総務部長	72
再質疑	72
答弁 総務部長	72
再質疑	72

答弁 総務部長	73
再質疑	73
答弁 総務部長	73
再質疑	73
答弁 総務部長	73
意見	73
委員長の発言	74
○工藤健委員（市民クラブ）	74
要望	74
1 RPAについて	74
答弁 山谷直大総務部理事	74
再質疑	75
答弁 山谷総務部理事	75
要望	75
2 矢田前駅周辺の交通安全対策について	76
答弁 長井道隆都市整備部理事	76
要望・再質疑	76
答弁 坪真紀子市民部長	77
再質疑	77
答弁 市民部長	77
3 公共交通政策について	78
答弁 大櫛寛之都市整備部長	78
再質疑	79
答弁 赤坂寛交通部長	79
再質疑	80
答弁 都市整備部長	80
要望・再質疑	80
答弁 交通部長	80
要望	81
散会	81
2日目 令和元年9月19日(木)	
開議	82
○渡部伸広委員（公明党）	82
1 まちづくり寄附制度推進事業について	82
答弁 坪真紀子市民部長	82
再質疑	82
答弁 市民部長	82

再質疑	83
答弁 市民部長	83
再質疑	83
答弁 市民部長	83
再質疑	84
答弁 市民部長	84
再質疑	84
答弁 市民部長	84
要望	84
2 除排雪業者貸与除雪機整備事業について	85
答弁 長井道隆都市整備部理事	85
再質疑	85
答弁 都市整備部理事	85
再質疑	85
答弁 都市整備部理事	85
再質疑	85
答弁 都市整備部理事	86
3 扶助費について	86
答弁 舘山新福祉部長	86
再質疑	86
答弁 福祉部長	86
再質疑	86
答弁 福祉部長	87
再質疑	87
答弁 小川徳久企画部長	88
要望	88
○舘山善也委員（自民・志政会）	88
1 こども食育レッスン1・2・3♪事業について	89
答弁 浦田浩美保健部長	90
要望	90
2 公用車のドライブレコーダー対応について	91
答弁 能代谷潤治総務部長	91
〃 赤坂寛交通部長	92
再質疑	92
答弁 総務部長	92
〃 交通部長	92
再質疑	92

答弁	総務部長	92
〃	交通部長	93
再質疑		93
答弁	総務部長	93
〃	交通部長	94
〃	小鹿継仁水道部長	94
要望		94
○山本治男委員（自由民主党）		95
1	釣り文化振興モデル港について	95
答弁	百田満経済部理事	95
再質疑		96
答弁	経済部理事	96
要望		96
○竹山美虎委員（市民クラブ）		97
1	まちづくり寄附制度推進事業について	97
答弁	坪真紀子市民部長	98
再質疑		98
答弁	市民部長	98
再質疑		98
答弁	市民部長	98
再質疑		99
答弁	市民部長	99
要望		99
2	ため池点検・ハザードマップ作成事業について	99
答弁	梅田喜次農林水産部長	99
再質疑		100
答弁	農林水産部長	100
要望		100
3	障がい者支援関連事業等について	100
答弁	館山新福祉部長	100
再質疑		101
答弁	福祉部長	101
要望		102
○里村誠悦委員（自民・志政会）		102
1	旧陸上競技場について	102
答弁	百田満経済部理事	103
意見・要望		103

2 観光PRについて	104
答弁 百田満経済部理事	104
再質疑	105
答弁 経済部理事	105
要望	105
休憩	105
再開	106
○天内慎也委員（日本共産党）	106
1 ゴミ処理について	106
答弁 八戸認環境部長	106
再質疑	107
答弁 環境部長	107
再質疑	107
答弁 環境部長	107
要望	108
2 指定管理者制度について	108
答弁 小川徳久企画部長	109
再質疑	109
答弁 企画部長	109
再質疑	109
答弁 企画部長	110
再質疑	110
答弁 企画部長	110
意見・再質疑	111
答弁 企画部長	111
要望	112
○藤原浩平委員（日本共産党）	112
1 駅前庁舎について	112
答弁 能代谷潤治総務部長	112
再質疑	113
答弁 木村文人経済部長	113
再質疑	113
答弁 経済部長	113
再質疑	113
答弁 経済部長	113
意見・再質疑	113
答弁 経済部長	114

意見・再質疑	114
答弁 総務部長	114
要望・再質疑	114
答弁 総務部長	115
再質疑	115
答弁 総務部長	115
意見・再質疑	115
答弁 総務部長	115
再質疑	116
答弁 総務部長	116
再質疑	116
答弁 総務部長	116
意見	117
採決	117
閉会	118

1 開催日時 令和元年9月18日（水曜日）
令和元年9月19日（木曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

- 議案第115号 令和元年度青森市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第116号 令和元年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 令和元年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第118号 令和元年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第119号 令和元年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第120号 令和元年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第121号 令和元年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第122号 令和元年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第123号 令和元年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第124号 令和元年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第125号 令和元年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第126号 令和元年度青森市大字高田財産区特別会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長 奥谷 進
副委員長 山本 治男
委員 赤平 勇人
委員 軽米 智雅子
委員 山崎 翔一
委員 舘山 善也
委員 万徳 なお子
委員 竹山 美虎
委員 中村 美津緒
委員 木戸 喜美男

委員 天内 慎也
委員 木下 靖
委員 工藤 健
委員 小豆畑 緑
委員 渡部 伸広
委員 中村 節雄
委員 里村 誠悦
委員 藤原 浩平
委員 大矢 保隆
委員 奈良岡 隆

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多 正博
浪岡区長 棟方 牧人
教育長 成田 一二三
企業局長 中川 覚
代表監査委員 杉田 浩
総務部長 能代谷 潤治
総務部理事 山谷 直大
総務部理事 吉本 雅治
企画部長 小川 徳久
企画部理事 横内 修
企画部理事 加藤 文男
税務部長 相馬 政人
市民部長 坪 真紀子
環境部長 八戸 認

福祉部長 舘山 新美
保健部長 浦田 浩美
経済部長 木村 文人
経済部理事 百田 満
農林水産部長 梅田 喜次
都市整備部長 大櫛 寛之隆
都市整備部理事 長井 道隆
浪岡事務所副所長 三浦 大延
市民病院事務局長 岸田 耕司
会計管理者 鈴木 裕司
教育委員会事務局教育部長 工藤 裕司
教育委員会事務局理事 佐々木 淳
水道部長 小鹿 継仁
交通部長 赤坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤賢剛
議事調査課長 菊池朋康
議事調査課主査 岩間憲仁
議事調査課主査 山内克昌

議事調査課主査 木村結衣
議事調査課主事 北山賢臣
議事調査課主事 高木渉

1日目 令和元年9月18日（水曜日）午前9時59分開会

○奥谷進委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今定例会において本委員会に付託されました議案第115号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第126号「令和元年度青森市大字高田財産区特別会計補正予算」までの計12件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第115号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第126号「令和元年度青森市大字高田財産区特別会計補正予算」まで計12件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥谷進委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月11日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は18人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されますようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第115号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第126号「令和元年度青森市大字高田財産区特別会計補正予算」まで計12件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民・志政会の中村節雄です。

教育委員会にお尋ねをしたいと思います。

まず、小・中学校でのインターネットを利用するためのWi-Fi環境の現在の状況と今後の計画をお示しくください。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村節雄委員の小・中学校でのインターネットを使用するためのW i — F i 環境の使用状況についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、本年度、これまで全ての公立小・中学校のパソコン教室に配備されているノートパソコンを、タブレット端末としても使用できる2 i n 1型のパソコンに更新することとし、8月から順次更新作業を行っているところであります。

この更新に合わせて、パソコン教室のインターネット環境についても、これまでの有線L A Nから無線L A N——いわゆるW i — F i 環境になりますけれども——に更新するとともに、新たに可搬型の無線アクセスポイントを各学校に備え、インターネットは使用できないものの、機器同士を無線で接続し、普通教室や特別教室などで学習活動に活用できる環境を整えているところであります。

今後は、更新する2 i n 1型のパソコンを積極的に学習活動に取り入れ、新学習指導要領で示された、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、取り組んでまいります。

○**奥谷進委員長** 中村節雄委員。

○**中村節雄委員** 答弁ありがとうございました。

パソコン教室に配備されているというもの、今、2 i n 1型のことの話です。

これは、パソコン教室、そこのところだけの使用を考えているのか、普通教室でも使用を考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

パソコン教室の使用なのか、普通教室の活用も考えているのかというお尋ねだと思いますけれども、これまでパソコン教室にあったノートパソコンというのは、持ち出しできませんので、その部屋の中のみで活用ということになるんですけれども、今回、2 i n 1型のパソコンに入れかえるということで、もちろんパソコン教室の中で通常のパソコン学習もできますけれども、そのタブレット型の部分を、普通教室もしくは特別教室等に持ち出して、そちらのほうでもさまざまな学習活動に活用できるということになります。

以上でございます。

○**奥谷進委員長** 中村節雄委員。

○**中村節雄委員** 2 i n 1型の、持ち出しも可能だということのタブレットタイプですので、いろんなところでの活用が見込まれるかと思います。

現在の、どういう形の——2 i n 1型のタブレットタイプ、いつまでに導入計画、それから、今後、普通教室等で使用を考えられたときの、W i — F i 環境ですか、それが計画的にいつごろまでに完了する予定なのかお示しいただきたいと思いま

す。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、どのような具体的な活用をされていくのかということと、今後の配備計画のお尋ねかと思います。

まず、配備計画のほうからお答えいたしますけれども、今、順次2 in 1型のパソコンに更新しておりまして、8月から各学校を回って設定等々で配備しておりますけれども、現在の予定では、11月上旬までに全ての小・中学校に配備するということになっております。

具体的には、配備した時点から使用できることになるんですけれども、実際その学習活動に使っていただく、教育活動に使っていただくということで、今月の下旬に、各学校に対して研修を行って、各学校で有効に活用していただくような手配を整えるというふうに考えております。

あと、先ほども申し上げましたけれども、Wi-Fi環境につきましては、インターネットにつながるということではパソコン教室のみでありますけれども、普通教室においてでも、先ほど答弁したんですけれども、可搬型の無線アクセスポイントというのがありまして、それは持ち運びできますので、各教室に持っていったパソコンを、それぞれが無線でつながって、子どもたちが例えばさまざまなデータを共有しながら活動できるというようなことにも使うことができます。

教育委員会としては、いろんな授業で使えるんですけれども、特に理科と算数・数学において、その活用を積極的に図っていくことが可能であろうということで考えておりまして、例えば算数でありましたら、平面の図形とか立体の図形とかというのは非常にわかりやすく理解していただけるかと思えますし、さまざまな多くのデータを処理できるという分析活動でありますとか、理科でありますと、例えば植物の成長でありますとか、天体の動きとか、そういうことにも活用できますし、そのほかでも、例えば体育の時間の実際の運動を動画に撮影したりして、改めて自分の動きを見て、よくなかったところとかよかったところとかという評価をできたりとかということで、多様な活動が期待できますし、あと、特別支援の現場でも非常に有効だということも言われておりますので、そちらのほうでも有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。

活用としては、理科、算数にかなり有効的だというお話がありました。

学校の先生から前に話をされていたんですが、普通教室でも使うことがあって、自分のタブレットを利用し、それから、Wi-Fi環境が整っていないので、ポケットWi-Fiを個人的に活用してやっていると。しかし、そういうものを推奨して

いくためには、ポケットW i — F i は個人契約ですので、負担がふえていくということで、ポケットW i — F i の、何回線ぐらまで有効なのかちょっとわかりませんが、そういう——ポケットW i — F i は持ち運びもできますので、どういふふうな活用方法があるのか、1つによってどれくらいのタブレットを接続できるのか、その辺等も検討しながら。それから、ちょっと高級なやつ——議会棟とかでもきちんとしたルータータイプのやつを設置してやっているんですが、そのルータータイプになれば何回線まで接続できるのか、導入に対してどれくらいの経費がかかるのか、学校の先生方からもいろんな話を聞きながら、もちろん有効活用できるような形、それから経費が安く、かからないような形というものを検討して、また、11月中には2 i n 1型のタブレットタイプを配置完了するという話も今お聞きしましたので、その辺の検討を早目に進めていくよう要望いたします。

次に、青森市P T A連合会のねぶたについてお尋ねいたします。

青森市P T A連合会のねぶたに補助金を出しておりますけれども、その意義と目的についてお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 中村節雄委員の青森市P T A連合会のねぶたに対する補助金についての御質疑にお答えいたします。

青森市P T A連合会は、青森市の将来を担う児童・生徒が、健全で活力に満ちた、たくましい生活を営み、伝統ある郷土の文化遺産を継承し、郷土愛を育むことを目的として、平成3年から大型ねぶたの制作、運行を行っております。さらに、青森市P T A連合会独自で、非行防止啓発を生徒たちみずからが行う少年非行防止チームJ U M Pねぶたの運行や、本年度は新たに生徒による扇子持ちや引き手体験を実施しております。

教育委員会といたしましては、このような青森市P T A連合会の取り組みは、青少年の健全育成と郷土の文化資産の活用・承継に資することができるものと考えことから、当連合会の大型ねぶた制作、運行事業に対し補助金を交付し、財政的な支援を行っているものであります。

これまでも、青森市P T A連合会、小・中学校長会、市教育委員会事務局の3者による意見交換会を行いながら、青森市P T A連合会ねぶたの活性化について話し合いの場を設け、囃子方やねぶた参加者の減少、運行時の安全対策など、さまざまな課題解決に向け意見交換を行ってきているところであります。教育委員会といたしましては、市P T A連合会ねぶたの運行を意義あるものとするため、より連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 青森市P T A連合会のねぶたに平成3年度からということでお伺いをしました。青森市P T A連合会のねぶたへの——本当は直近3年間ぐらいを

聞きたいんですが、今年度ので結構ですので、ねぶたへの参加校数と参加人数についてお示しをいただきたいと思います。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。今年度の青森市PTA連合会のねぶたへの参加校数、参加者数についてお答えいたします。

令和元年度につきましては、参加校数は小学校が19校、中学校が7校の計26校の参加となっております。延べの参加人数は児童生徒が658人、保護者等が289人の合計で947人となっております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 今、答弁いただきました。小学校が19校、中学校が7校、延べの人数で子どもたちが658人の、保護者等が289人ということでお伺いいたしました。この数が多いのか少ないか、私にはちょっと判断はつきませんけれども、この補助金を出している中で、青森市PTA連合会のねぶたの意義や目的を達成するためにということで、ことしは扇子持ちであるとか、引き手であるとかという部分があります。

ところが、私が考えるには、やっぱり少子化の時代を迎えてきて、後継者育成であるとか、さまざまな部分で青森ねぶた祭に課題がかなり残っております。その中では、地域ねぶた自体が減ってきているのかなというふうに思っております。地域ねぶた、ここは教育委員会ではなくて経済部の観光課のほうにお尋ねをしたいと思うんですが、地域ねぶたで運行すると助成金が6万円、こっちでの8月2日からの合同運行に参加すると8万円という助成金がもらえていたかと思えますけれども、今現在そうかと思えますけれども、この6万円、8万円というのが何十年も私は変わっていないという記憶があるんですが、その認識で間違いないのか。その6万円、8万円になったのはいつごろかわかっていたらお示しをいただければと思います。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村節雄委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

ねぶたの助成金の関係なんですけれども、済みません、いつから、何年前から同じ額かというところまでは把握しておりません。ただ、助成金に関しては、市からの負担金によって、地域ねぶた、町会ねぶた、あと、祭り本番の運行団体に対して助成金という形で出しているという状況であります。

○奥谷進委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 経済部のほうからの答弁の中で——6万円、8万円、何十年も変わっていないはずですが。地域だけでやるときに、6万円ぐらいの助成金。実は経費も結構かかって、子どもたちも少なくなってきた地域ねぶた、私が覚えているだけでも、久栗坂なくなりましたし、馬屋尻なくなりましたし、駒込なくなりましたし、栄町なくなりました。さまざま地域ねぶたがなくなってきています。本来であれば、

青森ねぶた祭の参加というのは地域から支えていった祭りでありまして、そういうところから参加するのが本当なのかなと思いますけれども、青森市PTA連合会が大型ねぶたという位置づけで出している以上、地域ねぶたに参加しないで、実は青森市PTA連合会のねぶたにいきなりという部分も多々見受けられております。

青森市PTA連合会のねぶたの運行事業、実は昭和56年から平成2年度までは参加対象を中学生とした中学生ねぶたとしてスタートいたしました。このときは事業主体は青森市の教育委員会であります。平成3年度から平成15年までは参加人数等の減少等があって、参加対象を小学生まで拡充をいたしまして、名称も親子ねぶたで、これは事業主体はこのときから青森市PTA連合会に変わりました。平成16年度から青森市PTA連合会ねぶたとして親子ねぶたから変わって、また実施されて、これももちろん実施主体は青森市PTA連合会です。昭和56年から平成2年度までは、青森市教育委員会が事業主体でありましたので、補助金というものはありませんでした。平成3年から15年度までは親子ねぶた——中学生ねぶた、親子ねぶたというふうに変わっていったときの親子ねぶたには補助金が年間548万3000円、平成16年度は493万5000円、平成17年度から平成30年度までは444万2000円、今、平成31年度——令和元年度になりますけれども、399万8000円、減ってはきていますが、いまだに400万円ぐらい出しています。約400万という金額に対して、この参加校数の——足すと、小・中学校合わせて26校。かえてこの26校に分配してやらせたほうが、効果があるんじゃないかというふうな考えもあります。

きちんとしたねぶた祭の継承をしていくために、実はことし、私、青森市PTA連合会のねぶたを見て、少し、最後のところだけなんですけど、ちょっと違和感を感じたところがありました。今年度から、囃子の指導に青森ねぶた正調囃子保存会、そちらの指導を受けているという話を伺っておりましたが、十何年ぐらい前に各団体が自前の囃子でということ、運行中は青森市PTA連合会の囃子、子どもたちとかがやっていたかと思えますけれども、運行コース上から帰路の部分だと思えますが、正調のはんてんを着て、その連中が太鼓やら何やらをたたいてやってきたと。実は今は正調のはんてんを着て運行に参加できないというルールがあったかと思えますが、その辺は青森市PTA連合会でそのことを知っていてやっていたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今、帰路について正調の団体のはっぴを着ているというようなお尋ねでしたけれども、済みません、それについてはちょっと詳しい状況については把握しておりませんので、ちょっとここではお答えすることはできかねるかと思えます。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 私も何日の日だったかわからないんですけども、小屋のところ

で、私が参加している小屋の奥のほうですので戻ってきたときに、太鼓の連中から何から正調ねぶたの囃子の連中がはんてんを着てやっていたと。十何年前だったと思います。青森ねぶた運行団体協議会の中で各自自分たちのということでルール化されました。そのとき、正調はさまざまな団体に実は参加していました。青年会議所、板金、日立、マルハ、さまざま。青年会議所自体のときには、もちろん囃子方は青森ねぶた正調囃子保存会ということで、正調のはんてんを着てももちろん運行に参加していたんですが、各団体自前の、自団体の囃子ということで、実は正調のメンバーであるけれども、今の日立の凱立会、それから板金の一心會とか、マルハの海鳴とか、自前の団体のはんてんを着てということで、正調のはんてんを着られなくなりました。そういうのがルール化されているんですが、実は後継者育成やさまざまなものを伝えていくために、青森市PTA連合会のねぶた自体がきちんと祭りを運行する後継者を育成してきているのかなと。こういうことも知らないながら自分たちの部分でやっている。

補助金を出している以上、もちろん教育委員会で、さまざまなそういうものを監視していかなければだめなものとは私は考えています。もちろん、ISOとか何とかでも内部監査やら何やらあると。青森市でも、もちろん監査委員はありますけれども、監査の内容が広くて、この部分だけというわけにはいきませんので、これは教育委員会の中での内部監査をきちんとすべきであると。この補助金がきちんと意義、目的達成のために事業が行われているのか、その部分はきちんとしていかないと。やはり、約400万円という多額のお金であります。今まで、さまざま青森市PTA連合会に長年携わってきた、もちろん先輩方とかもいます。ところが組織的な、何があったのかわからないけれども、後継者に指導していく物事をいっぱい知っている方がいきなり参加していなかったり、いろんな状況が実は起こっています。ですから、わからない人たちがやると、こういう事態が起こる。

平成16年度から青森市PTA連合会に委託してやっていますけれども、事業主体がそうになっているからということで、補助金を出しただけでいいという考え方ではないと思います。青森市PTA連合会が本当にそうしているのかは、やはり教育委員会でしていく部分もありますし、今後、これがどこまで続けていこうとするのか、きちんと話し合いをしながらしていくべきだと思いますし、この分の補助金があれば、参加校の26校ぐらいに渡しても十何万円になるはずですよ。約400万円のお金ですから。地域ねぶたやっけていても、6万円しか出ないんですよ。それから比べると多い。そして、全部の学校がねぶた委員会とか何とかを持っているわけでもありません。少子化になって、実は青森市PTA連合会、今、負担金1人当たり幾らなのかわかりませんが、私がPTA会長をやっていたときには、実は青森市PTA連合会に1家族だったかな、1人だったか、どっちだったかあれですけど、200円だったのが300円に値上げをされました。それ以降どうなっているのか、私、青森市PTA連合会のほう、ちょっとわからないんですが、そのときもいきなり決

まったんですよ、総務委員会で。実はこれ総会決議の会費の値上げとか、そういうものに関しては――負担金の部分に関しては総会決議になるんですが、実は総会的时候会に人はほとんどいないんですよ。総務委員会でそれを決定しましたということで学校のほうにお知らせが来たようです。私、総務委員会にほとんど参加していませんでしたが、予備費や何やらいろんな部分で決算の、これでお金が足りなくて、200円では足りないので300円にしますと。予備費決算できないでしょうと私に言われて、これをつくり直してくれと。それから、どこまで検討したのかわからないけれども、負担金200円で本当にできないのか試算書を見せてくれと。そのときの青森市PTA連合会の会長が責任を持って、県のPTA連合会の会長になる予定だったのが、なれなくなってしまいました。私に大分質問されて、それに答えられなかったものですから。

実際、今もそうだと思うんですけども、青森市PTA連合会の総会的时候会に実はそんなに人数は集まっていないはずですよ。表彰とか何とかも兼ね合わせて、そのときの部分があって、総会を何とかかんとかやっている。本当に総会をやっているときは人がほとんど、いまだに多分いないのではないかなとってきたときに、今、例えば青森市でも学校支援地域本部事業、ほとんど今なっていますけれども、こちらのほうに、この助成をしながら地域の力を生かす。そういうふうにしたほうが、青森市PTA連合会のねぶたも大型ねぶたを出さなくてもいいのではないかなという思いも私にはあります。

ですから、やはりその意義、目的を達成していくために、きちんとこういう事業をやって、参加人数がこうで、それで地域で出していれば地域のねぶたに参加するのが一番です。そして、そこから青森市PTA連合会の大型ねぶたに参加する、そういうきちんとしたルールづくりやら何やらをしていかないと。いきなり青森市PTA連合会のねぶたの囃子とかに出てきて、太鼓をたたきたいから、何やりたいから、本番の大型ねぶたとしてそこに参加したいから。地域ねぶたは当たり前で衰退していきます。

ですから、そういうようなものもきちんとチェックしながら、やめるといってもすぐやめるといふわけにはいかないと思います。これも先ほどから話ししているように、当初は548万3000円、今は399万8000円、150万円ぐらい減っています。そういう中ではハッピー・ドラッグや何やらというスポンサーを見つけてきたのも、うちの時代なんですよ。私がPTA会長をやっていたときに、青森市PTA連合会の会長が土田祐太郎さんという方なんですけど、私、青年会議所的时候会にかなり議論したんですよ。青森市PTA連合会のねぶたは要らないんじゃないかと。ねぶたに精通している私に言ったんですが、長年続けてきている部分であるので、やはりそういう部分では続けていきたい。ただし、そのころも、その前にやっていた大先輩方がいきなり首を切られて新体制でやる。そして、ねぶた師も変更したい。さまざまそういうところでは問題もあつたりしている部分でありますから、やはり補助金を

出している以上は来年度も続けるのであれば、教育委員会も実施内容やら、そういう部分をきちんと見ながらしていくことを要望したいと思います。

あと、それに関連して経済部のほうにあれなんです、青森ねぶた祭実行委員会、今総額でどれぐらいあるのかわからないんですが、地域ねぶたが衰退してきている中では、この6万円、8万円って何十年も変わっていません。それで、2000年に青森ねぶた誌ができましたよね。今、時効だから、私、言うんですが——地域ねぶたで出せば6万円、このねぶた祭本番の合同運行のときに出せば8万円、両方やっても最高で8万円しか出ないんですよ。今でも、たしか。実は、私は名称を変えて、町会でやる地域ねぶたのときと、こっちに持ってきたときの名称を変えました。代表者も変えました。14万円もらいました。そこまでしてやらないと地域のねぶたはお金がないんですよ。もちろん、うちの町会とかで子どもたちが多かったときもあったんで、その8万円、どうしても欲しいというのは、もちろんねぶたをこっちに運んでくる運搬費やらさまざまかかります。そのとき、今、大型ねぶたをつくっている、2台つくっているねぶた師の立田龍宝——立田健太が中学3年生のときでした。内山龍星の弟子で立田健太を子どもねぶたでデビューさせるためということで、私の町会のねぶたをつくらせました。それが立田健太が初めてつくった子どもねぶたです。せっかくつくったやつだから、町なかにも持ってきて運行しようと。その経費がどこからも出てこないの、名称を変えてやっただ。

ですから、これも子どもたちも少なくなってきた団地でやっていたねぶたでしたので、そういう形で町なかにも持ってきたのは1回きりでした。ただ、戸山団地は昭和56年ぐらいにできたかと思うんですけれども、県営住宅でいまだに出しています。戸山が丘町会ですが。しかし、藤原浩平さんから前に聞かれたのがあるかと思うんですが、その戸山が丘町会、県営住宅1号棟から13号棟まで5年以内に全員いなくなるという計画が立てられています。ですから、ここはもうねぶたが続かなくなります。地域で今まだ六、七台ぐらい出ているのかなんですが、戸山団地も、やはり人口減少と子どもたちが減少してきた中では、そういうふうには衰退してきています。まだ連合町会で連合運行とか、各町内だけでやるねぶたとか、さまざまやっておりますけれども、ですから、できれば青森ねぶた祭実行委員会の総額約2億5000万円かそれぐらいやっている中で剰余金を出しながらとか、青森市も負担金を出している——二千何百万円でしたか——部分では、青森ねぶた祭を恒久的につなげていくために、この地域ねぶたの助成金、6万円、8万円というのも、ぜひ検討していただければと。そのときには、きちんと青森市PTA連合会のほうのこういうのがあれば、小・中学生を対象とした学校支援地域本部事業とも連携した、そういう部分もあわせて検討していただければということを要望いたしまして、私の質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

○奥谷進委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。一般質問での質問を始めてまいります。(発言する者あり)失礼いたしました。間違えました。予算特別委員会の質疑を行ってまいります。

まず、道路の問題についてお尋ねします。破損、とりわけ陥没についてお尋ねしたいと思います。

一般質問では、道路の破損、側溝について取り上げまして、除雪のときによるものは考えられるというふうにお尋ねしたんですが、道路の破損、とりわけ陥没の原因についてお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 万徳委員からの道路の陥没の原因についてのお尋ねにお答えいたします。

道路の陥没の主な原因は、道路側溝などの道路施設や下水道管などの埋設された占用物件の老朽化や、地震等により発生したひび割れに土砂が吸い出され、空洞ができることが原因として考えられております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 下水道の老朽化や地震などの原因によるという御答弁でした。

私自身もしばらく前に桜川を歩いていましたら、小学生から「道路にぼこっと穴があいてるよ」と言われまして、見に行ったら、直径15センチメートル——長いほうが20センチメートルくらいの大きさの穴が、がぼっと下に陥没しておりまして、足首が入るくらいの深さがあったので、それがやはりお子さんやお年寄りが足を踏み入れたら転倒などで大変危険だなどと思いまして、対応していただきました。ありがとうございます。

こういった陥没は、下水道の老朽化も原因だとおっしゃっていましたが、よくあることなのでしょう。過去3年間の発生件数についてお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

過去3年間における陥没件数であります。道路パトロールや市民の皆様からの通報により発見された市道の陥没件数は、平成28年度は50件、平成29年度は54件、平成30年度は66件となっております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今後どのように発生件数がふえるか減るか、予想はつかないんですけれども、御対応についてお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

今後の道路陥没の対応についてでありますけれども、今年度から、重要な路線に

つきまして、空洞の有無についての調査を行うほか、職員によるパトロールや市民の皆様からの通報などによりまして陥没の早期発見に努め、対応してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ありがとうございます。

一般質問で、特に側溝の整備状況が前年度分も含めて相当数残されているという状況がわかりました。ぜひ陥没、側溝、道路の舗装については、思い切って予算をふやしていただいて、少なくとも前々年度、前年度の皆さんから寄せられた要望箇所で必要な整備はやっていただきたいと要望しまして、この項は質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、災害時のペット同行避難についてお尋ねしたいと思います。

昨年12月の一般質問でも取り上げました災害時のペット同行避難について、あらかじめ避難所ごとにペットのスペースを決めておくべきと考えておりますが、市のお考えをお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 万徳委員からの災害時のペットの同行避難についての御質疑にお答えいたします。

国が策定いたしました人とペットの災害対策ガイドラインでは、災害時のペット同行避難が、動物愛護の観点のみならず、ペットの放浪化による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要な措置であること、また、飼い主の平常時からの備えや災害避難時における飼養管理などについて示されているところであります。

避難所におけるペットの避難スペースにつきましては、青森市地域防災計画におきまして、必要に応じ、避難所に同行避難したペットの専用スペースを確保することとしておりますことから、災害時に、災害の規模、避難所の状況、ペットの数などを考慮しながら対応することとしております。

また、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、必要に応じて、保健所や県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難したペットの適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしております。

なお、避難所の被害程度などによってペットの受け入れが困難な場合には、青森県動物愛護センターに一時預かりすることとしております。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁は、災害時に対応するという趣旨だったと思います。このたび、台風15号で千葉県を中心として大きな被害が出ているわけですが、ここでもペット同行避難がかなり問題になって、まだ災害の途中ですので、まとめた情報ではないんですが、SNSを見ますと、動物と一緒に避難できる施設が少ないとか、避難所が近くにないので動物とは離れられずに車の中で寝泊まりしているというような状況も見受けられます。

それで、災害時のペットの同行避難について一般質問した後、翌年の1月、つまり、ことしの1月なんですけれども、日本共産党市議団は、県議団と一緒に県庁に赴きまして、各要望を担当課に届けてまいりました。その際、私は、ペットの同行避難についても日常の準備はどうあるべきかとお尋ねしましたが、やはり日常的にあらかじめの準備が必要だということで、平成28年3月に青森県の保健衛生課が発行しております「災害時における動物救護活動マニュアル」においても、平常時に市町村がやるべきこととして幾つか書いてありますが、「避難所及び仮設住宅における受入体制の整備」、「避難所及び仮設住宅における被災動物の飼育方法の決定」、「避難訓練の実施」ということが明記されております。あらかじめ決めておいて、整えておくということが大事だと、避難訓練も必要だというふうに書かれているわけです。避難訓練のことについては、一般質問で工藤健議員も、ペットも連れてやってみたけれども大変だったということをお話されていました。

県からのこうした通達や指導はどのようになっているのでしょうか、お示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

県からの指導などはどうなっているのかということでもありますけれども、ペットを受け入れる避難所を確保するようなどの通知はこれまでもありますが、具体的かつ直接的な指導等はないと承知しております。その運用は市町村に委ねられているものと認識しております。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 直接指導はない、具体的な指導はないということでしたが、市町村に対してのマニュアルでは、日常的に整備をしておくようにしているのです。

それで、例えば新宿区の学校避難所動物救護マニュアルによりますと——これは地方自治体ですよ、東京新宿区とはいえ。具体的に書かれておまして、実際に災害があったときなんですけれども、区画線を設置して飼育場所を明示すると。カラーコーンを使ったり、セーフティーバーを使ったり、立入禁止用のテープを使ったり、動物救護所というのぼりを立てたり、あるいはトイレの場所を決めて動物トイレというプレートを掲示したり、ケージを置く場所や大型犬をつなぎとめる場所に屋根がない場合はブルーシートなどを使用して雨よけをつくるなど、細かくマニュアルがつくられています。それと、あらかじめ避難所の中でのペットの場所を決めておくけれども、実際に災害に遭ったときには臨機応変に避難所の責任者が決定してくださいというふうに書かれているので、ぜひ青森市でもこういった新宿区に倣った具体的な、あらかじめの整備が必要だと思います。

このペットの避難については、残念ながら、全国的にも民間のボランティア団体のほうが先行していきまして、例えばこれまでであった水戸市の水害などでも、全国の

動物愛護団体が連絡をとり合い、空輸でそれぞれ犬とか猫を移動して、青森にも来たそうです。それで、災害に遭った犬は、わんちゃんは、中にはPTSDにかかって、なかなか人となじまないわんちゃんもいると。そこを動物愛護団体の人たちが優しく見守って、人になれていくまで面倒を見て、それで新しい里親を見つけるというすばらしい取り組みをしています。そういった熱心な民間の動物愛護団体にも倣って、ぜひ行政としての対応を求めていると思います。仕事はふえると思うんですが、あらかじめこういった整備についてはお金はかからないと思いますので、ぜひ検討をお願いして、要望として、この項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、おひとり暮らしの方などの身元保証人のいない世帯についての質疑をしてまいります。

青森市内でも高齢の方などでおひとり暮らしの方がふえ、近くに身内がない場合、いろんな心配を抱えています。入院のときや認知症になったときとかどうするんだらう、死んじゃったらどうするんだらうという、こういった市民の不安にどう応えていくのか、質疑してまいりたいと思います。

まず、こういった方々の入院時はどのようになるのでしょうか、教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 万徳委員からの身元保証人のいないひとり暮らし世帯等の入院についての御質疑にお答えいたします。

身元保証人のいないひとり暮らし世帯等の入院については、医師法第19条第1項において、身元保証人等がないことのみを理由に入院を拒否することができないこととなっていることから、入院手続において身元保証人の書類記載が困難な場合であっても、医療機関への入院が妨げられるものではありません。

厚生労働省では、平成30年4月に、各都道府県衛生主管部局長宛てに、医療機関において患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導を行う旨の通知を発出し、また、本年6月には、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて」を発出しており、これらについては、県を通じて市内各病院に周知されているところであります。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ありがとうございました。

妨げられないという御答弁でしたが、市民のほうは、やはり、むしろ保証人がいないとどうするんだらうということで、このこと自体の周知が必要だなと感じました。

続きまして、死亡した場合どのようになるのか教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 万徳委員からの身元引受人がいない方の死亡した場合の対応

についてのお尋ねにお答えいたします。

身元引受人がいない方が死亡した場合は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づきまして、市が火葬、埋葬を行うこととなっております。自宅等で死亡した場合には警察署から、また、病院で死亡した場合には病院から、市に対して、遺体引き取りの依頼があり、どちらの場合も市において火葬を行い、遺骨は三内霊園無縁塔に納骨するものであります。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今、民間の業者に委託しているという御答弁だったと思いますが、その金額は示していただくことはできるのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。民間に委託している料金とのお尋ねです。

火葬、埋葬に係る費用は、葬祭業者への委託料といたしまして、まず、死体の処置費用が1体当たり7万4088円、死体の衛生保全が必要な場合の経費、例えばドライアイス等ですけれども、それに対して1日当たり5400円、また、自宅で死亡した場合は、これに加えて死体検案料がかかります。その検案料につきましては、医療機関によって異なりますけれども、3万円から7万円程度というふうになっております。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 その金額が高いか安いかわかるというのは、受けとめ方によってさまざまだと思いますけれども、ただ、いずれにしても、元気なうちに入院したときや死亡したときのことを準備しておきたいと。そうすれば生きている間の不安も多少は解消されると思いますが、市としては、こういった相談窓口は設けているのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑については市民部からお答えいたします。

市の駅前庁舎の1階に、なんでも相談室というところがあります。どちらに御相談したらよいのかわからない御相談につきましては、なんでも相談室のところで御相談内容のほうの、いわば相談内容の交通整理のようなことをいたしまして、市の中に窓口があるものについてはそちらの窓口、あと、関連するものがあればそちらの窓口という形で対応しているところであります。

○奥谷進委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ありがとうございます。

なんでも相談ということで、保健部に行ってください、福祉部に行ってくださいということになるのだらうと思いますが、高齢の方が多いでしょうから、ぜひ、ワンストップの総合的な窓口を検討していただきたいというのが要望です。というのも、インターネットで身元保証についてのサイトを見ますと、民間の業者や善意の

NPO法人などもいろいろ取り組んでいまして、いろんな情報が散見されます。場合によっては詐欺に遭うとか、そういったことも情報不足によっては懸念されますので、身元保証や身元引き受けのいない方のワンストップ相談窓口を御検討いただくよう要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○奥谷進委員長 次に、大矢保委員。

○大矢保委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党の大矢でございます。

総括表に基づいて質疑させていただきます。

まず、保健部、本市の出生数等について聞きたいと思います。

昨年の出生数は、統計がある1899年以降最も少ない91万8397人でありまして、前年度より2万7668人下回ったという結果であります。出生数から死亡数を引いた自然減は44万4085人と過去最大の減少幅となり、少子化と人口減少が続いていることは明白であります。

そこで、本市の過去3年間の出生数、自然減、合計特殊出生率、死亡数について、保健部にお伺いいたします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 大矢委員からの過去3年間の出生数、自然減、合計特殊出生率、死亡数についての御質疑にお答えいたします。

青森県保健統計年報によると、本市、青森市保健所管内における過去3年間の出生総数、自然減をあらわす自然増加総数、死亡総数については、出生総数は、平成27年が2011人、平成28年が1894人、平成29年が1836人。自然増加総数は、平成27年がマイナス1465人、平成28年がマイナス1586人、平成29年がマイナス1659人。死亡総数は平成27年が3476人、平成28年が3480人、平成29年が3495人となっております。また、15歳から49歳までに女性の年齢別出生率を合計し、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する合計特殊出生率については、青森市調べによると、平成27年が1.37、平成28年が1.38、平成29年が1.40となっております。

○奥谷進委員長 大矢委員。

○大矢保委員 合計特殊出生率が上がってきていることは明るい材料かもわかりません。

市民部に聞きます。本年5月の婚姻届け出件数と例年との違いがあったのかどうかお伺いをします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

本年5月の1カ月間に、本市の窓口で受理いたしました婚姻届け出の件数は165件でありました。

また、過去3年の5月の婚姻届け出の件数につきましては、平成28年5月は87件、平成29年5月は102件、平成30年5月は92件であります。

本年5月の婚姻届け出がふえた理由といたしましては、5月1日が改元と大安が重なったことで届出件数が103件と突出したことによるものと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 大矢委員。

○大矢保委員 次に、免許返納についてお伺いをしたいと思います。

近年、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合が高まっておりますけれども、いまだ生活の足として車が欠かせない高齢者が多い。

そこで、運転免許返納後も、やっぱり買い物や通院等に困らないような体制にすべきと思いますが、運転免許自主返納者に対する市の取り組みについてお伺いをいたします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 大矢委員の免許返納についての御質疑にお答えいたします。

運転免許の自主返納者を支援する取り組みといたしましては、現在、青森県警察において、例えばタクシー料金の割引など、運転免許を返納しても安心して暮らせるよう、暮らしをサポートする支援協賛店や事業者を募集、紹介し、自主的に返納しやすい環境づくりを行う運転免許自主返納者支援事業を行っているところであります。

運転免許自主返納者に対しての市の取り組みといたしましては、市民部においては、青森県警察が実施している運転免許自主返納者支援事業の広報啓発活動。交通部においては、この運転免許自主返納者支援事業に参画し、運転免許自主返納者への市営バスカードの提供。福祉部においては、運転免許の自主返納の有無にかかわらず、高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ることを目的に、70歳以上の高齢者を対象とした、市営バス等が低料金で利用できる高齢者福祉乗車証の交付を行っているところであります。

また、国におきましても、高齢運転者による事故が相次いで発生している状況から、本年6月18日の関係閣僚会議で決定した「未就学児童等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」の中で、「高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実」についても取り組むこととしております。今後におきましても、国の取り組みや高齢者の運転免許自主返納の状況等を踏まえ、各部署において的確に検証を行ってまいります。

○奥谷進委員長 大矢委員。

○大矢保委員 答弁ありがとうございました。

ことし、鱒ヶ沢町がバスを走らせていますけれども、運転免許自主返納者に対しては無料で乗せているというようなこともやっています。

この高齢者には関係ないんですが、私は前にも質疑したことがあるんですが、私

の町会から、市民バスが6時50分に出ます。そして、スクールバスが7時に出ます。その市民バスに乗る人は、大体1日1人か2人ぐらい。スクールバスに乗る人は誰もいません。あんな無駄なのをいつまでもやっているのかということ、私はここだけ指摘をしていきたいと思っております。スクールバスは何だっけ、ブルースカイ、何だったっけな——バス会社がありますけれども、そこだと思えます。もう少し——スクールバスと仕組みは違うかもわからないけれども、無駄はやめてほしいなというのが1つの思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、安田の旧陸上競技場について質疑いたします。

新陸上競技場がオープンした9月1日から一般利用は禁止され、11月の全国高校サッカー県大会決勝戦を最後に閉鎖する方針とのことですが、旧競技場のトラックやフィールドの部分は、競技に必要な改修が施されて、また、交通の便がよいことから複数のスポーツ関係者などから活用を求める声が上がっております。

そこで、旧陸上競技場の利活用に関する県の検討状況はどのようになっているのかお伺ひいたします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 大矢委員からの安田の旧陸上競技場の利活用に関する県の検討状況についてというお尋ねにお答えいたします。

青森県では、本市の安田地区の総合運動公園から宮田地区の新総合運動公園に運動施設の全面移転を進めており、これまでマエダアリーナやテニスコート、球技場などを順次整備し、今、委員からのお話もありましたとおり、本年9月1日には新陸上競技場が供用を開始したところであります。

委員お尋ねの安田地区の旧陸上競技場に係る県の検討状況につきましては、県によりますと、旧陸上競技場につきましては、新陸上競技場が供用を開始した9月1日から一般利用を終了し、一部の大会で利用した後の11月には閉鎖する予定であり、今後の利活用につきましては現時点では何も決まっていないとのことでありました。

○奥谷進委員長 大矢委員。

○大矢保委員 市の関係者、スポーツ団体はですね——市が活用すべきと考えるという考え方が大部分の市民の方にあります。その点について、市としての活用はあるのかどうなのかお伺ひします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 大矢委員からの旧陸上競技場の利活用に関する市の考え方についてというお尋ねにお答えいたします。

旧陸上競技場の利活用につきましては、県から本市に意向確認があったところであります。市では、1つに、維持管理費として、通常の施設管理に係る人件費や光熱水費、修繕費のほか、トラック内の芝生の管理など新たな財政負担が見込まれること。また、メインスタンドを含む管理棟部分については、耐震診断を踏まえた対

応のほか、竣工から53年が経過し老朽化した設備等の改修も想定されることから、旧陸上競技場を市が利活用することは非常に難しいと考え、県に対して利活用しない旨を回答したところであります。

○奥谷進委員長 大矢委員。

○大矢保委員 私、仄聞したところによると、県は10億円ぐらいかけて改修するという話も出ているんだそうです。そのことは知っておるかもわかりませんが、やはりスタンドがちょっとあれなんですよ、危険なんです。昭和52年の国体のときにあそこは建てられたものですが、私もラグビー競技で参加しました。26歳のときです。今から3年ぐらい前。(発言する者あり) そういうので五十何年たっておりますけれども、ちょっと私が考えればスタンドが危ないので、2階、3階を減築して1階だけにつくればいいんじゃないのかなとは思っております。

それから、芝とか、そんなのはそんなにお金かからないと思いますよ。みんな委託して、カクヒロあたりも委託していたって、ある程度のもうけがなければ委託にならないんだから、そういう人たちに委託する自体が、おかしいの。万徳議員もあそこは水たまりがあるとか、芝がぼうぼうと言っているけれども、やったことない人が管理者になるからあんなってしまおうと私は思うんです。スポーツをやった人があそこの管理をやっぱりやるべきだと思います。

ということで、経済部理事、すごい要望が多いんですよ。私も今、うちの孫が小学校6年生で陸上をやっています。この前、1回、宮田のほうに行きましたけれども、やっぱり時間がかかります。時間かかるし、高速代かかるし、あそこまで行くのに。安田なら15分か何ぼで行くんですよ。子どもたちから見れば、安田のほうが近くていいなど、みんな練習用のあれにはいいなとなっていますので。

ちょっと腹立ってきたのは、「大規模な改修も必要とみられ、総合的に考えると市としては利活用するのは難しい」という地域スポーツ課の課長のコメントがあるんですが、本当にこれは全庁で話し合って、幾らぐらいかかるのかどうなのか、そういうところまで話し合って、ちょっとあれは難しいなという結論になったのか、そのところだけちょっとお伺いします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。全庁的にお話をしたのかというお尋ねでございました。

先ほど答弁いたしました県からの意向確認というのが来ております。その意向確認に当たっては、市としては利活用できないかということでありました。市としては、担当課も含めて維持管理にかかる経費、当然県からの情報も得ながら維持管理にかかる経費であるとか、大矢委員の先ほど芝生のお話も、そんなにはかからないというお話もされましたけれども、当然芝生もそのままにしておくわけにいけないので、メンテナンスとかはやっぱり常々出てくるので、そういう経費も県からの情報をいただきながら、市のほうで検討して、やはり最終的には先ほど申したとおり、

維持管理経費及び——スタンドのほうは別としても、グラウンドにかかる維持管理経費、当然人件費もかかりますので、新たな財政負担が見込まれるということで利活用が困難、難しいということで回答したところであります。

○奥谷進委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ちょっと利活用が難しいという、最初からそんな結論ありきでなくて、やっぱりさっきしゃべったとおりに市民にアンケートをとって、市が本当に共有できる場所は共有するというような考えでいかなきゃだめだと私は思います。

あと、県のほうの出方はこれからどうなるかわからないけれども、やっぱり推移を見守っていただいて、時折、県と協議をしながらやっていただきたいと思います。私にとってもあそこは記念の競技場です。そこをなくしてとは私は絶対に言えないと思います。

先般、敬老会で前多副市長がいて、私、この質疑をすと言ったら、安田の市民の人、高齢者の人、盛り上がっていました。というので、やっぱり安田の人も愛着があるということですので、さらなる検討を御期待して終わります。ありがとうございました。

○奥谷進委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 市民の声あおもり、中村美津緒でございます。

市庁舎の管理についてお尋ねをしております。

総務費、庁舎管理事務に計上されております予算について、順次質疑してまいります。

駅前庁舎があるアウガという建物のその地代、土地に関する質疑をしております。

地権者に支払っている地代についてであります。さきの一般質問で、現在地権者に支払っている地代は、平成13年のバブル当時のまま算出され、支払っているということがわかりました。1平米当たり71万円、坪約230万円であります。現在の評価額の約7倍に相当いたします。市民の大切な税金をいただいて、その市民の血税から支払っている高額な地代でありました。地代について、現在の地価で算出し直し、支払わなければなりません。

お尋ねいたします。本市として、これまでどのような交渉を地権者にしてきたのかお答えください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 中村美津緒委員の地代についての御質疑にお答えいたします。

アウガの地代につきましては、市はこれまで、記録のあるものですが、平成22年3月26日開催の第15回アウガ施設代表者協議会、また平成23年3月28日開催の第17回アウガ施設代表者協議会、平成23年6月24日開催の第11期アウガ区分所有者通常集会、さらに、平成24年3月29日開催の平成24年アウガ区分所有者臨時集会、平成

24年6月29日開催の第20回アウガ施設代表者協議会などにおきまして、いずれも現在の算出の基礎としている敷地評価額について、見直すよう提案してきたところがあります。

しかしながら、青森駅前再開発ビル株式会社が解散することに伴い、本市では、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとした、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を策定し、これに基づき、平成29年4月以降のアウガ管理体制につきましては、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎ、ビル全体の管理業務を行うこととしたところであり、このアウガに係る新たな管理スキームの中で、店舗共有者の床の持ち分に係る賃借料を無償とする一方で、地代については従前のおり市が負担するものとし、また、共用部分に係る修繕積立金及び共益費については市が負担し、専有部分に係る共益費については出店者が負担することとしたものであり、これにより区分所有者が有する2億3000万円の債権を放棄することで合意し、平成29年11月25日債務の弁済方法及び免除等について定めた協定について、青森地方裁判所による認可が確定したところであり、

このことから、市としては当該スキームに基づき、今後も管理を行っていくものとしているものであります。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 過去の記録にあるものを今御答弁いただきました。新たな対応方針、これは私、初めて聞いたんですが、それでは、さきの一般質問で、平成29年4月1日以降、市が新たな管理者となってから区分所有者集会で地権者に対し、地代の交渉を毎年行ってきたと答弁をいただいております。

それではお尋ねいたしますが、地代について、地権者に対して、平成29年4月1日以降、どのような単価を示して地権者に交渉してきたのかお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 地代についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

9月9日の一般質問4日目におきまして、中村美津緒委員から再質問で地代に関する御質問をいただきまして、3回ほどやりとりさせていただいております。その際であります、この地代につきましては、平成30年第1回定例会予算特別委員会におきまして、中村美津緒委員のほうから、「現在残っている5者の地権者に対しましては、地代を支払っていくことになると思うんですが、現在払っている地代の積算方法、これは前と変わりがあるのかどうか教えていただけませんか」という御質問をいただいた際に、「アウガの地代には、現在も従前と同様の手法で算定されているものです」とお答えさせていただいております。これに対し委員のほうからは、「それでは、これからもこの先、現在残っている5者の地権者に対しまして、従前と変わらぬ地代を払い続けるということがわかりました。アウガに対しての要望になりますが、これまでのアウガ問題を調査していく過程の中で、地権者、市側、

前は青森駅前再開発ビル株式会社がありましたが、ときには対立関係等々ありましていろいろな問題が生じましたが、現在、駅前庁舎として生まれ変わらして市民にも愛されているような状況であります。今残っている5者の地権者、これはずっと残り続けていくと思うんですが、残っている地権者と協力しながら、これからも市民に愛される駅前庁舎——アウガになりますよう、市側も地権者と協力しながらよろしくお願ひしたいと申し上げて、私の質疑を終わります」という御発言をされております。

このような背景のもと、先ほど申しました一般質問で3回ほどやりとりをさせていただきました。1回目は、中村美津緒委員から、どうして1平方メートル当たり71万円、1平方メートル当たり1万615円の金額を現在も支払っているのか、その理由を教えてくださいと質問されました。私のほうからは、地代につきましては、平成13年のオープン時から変わっておりません。市といたしましては、地代の変更については、いろいろ提案してきた経緯もありますが、区分所有者集会のほうで満場一致での議決が必要という形になっておりますので、いまだに変更に至っていないと、現在支払っております地代の経緯を御答弁させていただきました。

次に、2回目に中村美津緒委員のほうからは、青森市として、新しく平成29年4月1日からアウガ管理組合が構成されました。地代の見直しについて、市として提言したのかどうか、値下げの交渉をしたのかどうか教えてくださいと質問されました。それに対しまして、平成29年4月1日から地代の変更はなかったことから、現在の地代についての質問と受けとめて、現在の地代に至っている経緯として、地代につきましては、市といたしましては、毎年のように区分所有者集会のほうに提案させていただいて、いまだ議決いただいていないと御答弁したものであります。

3回目は、委員のほうから、地代は現在の地価で算出し直して、もう1回清算し直すべきだと思いますが、市の見解をお示しくくださいと質問されました。それに対しまして、私のほうから、清算を過去に支払ってきた地代の過払い分を処理すべきという意味もあるのかということから、地代につきましては、市といたしましては、区分所有者集会に毎年提案して、現在、まだ議決に至っていないものであるというふうに、過去に支払った地代の経緯を御説明したものであります。

その背景を受けまして——地代の改定について、平成29年以降どのような提案をしてきたのかという御質疑でありましたが、先ほど申し上げましたアウガの地代については、市はこれまでの区分所有者集会の開催時などにおいて、現在の算出の基礎としている敷地評価額について見直すよう提案してきたところであります。

しかしながら、青森駅前再開発ビル株式会社が解散することに伴いまして、本市では、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとしたアウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を策定し、これに基づき、平成29年4月以降のアウガ管理体制については、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎ、ビル全体の管理業務を行うこととしたものであります。このアウガに係る新たな管

理スキームの中で、店舗共有者の床の持ち分に係る賃借料を無償とする一方で、地代については従前のおり市が負担するものとし、また、共用部分に係る修繕積立金及び共益費については市が負担し、専有部分に係る共益費については出店者、テナントが負担することとしたものであり、これにより区分所有者が有する2億3000万円の債権を放棄することで合意し、平成29年11月25日、債務の弁済方法及び免除等について定めました協定について、青森地方裁判所により認可が確定したところでありまして、このアウガに係る新たな管理スキームにつきましては、市を含む区分所有者全員が合意し、現在に至っているものであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 平成29年4月1日以降、新たな管理者となった市は、地権者に対して地代の交渉はしていないですね。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 地代の交渉についての御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、地代につきましては、平成29年以前、これまで区分所有者集会の開催時などにおいて、現在の算出の基礎としている敷地評価額について見直すよう提案してきたところでありまして。

しかしながら、青森駅前再開発ビル株式会社が解散することに伴い、本市では、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとした、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を策定し、これに基づき、平成29年4月以降のアウガ管理体制については、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎ、ビル全体の管理業務を行うこととしたところでありまして。このアウガに係る新たな管理スキームの中で、店舗共有者の床の持ち分に係る賃借料を無償とする一方で、地代につきましては従前のおり市が負担するものとし、また、共用部分に係る修繕積立金及び共益費については市が負担し、専有部分に係る共益費については出店者が負担することとしたものであり、これにより区分所有者が有する2億3000万円の債権を放棄することで合意し、平成29年11月25日、債務の弁済方法及び免除等について定めた協定について、青森地方裁判所による認可が確定したところでありまして。

このアウガに係る新たな管理スキームについては、市を含む区分所有者が全員合意して、現在に至っているものであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 私、関係者からも聞きました。地代の交渉は受けていないというふうに聞きました。4月1日から交渉したのであれば、管理者は議事を作成するというふうにアウガ管理規約に書かれていますので、今度はその提出をまず求めたいと思います。

ちょっと答弁が長過ぎますので、委員長、もし長いのであればぜひ注意をしてほ

しいと思います。

○奥谷進委員長 はい、わかりました。

○中村美津緒委員 時間がありませんので順次質疑してまいります、改めてお尋ねをさせていただきます。

区分所有者集会で市は八十数%の土地を所有しているのにもかかわらず、本市が単独で議事を決することができないのはなぜか、簡潔にお答えください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 集会の議決についての御質疑にお答えいたします。

アウガにつきましては、複数の所有者が建物を区分して所有する区分所有建物となっておりますことから、建物の区分所有等に関する法律第3条の規定に基づき、その所有者全員で、建物、その敷地並びに附属施設の管理を行うための団体、いわゆる管理組合を構成し、アウガ建物、その敷地及び附属施設の管理を行うため集会を開き、規約を定め、その規約に基づき管理を行っているところであります。

アウガ管理規約では、アウガ建物、その敷地及び附属施設の管理をする上で必要な修繕等の事業計画や収支予算等について、集会を開催し、集会の議決を経なければならないものとされており、

集会の議事に当たりましては、アウガ管理規約第51条第1項において、「集会の議事は、区分所有者全員で決する」と規定されており、集会の議決に当たりましては、区分所有者間で、これまで当該規定をもって全会一致を前提に解釈、運用がされておりますことから、市が単独で議事を決することはできないものと認識しているところであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

第51条、「集会の議事は、区分所有者全員で決する」と今お答えをいただきましたが、このどこに満場一致でなければいけないと書かれているのか教えてください。この第51条中に、どこに議事は満場一致でなければいけないと書いているのか教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 集会の議決についての御質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、集会の議事に当たりましては、アウガ管理規約第51条第1項において、「集会の議事は、区分所有者全員で決する」と規定されており、集会の議決に当たっては、区分所有者間で、これまで当該規定をもって全会一致を前提に解釈、運用がされておりますことから、市が単独で議事を決することはできないものと認識しております。

なお、本規約の規定につきまして、これまで全会一致を前提に区分所有者間で解釈、運用されてきた事実があるのであれば、当該規定をもって、全会一致で議事を

決すると解釈され、当事者間で引き続き有効であるとの見解が示されているところ
であります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 今、総務部長から、これまでこういった解釈で来たから、これ
からもこういった解釈をしなければいけないという答弁に私は聞こえました。

私は、本市、そして本市以外の弁護士3名、そして同じく本市、本市以外の司法
書士、行政書士、宅地建物取引士、マンション、そしてビル管理に詳しい方にお尋
ねをいたしました。この規約、この区分所有者全員で決するという意味は、区分所
有者全員の参加が必要ですよ、誰一人欠けることなく全員の意見を聞いて物事を決
めましょうね、でも、参加することができない場合は委任する形か、みずから意思
を書面という形で参加することができますよというふうに解釈されると言っており
ます。誰一人満場一致、全会一致とは解釈しない、逆に、解釈することはできない
というふうに私は言われました。

それではお尋ねいたしますが、本市の顧問弁護士にもこれはお尋ねしたと思うの
ですが、本市の顧問弁護士もそのような議決権——議事についてであります
が——満場一致という解釈、これまでもそうだったのでこれからもそうですよとい
う解釈だったのか、顧問弁護士はどういった解釈だったのか、教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 集会の議決についての御質疑にお答えいたします。

集会の議事に当たりましては、先ほどアウガ管理規約第51条第1項の条文で「集
会の議事は、区分所有者全員で決する」と規定されていて、その区分所有者間で、
これまでも当該規定をもって全会一致を前提に解釈、運用がされていることから、
市が単独で議事を決することはできないと認識している。なお、本規約の規定につ
いて、本市の顧問弁護士にも確認しておりますが、先ほど申しましたように、これ
まで全会一致を前提に区分所有者間で解釈、運用されてきた事実があるのであれば、
当該規約をもって、全会一致で議事を決すると解釈され、当事者間で引き続き有効
であるとの見解が示されているところであります。

また、補足意見といたしまして、これまで全会一致で議事を決してきたことにつ
いては、多数決の論理で決するのではなく、区分所有者間の対話を重視し、全会一
致を基調として行われてきたものと言える。このことは、アウガの歴史の中で、私
的自治のあり方として協調を重視してきたあらわれであり、決しておかしいもの
ではない。全会一致で決議するのであれば、その旨を明記することが自然ではあるが、
記載がないからといって法的に問題があるわけではないというふうな見解をいただ
いております。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 おかしいものではない、おかしかったからアウガがこうなった

んじゃないですか。アウガがブラックボックスで、誰か一人反対すると物事が決められない、そういったがんじがらめな規約でずっと来たから、今アウガはこうなったんじゃないですか。それを変えようとして、変えようとして努力してきたのに全くアウガ自体変わっていないじゃないですか。市の顧問弁護士と私たちの解釈の仕方が全く別だということがわかりました。

区分所有者集會に、地権者代表、金融機関、青森市、3者で總會に参加しているとお答えをいただきました。その地権者代表には、某組合の代表が地権者代表となって出席しておりました。この地権者代表、議決権行使者になる方、某組合の代表、どこでどのように選出されたのか教えてください。なぜ市が代表にならなかったのか、どこで、どういった場所で決められたのか教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 店舗区分の代表者の選任についての御質疑にお答えいたします。

建物の区分所有等に関する法律第40条の規定により、「専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき者一人を定めなければならない」とされており、また、アウガ管理規約第52条におきましても同様の規定が設けられており、アウガ地階から4階のいわゆる店舗区分につきましては、所有者が複数おり所有権を共有することから、これらの規定に基づき、議決権を行使すべき者1人を定めることとされているものであります。

店舗区分の議決権を行使すべき者につきましては、店舗区分の共有持ち分を有する店舗共有者により組織されたアウガ店舗共有者協議会の理事会において選任されているところであります。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 アウガ店舗共有者協議会の理事会で選出されたというお話でしたが、本市はかなりの土地を保有しています。かなりの議決権を持っているはずであります。その理事会の中に市は入っていますよね。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 協議会の構成についての御質疑にお答えいたします。

市も4階部分を所有しておりましたので、店舗区分所有者の中に入っております。以上でございます。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでも、市はその理事会の中に入れないんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 協議会についての御質疑にお答えいたします。

共有者協議会ですので、メンバーとして市のほうも入っております。ただ、代表になるかどうかというのは、これはまた別の話でありました。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** 代表になるかは別という話でありましたが、市は八十何%の土地を所有しています。議決権もかなりあるはずであります。地権者の議決権、本市は議決権の何%を保有しているか教えてください。それだけお答えください。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** アウガ店舗共有者協議会の議決権のお話でありました。この御質疑にお答えさせていただきます。

アウガ店舗共有者協議会のメンバーにはなっておりますが、店舗共有者協議会の議決権と各区分所有者のアウガに対する持ち分による議決権とは違うものでありますので、持ち分ということでの議決権は何%というものはありません。

○**奥谷進委員長** 中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** 違うでしょという声も上がりましたけれども、このアウガ管理規約に基づけば、議決権というものはあるはずですよ。地権者の議決権。私は、地権者の議決権は市は何%持っているんですかとお尋ねいたしました。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** アウガの区分所有者集会の議決権、先ほどは、アウガ店舗共有者協議会の議決権ということでお話しさせていただきました。

区分所有者の議決権といたしましては、持ち分として、市は0.2744844という数字になっております。持ち分がこうなっております、議決権数といたしましては27万4485という数字になっております。

○**奥谷進委員長** 中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** 区分所有者集会にその某組合の代表者が出ておりました。この某組合の代表者の議決権は何%ですか。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 区分所有者の議決権ということによろしいでしょうか。——代表者の持ち分につきましては0.0769864、議決権数といたしましては7万6986という数字になっております。

○**奥谷進委員長** 中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** 周りの人はどう思うかわかりません。自分は、青森市は約0.27、約27万の議決権を持っており、その代表者は約0.07、約7万6000の議決権しかないのに、何で市は地権者代表にならないのか、すごく違和感を感じておりました。なぜ——これまでアウガがほんの複数の地権者によってすごく振り回されてきたわけですよ。それをなくすはずだったと私は思っていたんです。アウガ管理規約もまた、特定の者によって守られている。アウガ管理規約、これ、絶対根本的に改正すべきと思うんですが、アウガ管理規約を改正するための手続、手順を教えてください。どこの機関で手続が行えるのか教えてください。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 規約改正についての手続に関する御質疑にお答えいたし

ます。

先ほど申し上げましたが、アウガにつきましては、複数の所有者が建物を区分して所有する区分所有建物となっておりますことから、建物の区分所有等に関する法律第3条の規定に基づき、その所有者全員で、建物、その敷地並びに附属施設の管理を行うための団体、いわゆる管理組合を構成し、アウガ建物、その敷地及び附属施設の管理を行うため集会を開き、規約を定め、その規約に基づき管理を行っているところであります。

アウガ管理規約では、アウガ建物、その敷地及び附属施設の管理をする上で必要な修繕等の事業計画や収支予算等についても、集会を開催し、集会の議決を経なければならないものとされております。

この規約の改正、変更、廃止等につきましても、この管理組合の集会の議決を経なければならないものとされているところであります。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 アウガ区分所有者会議に出る前に、アウガ店舗共有者協議会、ここで諮らなければ、ここで誰か一人だめだと言えばこの先に進まないとは聞きましたがけれども、それでいいんですね。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 規約の変更等の手続に対する御質疑に再度お答えいたします。

規約の変更または廃止につきましては、集会の議決を経なければならないものであります。その以前にアウガ管理規約の第42条があります。これにおきまして、「規約の変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の全員による集会の決議によってする。この場合において、規約の変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときは、その承認を得なければならない」とされているものであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 これまでもアウガ管理規約をずっと盾にしてきたわけですよ。アウガ管理規約を盾にしてきました。議決権、全員の議決をもって決する、その一句だけを見て、区分所有者全員が賛成しなければ物事が前に進まないよというのが今のアウガですよ。昔のアウガと一切変わっていませんよ。これは絶対変えるべきですよ。

では、総務部長は、今までこれまでアウガ管理規約を盾にしてきました。このアウガ管理規約には、修繕積立金を徴収するとなっております。さきの一般質問で、修繕積立金、誰が納めているんですかという質問に対しまして、本市と金融機関が修繕積立金を納めているというお話を伺いました。となれば、某組合、そして各個人の地権者は、区分所有者は、修繕積立金を支払っていないということになります。アウガ管理規約にも、「費用を区分所有者から徴収し、区分所有者は管理者に納入し

なければならない」とあります。

それではなぜ、管理者の市は、金融機関からは修繕積立金を徴収していながら、区分所有者の某組合、個人の地権者は、なぜ修繕積立金を積み立てないような方向にしたのか。前置きはいいです。それだけお答えください。なぜ修繕積立金を徴収していないのか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 修繕積立金の負担についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森駅前再開発ビル株式会社が解散することに伴い、本市では、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとした、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を策定し、これに基づき、平成29年4月以降のアウガ管理体制については、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎ、ビル全体の管理業務を行うこととしたところであり、このアウガに係る新たな管理スキームの中で、店舗共有者の床の持ち分に係る賃借料を無償とする一方で、地代については従前のおり市が負担するものとし、また、共用部分に係る修繕積立金及び共益費については市が負担し、専有部分に係る共益費については出店者が負担することとしたものであり、これにより区分所有者が有する2億3000万円の債権を放棄することで合意し、平成29年11月25日債務の弁済方法及び免除等について決めました協定について、青森地方裁判所により認可が確定したところであり、

このことから、修繕積立金については、専ら市において負担して、当該スキームに基づき今後も行っていくものであって、これを見直す考えはありません。

以上でございます。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 これを見直す考えはないと今お答えいただきましたが、となれば、地代についても、今後それは見直さないとやっているのと同然でありました。今、共益費についても質疑しようと思いましたが、これについてもいただかない、今後この考えは変わらないというふうな今お答えをいただきました。共益費についても質疑しようと思いましたが、全くその考えはないという答弁でありましたので、この共益費についても、今後もらわないと私は受けとめました。

本来であれば、地下のテナント、空調だとかエレベーター、エスカレーター、トイレに使う電気、水道、いろんなあらゆる共益、共同の部分があります。これは当たり前、もらうものはもらって、払うものは払う、これは当然のやり方だと思うんですが、青森市の収入、適実かつ厳正に徴収しなければならない、私、本当にこのように思いました。

ストレートに聞こうと思ったんですが、先ほど合意というキーワードが出てきましたので、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算に当たり、現在の地権者から土地の売買の交渉をする際に、市側と現在の地権者側で何かしらの取引があった。だから、それに合意して、地代は今のまま、修繕積立金は取らない、共益費も取らな

い、そういった合意があった。取引があったから合意があった。だから、某組合、個人の地権者からもそういった共益費、修繕積立金は取らないようにした。有利な状況になっている、それは合意があったから。要は、取引があったということによるのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 アウガ地権者等との合意についての御質疑にお答えいたします。

先ほど来お答えしておりますけれども、青森駅前再開発ビル株式会社が解散することに伴いまして、本市では、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとした、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を策定し、これに基づき、平成29年4月以降のアウガ管理体制については、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎ、ビル全体の管理業務を行うこととしたところであります。このアウガに係る新たな管理スキームの中で、店舗共有者、地権者の床の持ち分、権利床に係る賃借料を無償とする一方で、地代については従前のおり市が負担するものとし、また、共用部分に係る修繕積立金及び共益費については市が負担し、専有部分に係る共益費については出店者、テナント等が負担することとしたものであり、これにより区分所有者が有する2億3000万円の債権を放棄することで合意し、平成29年11月25日債務の弁済方法及び免除等について定めた協定について、青森地方裁判所による認可が確定したところであります。

このことから、市としては、この当該スキームに基づきまして、今後も管理を行っていくこととしているものであります。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 先ほど来から同じ答弁がずっと続いているんですね。その答弁が、市民目線で、社会的一般常識で青森市民が理解できるか、通用するか。私はできないと思っております。

過去に私、1年生議員のとき、平成27年に初めてアウガの質問をした際、「黙れ小僧」と言われました。しかし今定例会、アウガの質問をした際、その方から「真正面からやれ、うちらもおかしいと思っているんだ」と。そう言ってくださいました。ほかの数人の先輩からも、「いや、まだアウガはこんなことやっているのか」とも言われました。これは誰もがおかしいと思っているんですよ。私たちの税金を限度を超えて地代を払っている事実と、徴収しなければいけないものを徴収できていないこの事実、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」。区分所有法も遵守していない。定められた規約を都合のいいように大解釈して、特定の者に対して多大なる便宜を図っているとしたか私は思えません。誤解を生む市の姿勢に、これはもっとしっかりとした答弁をもらわなければいけないと私は考えています。よって、地代については、地方財政法の第4条、本市は義務違反している可能性が極めて高いと私は思っております。

さらに、「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない」とあります。共益費等、修繕積立金等を徴収していないことについても、同じく本市は地方財政法第4条に違反している可能性が極めて高いと、私はそう思っております。

市は、先ほどの答弁で、これから変更する予定はないとおっしゃいました。改めてお尋ねいたします。変更する——いや、変更しなければなりません。本市として規約もそうです、絶対変更しなければなりません。

最後にお尋ねいたします。本市の最後の見解を——変更しなければいけないと思いますが、市の見解をお示しくください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 スキームにつきましては、これまで何度も御答弁してまいりました。管理規約の変更についてということでありますと、アウガについては、先ほど来言っていますけれども、複数の所有者が建物を区分して所有する区分所有物、区分所有建物となっております。建物の区分所有等に関する法律第3条の規定に基づき、アウガ管理組合を構成し、集会を開き、規約を定め、その規約に基づき管理を行っているところであります。

アウガ管理規約につきましても、本市が管理者の役割を引き継ぐに当たりまして、アウガの財産そのものが共有財産であり、その性格は変わらないものでありますことから、管理者を青森駅前再開発ビル株式会社から青森市に変更するなどにとどめたところであり、規約についても現時点で見直す考えはありません。

なお、管理スキームにつきましては、冒頭でも申し上げましたけれども、先ほど来申し上げました当該スキームに基づき、今後も管理を行っていくものであり、これを見直す考えはありません。

○奥谷進委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 見直す考えがないとはっきりと答弁をいただきました。

これは市民の財産であり、市民のシンボルであります。これからずっとこの先僕たちの子ども、その子どもたちの子ども、孫、ずっと——それでは、規約を盾にしておりましたけれども、アウガ管理規約には、管理者は、地代総額の算定に当たって、公租公課、社会経済情勢等の変動により、不適當が生じた場合は、集会の承認を得て変更することができるかと書いていますけれども、今の規約は、今のままだとたった一人反対すれば変更できない。そういったアウガじゃないですか。僕はこれは絶対におかしいと思いますよ。特別委員会でも何でも設けて、これは追及しなければなりません、本当にこれは厳しい、難しいことだと十分に考えております。

市の顧問弁護士が違う見解をしたのであれば、これはもう法のもとで、地代について、共益費について、修繕積立金について、アウガ管理規約の徹底した見直しについて、これは本当に法のもとで争わなければいけない事案だと私は思いますので、引き続きこの事案について取り組んでいきたいと思って、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○**奥谷進委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

午後1時再開

○**奥谷進委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、木下靖委員。

○**木下靖委員** 市民クラブの木下でございます。

私からは、空き家対策についてお尋ねをいたします。

本市では、平成25年3月、青森市空家等の適切な管理に関する条例が制定されています。それで、これまでどのように空き家対策が進められてきたのかをお尋ねします。

まず、平成28年から平成30年度の空き家に関する情報提供件数と、そのうち所有者等が特定された件数をお示してください。同様に、平成28年から平成30年度の空き地に関する情報提供件数をお示してください。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**大櫛寛之都市整備部長** 木下委員からの空き家、空き地に関する情報提供件数と所有者等の特定件数についてのお尋ねにお答えいたします。

初めに、空き家についてお答えいたします。

本市では、空き家に関する市民からの情報提供があった場合、まず、現地調査を行い、その後、所有者等を特定し、その者に対し適正管理の依頼を実施しているところであります。

空き家の所有者等の特定につきましては、現地調査時における近隣市民への聞き取り、法務局が保有する不動産登記情報の確認、住民票・戸籍情報の確認、固定資産税課税情報の確認などにより対応しているところであります。

空き家の情報提供件数につきましては、平成28年度が152件、平成29年度が166件、平成30年度が440件となっており、そのうち、所有者等を特定できた件数は、平成28年度が147件、平成29年度が160件、平成30年度が428件となっております。

次に、空き地についてお答えいたします。

本市では、空き地に関する市民からの情報提供があった場合、空き家と同様に、まず、現地調査を行い、その後、所有者等を特定し、その者に対し適正管理の依頼を実施しているところであります。

空き地の所有者等の特定につきましては、現地調査時における近隣市民への聞き取りや法務局が保有する不動産登記情報の確認、住民票・戸籍情報の確認などにより対応しているところであります。

空き地の情報提供件数につきましては、平成28年度が2件、平成29年度が2件、平成30年度が17件となっております。また、そのうち、所有者等を特定できた件数は、平成28年度が2件、平成29年度が2件、平成30年度が12件となっております。

○奥谷進委員長 木下委員。

○木下靖委員 空き家、空き地ともに、平成30年度に情報提供件数が急激にふえています。聞いたところでは、これは空き家、空き地の件数そのものの件数ということではなくて、寄せられた情報の件数だということでした。所有者についてもほとんどが特定できているという状況です。通常、我々でも法務局へ行って登記簿謄本を見れば、表面上の所有者というのはわかります。ただ、実態がどうかということになればまた別ですので、その点については、今の答弁で近隣への聞き取りだとか、住民票、戸籍情報等を確認して特定作業を行っているということでした。

市の条例では、空き家情報に基づいて実態調査を行って、常時無人で管理不全な状態であり、緊急性があるというふうに認められた場合には、緊急安全措置をとるというふうにされています。

そこで、条例に基づく空き家等に対する措置の平成28年から平成30年度の件数をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森市空家等の適切な管理に関する条例では、空き家等に対する措置といたしまして、第5条において、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家対策特別措置法で定める特定空家等に対する緊急安全措置、また、第6条において、関係機関との連携について規定しているところであります。

条例第5条における緊急安全措置は、対象を特定空家等としており、特定空家等の判断につきましては、現在策定作業中である空家等対策計画においてその基準を明確にした上で判断することとしておりますことから、条例第5条に基づく緊急安全措置の実績はないところであります。

また、条例第6条における関係機関との連携といたしましては、危険度の高い空き家等に対し、警察や消防等と連携し、例えば屋根の飛散や家屋の倒壊等により、隣接する道路や家屋等へ被害を及ぼすおそれが高まった場合には、市民の安全・安心を守る観点から、ビスによる仮どめやトタンの切除等の危険排除を行っているところであります。

この条例第6条に基づく措置の件数といたしましては、平成28年度が28件、平成29年度が30件、平成30年度が10件となっております。

○奥谷進委員長 木下委員。

○木下靖委員 緊急安全措置については、特定空家等に対してのものだということで、それは空家等対策計画ですか、その中で規定するということでした。そうすると、私、今回の質疑するに当たって——これは青森市の条例が制定されたときのものだと思います。2013年の6月1日号の「広報あおもり」に、「条例に基づく対応の流れ」という図が載ってまして、危険な空き家を発見した場合、市民等から情報提供を受ける。そして、市のほうで実態調査を行う、常時無人の状態でも管理不全であれば所有者等を調査する。所有者がわかってわからなくても緊急性があると認められた場合には緊急安全措置をとると。所有者が特定されていれば、指導、勧告、命令、公表、最終的には代執行といった手続をとるということなんですが、少なくともこの表には特定空家等という言葉は出てこないんですけども、この一連の対応の流れというのは、特定空家等に対してのものだというふうに考えてよろしいですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

木下委員から御紹介のありました平成25年6月1日号の「広報あおもり」では、平成25年に施行された青森市空家等の適正管理に関する条例第3条に規定する対応として、倒壊のおそれがある空き家や草木が著しく繁茂し、伐木または除草が必要な空き家等に対し、市民からの通報や所有者等の特定、緊急安全措置、指導、勧告といった条例に基づく一連対応の流れを記載したものであります。

一方、特定空家等につきましては、平成27年に施行された空家対策特別措置法において規定されたものでありますので、平成25年の「広報あおもり」の記載内容と空家対策特別措置法で規定する特定空家等との直接の関連性はないところでありますが、本市におきましては、法との整合を図るために、平成29年に条例を改正したところであります。

条例改正後におきましても、大きな流れについては同様のものと考えておりますが、法律で定められた用語と厳密には異なっておりますので、対応の流れにつきましては、空家等対策計画を策定する中で整理してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 木下委員。

○木下靖委員 確かに、市のほうの条例制定が平成25年3月ということで、国の空家等対策の推進に関する特別措置法、これが平成26年11月ということで、市の条例より後に国の特別措置法ができて、その中で、特定空家等の定義というものがされているので、この条例ができたときには、そういった文言というか、言葉がないということなんですが、流れとしては同じであるという話ですよ。

そうすれば、空家等対策の推進に関する特別措置法——以下、特別措置法と言います——この第5条において、国土交通大臣及び総務大臣は、空き家等に関する施策の基本指針を定めるものとし、同第6条において、市町村は国の指針に即した空家等対策計画を定めることができるとされていると。これが先ほどから出てきてい

る空家等対策計画ということなのだと思いますけれども、国の指針では、市町村がつくる空家等対策計画に定める事項として幾つか挙げられていますが、その中に、「空家等に関する対策の対象とする地区」というもの、あと、「対象とする空家等の種類」、そして、「計画期間」というものが示されていますが、これらについて具体的に何を指しているのかお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

国におきましては、空家対策特別措置法第5条に基づく空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を定めており、同指針におきまして、空家等対策計画において定めるべき事項の方向性が示されております。

同指針におきまして、対象とする地区につきましては、空き家等の数や分布状況を踏まえ、重点的に推進すべき地区を定めることが考えられる等の記載がなされており、また、対象とする空き家等の種類につきましては、どの種類の空き家等から対策を進めていくかといった優先順位を明示することが考えられる等の記載がなされております。また、計画期間につきましては、各市町村の既存計画との整合や計画期限を迎えるごとに空き家等の状況の変化を踏まえ、計画内容の改定等を検討することが重要である旨の記載がなされておりますが、いずれにつきましても、具体的な設定につきましては各市町村の判断に委ねられているところであります。

○奥谷進委員長 木下委員。

○木下靖委員 対象とする地区については、重点的に進める地区等を定めることができる。普通に考えれば、青森市の空き家等の管理に関することですので、市全域というのが考えられるのですが、そうでないような設定も可能だということですよ。計画期間というのが、これまたちょっとよくわからなかったんですが、要するに空き家等に関する条例をつくって、その空家等対策計画も条例をつくってそれを進めていけばいいんじゃないかと思うんですが、今のお話だと、ただつくって終わりということではなくて、目標だとかを定めて、その内容の改定を随時していくということで、いわゆるつくりっ放しじゃなくてという話でした。

それでは、先ほど来出てきています特定空家等についてなんですが、特別措置法の定義によれば、『特定空家等』とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう」というふうに定義されています。

ただ現実問題として、そういう状態にあるかどうかというのを客観的に判断するのは、これは誰がやるんでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

空家対策特別措置法では、特定空家等の所有者等に対し行う指導、勧告などの一連の措置について、市町村長が実施することと定めておりますことから、特定空家等の最終的な判断につきましては市が行うものでありますが、具体の判断体制につきましては、計画策定の過程で検討してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 木下委員。

○木下靖委員 最終的には市が判断するという事なんですが、具体については、その空家等対策計画の中でということでした。何で聞くかということ、この特定空家等の定義、著しく保安上危険となるおそれとか、著しく衛生上有害となるおそれとか、著しく景観を損なっているとか、客観的な基準というのがないんですよね。判断する人の見方によって、何が著しいのかそうでないのかというところが分かれるところだと思いますので、行政が判断するのが正しいのか——行政の中でも恐らく意見は分かれると思いますので、具体的にはそこで検討していくということですけども、当然こういうのは財産権が絡むものなので、後々トラブルとならないように、誰もが納得できるような判断がされるような人になるんだらうなというふうには思いますけれども、例えばこれ、他都市には何かこういう例はありますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大樫寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

具体的な都市名というところは今の時点で申し上げられませんけれども、特定空家等の判断に当たりましては、空家等対策計画にその判断基準を明示しつつ、例えば空家対策特別措置法第7条に定める協議会などを設置した上で、その協議会における意見を踏まえるなど、公平性、専門性を担保した上で判断するといったことも考えられるところであります。

○奥谷進委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、都市整備部長から、特別措置法の第7条、「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる」と。それで、協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成するとありますので、その道の専門家だとか、これを見ると、議会の議員とか地域住民というのも入っていますけれども、いろんな人たちから広く意見を聞いて判断をするというように理解します。

まず、空き家等に関する市民からの苦情、相談を我々も受けましても、うまく進まない、事がうまく進んでいかないというのは、所有者が特定できたとしても、その所有者が必要な措置を講じてくれないというケースが間々あります。そのような場合、最終的には行政が強制力を持って必要な措置を講ずるということも必要になってきます。空き家等については、特定空家等でなければ、この特別措置法に基づく行政代執行というものはできないと考えてよいのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

空家対策特別措置法第14条では、特定空家等の所有者等に対し、まず指導、勧告を行い、その内容に係る措置がとられなかった場合において、当該措置をとるよう所有者等に命ずることができることとされております。この命令に対して所有者等が従わなかった場合には、同法に基づき市みずから所有者等のなすべき行為をし、または、第三者をしてこれをさせることができるとされております。

空家対策特別措置法における行政代執行の対象は、同法第2条に定義する特定空家等となります。空家対策特別措置法の規定では、特定空家等の判断を行うに際して、空家等対策計画の策定は義務づけられておりませんが、木下委員からも御紹介がありました公平性等の観点から、本市におきましては、特定空家等の判断基準を明確化する必要があると考えておりますので、空家等対策計画に特定空家等の判断基準を位置づけることを想定しておりますことから、計画を策定しない状態で特定空家等の判断を行うことは考えていないところであります。

○奥谷進委員長 木下委員。

○木下靖委員 特別措置法にうたう行政代執行を行うためには、特定空家等である必要があると。その特定空家等であるという判断をするためには、空家等対策計画が不可欠であるということですので、最終的に行政が強制力を持って必要な措置を講ずるためには、空家等対策計画の策定がどうしても必要だということになりますので、現在検討中でしたっけ、策定中でしたっけ——ということだったんですが、いつごろ策定されるのかという点について、お伺いします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

空家等対策計画につきましては、他都市の計画の分析などの基礎調査を実施するとともに、課題の整理などを行っているところであります。今後、計画の骨子を整理した上で計画の素案を作成することとしておりますが、具体的な策定期間につきましては、お示しできる段階ではないところであります。

○奥谷進委員長 木下委員。

○木下靖委員 作業はしていますけれども、具体的な時期というのはまだ言える段階にないということですが、この特別措置法は平成26年に制定です。そして、基本的な指針は平成27年2月にできています。今、令和元年、平成で言えばもう31年ですので、一刻も早く空家等対策計画を策定されるよう要望して私の質疑を終わります。

○奥谷進委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費に関連して、フレイル予防について質疑をさせていただきます。

フレイルとは、いわゆる健康な状態と要介護の状態のちょうど真ん中の虚弱の状

態をいい、この虚弱を予防することによって、要介護になるのを予防し、健康な状態を長く保つという効果があります。

昨年9月定例会において、一般質問でこのフレイル予防について質問をいたしました。その際、フレイル予防のためにはまず、事前に高齢者自身が虚弱の状態を簡易にチェックできるように、茅ヶ崎市で行っている簡易チェックを例に挙げ、簡易に自己チェックできるようにしたらどうかという要望をいたしました。

今現在、本市では、簡易にチェックできるチェックリストというのは作成されているのか。また、このフレイル予防について、ホームページ等で市民にもわかりやすく周知するべきと思うが、考えをお聞かせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 軽米委員からのフレイル予防についての御質疑にお答えいたします。

フレイルとは、高齢者の虚弱を指す概念であり、加齢とともに、筋力や認知機能等が低下し、生活機能障害や要介護状態などの危険性が高くなった状態で、筋力や低栄養などの身体面、判断力や認知機能の低下、鬱などの精神・心理面、閉じこもりや経済的困窮などの社会面で多様な問題を抱え、健康な状態と介護が必要な状態の中間的な段階にあることを言うものであります。

本市では、高齢者やその家族が容易にフレイルについてチェックできるよう、リハビリテーションの専門的知見を有する青森県立保健大学理学療法学科教員の助言のもと、バランス能力を確認する開眼片足立ち測定など4項目の体力測定による運動機能のチェックのほか、たんぱく質を含む食品をよく食べているかなどの栄養状態、お茶や汁物などでむせることはないかなどの口腔機能、週に1回以上外出しているかなどの外出状況を、生活を振り返りながらチェックすることで、高齢者に体の状態をわかりやすく伝えることができる青森市版フレイルチェック「見える化」シートの運用を本年5月から開始したところであります。

このフレイルチェック「見える化」シートは、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの職員が、地域の集いの場などで体力測定を実施した高齢者に対し、虚弱な部分について解説するとともに、必要な改善方法を伝えるためのツールとして活用しております。市としては、今後も一人一人の状態に応じたきめ細やかな支援の充実に努めていくこととしております。

また、フレイルは、適切な介入・支援を行うことにより、生活機能を維持向上させることが可能とされております。このことから、フレイル予防について広く市民に周知することは、介護が必要な状態に陥ることをおくらせたり、状態悪化を緩やかにしたりすることにつながるため重要であると考えており、他市町村の取り組みも参考としながら、ホームページやリーフレット等についてさらにわかりやすく、理解していただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

5月からスタートしたという「見える化」シートを見せていただきましたけれども、大変工夫されているなどは思います。簡易チェックの部分もついておりました。ただ、ちょっと高齢者にはまだまだわかりづらい、ちょっとかたいシートのできかなと思っております。調べる側の行政側から見ればとてもわかりやすいシートになっていると思うんですけども、まずタイトルから「体力測定結果記録シート」というすごくかたいところからスタートして、グラフも行政の方にはわかりやすいと思うんですけども、高齢者がわかりやすいかといえば、その辺はちょっとわかりづらいのかなと思ってます。その後についている、今後気をつけていくことということに対しての、生活にこんな運動を入れようとか、食品はこういうのが大事だというふうなのはイラストを使っていて、とてもわかりやすくつくられているんですけども、やはり、私が以前一般質問で言った見える化という部分は、高齢者がまず自分で、一等先に入るときに自分の状態がどういう状態かなというのが、入る段階でわかりやすいようなものにしていくべきではないかなというふうに言わせていただいていたんですけども、基本チェックリストというのも市ではつくっていて、それもまたとても丁寧に25項目書いてあるんですけども、それも余りにも細か過ぎて、出だしはもうちょっと簡単でもいいのかなと思いました。

今、5月からスタートしたという「見える化」シートですけれども、どういう場面で活用をされているのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。「見える化」シートをどういふ場面で活用しているかとお尋ねです。

地域における高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを進めておりますこちらの縁側づくり事業の集いの場や町会や老人クラブ等、高齢者の方々が多く集まるロコモ予防体操の場で体力測定を行っており、その際にフレイルチェック「見える化」シートを活用しているという状況です。

○奥谷進委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ロコモ予防体操の場だけでなく、そういう集いの場というところでも活用されているというお話でしたけれども、この集いの場というのは、今現在、以前よりもふえている状況でしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。集いの場がふえているかとお尋ねです。

こちらの縁側づくり事業の集いの場は、現時点で106カ所となっております、平成28年度の45カ所から61カ所ふえております。また、ロコモ予防体操の場も現時点で20カ所となっております、平成28年度の5カ所から15カ所ふえております。

○奥谷進委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 随分とふえているなと思って、すごいすばらしいなと思います。本当にそういう場所で、多くの方々に――まずこのフレイル予防というものが何なのかというのが、今まだほとんど浸透されていないなと思うんですね。ロコモ予防体操というのが今、もう十分高齢者の方々に浸透しているので、フレイルって先ほども説明がありましたけれども、なかなか虚弱の状態を予防しましょうと言っても、高齢者の方はぴんどこないかなというので、このフレイルという言葉は今も、厚生労働省でも使って、フレイル予防というところに特化して取り組みを行っているので、まずはこのフレイル予防というのを、もっと浸透させていかなければならないのかなと。青森市のホームページを、例えばフレイル予防と開いても、まず出てきませんし、介護予防と入れると初めて出てくるんですけども、やっぱりホームページがかたくて、そこから入っていくのはすごく難しいかなと思うんですね。

柏市でも、一等先にフレイル予防と開きますと、イラストでフレイルが何かというのを物すごく簡単な絵でスタートして、その後、こういうふうなチェックの仕方がありますよという形で簡易なチェックを、まず一等先に上げてくるんですけども、もう少し簡易なチェックリストをつくることを工夫するべきではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。フレイルチェックをもうちょっと簡易なものにしてはというお尋ねです。

本市におきましては、包括的な連携に関する協定を締結しております青森県立保健大学から御助言をいただきまして、これまでもロコトレマニュアルやフレイルチェック「見える化」シートの作成等を行ってきたところですが、今後、フレイル予防の重要性が高齢者に理解され浸透していくように、ホームページやリーフレットの作成等につきましても、青森県立保健大学からの助言や、あと、集いの場に参加されている皆さんからの声も参考にしながら、工夫してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 以前、一般質問でもお話しした茅ヶ崎市でも、指輪っかで足の筋肉の衰えをはかる部分だったりとか、そういう取っかかりがわかりやすいので、高齢者の人たちが楽しみながらチェックするというので、そのときもチェックシートに赤いシール、青いシールで、シールを張りながらやっていくという、その作業が入りやすいという部分で紹介をいたしましたけれども、今回もそういった部分も踏まえてもうちょっと、まず、せっかくなさる場所でのシートを使っているの、そのシートとともにもう少しわかりやすい、イラストから入っていけばいいのかなと思います。

また、ホームページも――高齢者の方はホームページは見ないんですけども、

やっぱり家族の方がフレイル予防という言葉聞いたときに、それはどういうことなんだろうとホームページを開いたときに、家族の方がこういうところを気をつけていかなければいけない、自分たちの家にいる高齢者の方にチェックさせてみようというような動きがあつて、簡単なそういう取りかかりやすいチェックみたいなものをホームページに載せていくと、御家族の方も、うちの高齢者の方がどの辺まで虚弱、体が弱ってきているのかというのが見れるのかなと思うので、ホームページもぜひそういうふうな形で工夫をしていただきたいのと、今言った集いの場でも紙ベースで、できればイラストでわかりやすく活用していただければなというふうに、そういう工夫をして、これから——今始まったところかと思えます。5月のスタートですので、ぜひその活用、どのように高齢者の方に浸透して、それがうまいぐあいに皆さんに活用されているのか、これからかとは思っているので、ぜひそういう部分も工夫してフレイル予防をしっかりと浸透させていっていただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○奥谷進委員長 次に、山崎翔一委員。

○山崎翔一委員 無所属の山崎翔一です。理事者の皆様には明瞭な答弁をよろしくお願いします。

それではまず、プレミアム付商品券についてお尋ねいたします。

こちらの事業は6億5539万1000円の予算がついておりますが、こちらの内訳についてお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 山崎委員からのプレミアム付商品券についての御質疑にお答えいたします。

今回の青森市プレミアム付商品券事業は、平成27年度に青森商工会議所等及び市による実行委員会を組織し、プレミアム商品券事業を行った実績があることから、前回と同様の実行委員会方式で実施することとし、青森商工会議所を初めとする商工団体及び市の5者で青森市プレミアム付商品券事業実行委員会を組織し、事業を実施しております。

本事業費の内訳につきましては、青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の負担金として、商品券のプレミアム相当分4億4000万円を含む5億3327万1000円、申請書の受け付けなどを行う窓口業務等の委託料として6056万6000円、そのほか、申請書の郵送などの必要となる経費として6155万4000円であり、合計6億5539万1000円となっております。

○奥谷進委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 プレミアム相当分4億4000万円は国からの支出ということですが、それでも、やはり市の負担分は大きいものだと思います。こちらのプレミアム付商品券事業は、次の増税に向けた対策として行われる事業であり、前回は消費税

が5%から8%になった際に、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の一環として行われたものであります。そして、来月から始まる8%から10%の増税に対する措置として、今回もこのプレミアム付商品券事業が行われるものですが、そこで再質疑いたします。

前回、平成27年度に行われたプレミアム商品券事業の使用可能店舗の登録店舗数と、今回の登録店舗数の状況をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。平成27年度に行ったプレミアム商品券の使用可能店舗の登録店舗数と、今回の登録店舗数の状況についてのお尋ねです。

平成27年度の使用可能店舗の登録店舗数は1183店舗でありました。今回の登録店舗数は、使用可能店舗の募集を7月1日から10月31日まで行っており、8月31日現在の登録店舗数は655店舗となっております。

○奥谷進委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 今おっしゃった数字を聞き取りの際お聞きしたとき、余り進捗状況として芳しくないなという印象をお受けしました。というのは、前回実施している事業ですので、さらに今もう9月後半ということで、この事業実施の時間的猶予が余らないというふうに私は感じております。

そこでまた再質疑するんですけれども、使用可能な登録店舗かどうかというのは、どのようにすればわかるのでしょうか、お答えください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。使用可能店舗数がどのようにしたらわかるのかのお尋ねです。

使用可能店舗数につきましては、実行委員会がお示ししておりますホームページ上で見れるような形となっております。

○奥谷進委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 ということは、実店舗に行った際に、そのシールとか、のぼりとか、そういうものはなく、ホームページ上でしかわからないということでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

大変申しわけありませんでした。店舗に関しましては、まず、ホームページ上で検索すれば探せるようになっているのと同時に、使用可能店舗につきましては、のぼりと、あとはのぼりと同じような表記がされているシールが店舗に張られているという形となっております。

○奥谷進委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 ホームページだけではないということでした。

それで、御存じのとおり、新聞並びに聞き取りからも、今回対象となるプレミアム付商品券の申請割合がまだ3割ほどしかないということをお聞きしたんですけれども、一応今の申請状況をもう一度お聞きしたいのと、今後、周知についてどのような対応、取り組むのかお聞かせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。周知に関して、今後どのような取り組みを行っていくのかとのお尋ねです。

市では、これまで事業実施のお知らせや商品券購入引換券交付申請に係る申請方法等について、6月15日号及び8月15日号の「広報あおもり」において周知を図ったほか、実行委員会におきましても7月23日に新聞広告を行い、市及び実行委員会それぞれのホームページにおいても周知を図っているものであります。

また、国におきましても、新聞広告やテレビ、ラジオ広告を行ったほか、専用ホームページにおいて制度の周知や申請の促進を図っているところであります。

今後は、市及び実行委員会のホームページによるさらなる周知を図るとともに、「広報あおもり」11月1日号においても申請し忘れがないよう、重ねてお知らせすることとしております。また、実行委員会におきましても、9月下旬に使用可能店舗の募集を新聞広告に掲載する予定としており、この広告の中で、購入対象者に対する申請方法等について周知を図ることとしております。

○奥谷進委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 恐らく申請の割合というのは、まだ三、四割ほどにしかなくなっていないのかなと思います。そして今お話いただいた手法についてですけれども、これぐらいしかないのかなと私のほうも思うんですが、先ほどお話ししたとおり、取り組みが少し遅いのじゃないかなと思います。今回、初めてやるプレミアム付商品券事業ではありません。前回も行っておりますし、また今回で終わりというわけではない可能性もあります。次回は、今回の経験、反省点を踏まえてもっと改善して、よりスピーディーに、そして皆さんにわかりやすいように行っていくべきものと考えます。この項についての質疑は以上で終わります。

次に、市が行っている不審者対策についてです。

現在、市が行っている青森市メールマガジンを用いた不審者に対する対策についてお知らせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 山崎委員の不審者情報配信の手順についての御質疑にお答えします。

本市におきましては、子どもへの声かけ、つきまとい、写真撮影など、昨年度、教育委員会が警察や学校から得た不審者に係る情報は100件を超えており、不審者への対策が喫緊の課題となっております。

教育委員会では、学校や警察などからの不審者の情報に基づき、情報通報票を作

成し、本市の全小・中学校及び東青地区高等学校生徒指導部会、青森市PTA連合会などへ情報提供し、各学校等における不審者対策を支援しております。また、平成22年6月からは青森市メールマガジンを活用し、市民に対しても広く不審者の情報を提供しております。

青森市メールマガジンでの配信につきましては、不審者に遭遇した子どもの保護者が青森県警察へ届け出を行い、届け出を受けた青森県警察は子どもへの聞き取りを行い、不審者事案と判断した場合には、教育委員会への情報提供を行います。教育委員会は、これら青森県警察からの情報に基づき、青森市メールマガジンを用いて広く警戒を呼びかけるという手順をとっております。

教育委員会では、今後も、青森市メールマガジンを活用した市民への不審者情報の提供を含め、全小・中学校及び関係団体と連携しながら、子どもたちが不審者による被害に遭わないよう対策を講じてまいります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 答弁ありがとうございます。

まず、ここで申し上げたいのは、日ごろから子どもの登下校を見守っていただいている方々に、我々は感謝しなければいけないということです。場所によってはもちろん、やっていたりやっていなかったりしますが、そういう見守っているおじさん、おばさんだったり、そういう方々を見ますと、やはりこちらも安心しますし、そういう防犯というのは、ただ行政がやればいいのか、そういうものではなく、やはり地域で支えるという意識を持つのが大事なのかなと思います。

しかし、この不審者情報のメールマガジンは、私も登録して見ているのですが、ちょっと親切な人だったり、普通の人の不審者扱いされているのかもしれないというものを幾つか見かけます。例えば、7月31日に受信したもので、塩キャンディー食べると声をかけたものという中年から高齢の男性です。次は、8月6日のもので、約1キロメートルにわたってつきまとったもの、ねぶた衣装を着用した二、三十代の眼鏡をかけた男性というものです。これらは具体的な情報はわかりませんが、これだけ見ただけだと、ハネトの衣装での帰りに偶然道が一緒だったのかもしれないし、それで不審者扱いされたら、ハネトもそうだし、外に出歩きたくなる気もちょっとは落ちるのかなと思います。

少子化、そして児童殺傷事件がある中で、なかなか適切な施策を打つのは難しいものがあることは重々承知しておりますが、児童、そして市民皆様が安全に暮らして、地域のきずなが育まれるような社会に貢献していきたいと考えております。

それでは、最後の質疑となりますが、道の駅「ゆ～さ浅虫」における周辺の車中泊の状況についてお知らせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山崎委員からの道の駅「ゆ～さ浅虫」の駐車場における車中

泊の現状についてというお尋ねにお答えいたします。

道の駅「ゆ～さ浅虫」には、24時間利用可能なトイレのほか温泉や産地直売施設などがあり、その利便性の高さから、夏休み期間などの観光シーズンには多くの観光客が訪れております。

委員お尋ねの車中泊の現状でありますけれども、ユーサ浅虫の指定管理者であります青森市観光レクリエーション振興財団によりますと、駐車場で車中泊をするお客様に対して、ごみの取り扱いなどのマナーに関して注意した経緯はあるものの、これまで騒音による苦情や車中泊の車両の影響で駐車スペースが不足するなどといった、周辺住民や一般のお客様に御迷惑をおかけするようなトラブルはないとのことであります。

○奥谷進委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 答弁ありがとうございます。

最近、車中泊というものが結構人気になっておりまして、見かけた記事で、北海道のほうで「摩周温泉」という道の駅のところで数カ月車中泊をしている利用者がいて、駐車料金を有料にしたというような経緯もあり、実際、浅虫温泉は、最近ではコンビニも新しくできて、とても快適な道の駅になったところなので、実際自分も現地で夜中まで車でどうなのかなと見たんですけれども、少し騒音はしたものの、やはりみんな結構マナーよく使っていて、いいなと思います。なので、今後もそういう車中泊のトラブルがなく、そして、近隣住民の方も幸せに暮らせるような場所として、ぜひ取り組んでいってくださいというふうに要望して、私の質疑を終わります。

○奥谷進委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

初めに、環境政策にかかわって、メガソーラー発電所について質疑したいと思います。

現在、国道7号沿いの新城山田地域に約105ヘクタールという大規模な太陽光発電所の建設がされようとしています。既に、この隣にある約45ヘクタールの土地には太陽光発電所が設置されていて、このまま計画どおりに建設されれば、合わせて約150ヘクタールという広大な太陽光発電所ができることになります。言うまでもなく、再生可能エネルギーの普及拡大は重要なことですが、それが大規模開発となって森林を切り倒して山を削り、結果として、自然破壊、住民の生活環境への被害を生むようなことがあっては元も子もありません。実際既に設置されている約45ヘクタールの太陽光発電所の建設工事の際には、排水先の川に大量の土砂が流れたり、砂じんが飛び、近隣の住宅では外に洗濯物を干すことができなかったという声もありました。こうしたことを踏まえて質疑します。

新城山田の大規模太陽光発電所建設事業の工事が始まり、住民から苦情が寄せられた場合、市はどのような対応をするのかお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 赤平委員のメガソーラーについての御質疑にお答えいたします。

新城山田地区に計画されております新青森太陽光発電所建設事業は、再生可能エネルギーで発電した電気を一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する固定価格買取制度を活用して、民間事業者が太陽光発電を行う事業でありまして、約105ヘクタールの敷地に、発電規模約6万7000キロワットの太陽光発電所を建設するものであります。

本建設事業におきましては、民間事業者が、本年3月に青森県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の調査方法を取りまとめた環境影響評価方法書を県に提出しているところであります。市は、当該方法書に対しまして、県の求めに応じて、粉じんの発生・飛散の防止対策として散水の方法等を明らかにすることや、強風に対する作業基準を設けるなどの意見を提出しており、県は市の意見などを反映した上で、本年7月から8月にかけて当該方法書に対する知事意見を述べたところであります。

今後、民間事業者は、当該方法書に係る県の意見等に基づきまして、環境影響評価を実施した結果をまとめた環境影響評価準備書を作成し、縦覧に供するとともに地元説明会を開催することとなっております。市は、当該準備書に対する意見を県の求めに応じて提出することとなります。次に、民間事業者はその意見を反映した環境影響評価書を作成し、県による当該評価書に対する意見を踏まえまして、修正した評価書の公告、縦覧を行い、最終的な評価書を完成させることとなります。その後、森林法に基づきまして、県が実施する林地開発許可などの手続を経て、本建設事業が着工となるところであります。

市といたしましては、当該事業につきましては、県が青森県環境影響評価条例に基づく届け出や森林法に基づく林地開発許可を所管しておりますことから、工事が始まり苦情が寄せられた場合につきましては、速やかに現地確認の上、県に対して情報提供し、必要に応じて実施状況の調査、あるいは開発行為の中止命令について働きかけてまいります。また、市は県の林地開発許可に伴いまして、環境の保全に関する協定書を民間事業者と締結することになり、その協定書に基づき、粉じんの飛散や濁水の流出防止について必要な改善を指導することによりまして、市民の皆様の不安の解消を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 苦情が寄せられた場合、調査を行って、場合によっては中止なども求めることもあり得るという答弁でした。

事業者が出したスケジュールを見てみると、工事開始予定は2020年11月となっております。その間に、今答弁でもあったように、県の環境アセスメントをクリアして

いかなくてもいけないわけで、現在は、1つ目のハードルである方法書が作成され、それに対して県が市や住民などから意見集約して、その意見を踏まえて、次のハードルである準備書の作成という流れに今なっていると思います。

いずれにしても、市は、さまざまな意見をこの方法書に対しても出しております。例えば、さっきも答弁の中でもありましたけれども、そういうことや「粉じんの発生・飛散の防止対策として、強風に対する基準を設け、基準を超える際には作業を中止すること」ということや、「濁水流出の防止対策として、浮遊物質の排出基準は、最終放流先である新城川の環境基準である25ミリグラムパーリットルを基準として管理すること」というふうなさまざまな意見を出しています。やっぱり、私はこの意見を県に出した責任は、言ったからには、ちゃんと出した責任というのは市にもしっかりあると思うんです。意見に対する事業者の履行を、工事が始まった後も、しっかりと確認するということも必要じゃないかなと思うんです。

今言ったように、強風のときに工事がされているかいないか、もちろん住民からの苦情もあり得ると思うんですけれども、市もしっかりそういう確認なんかをするべきじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。工事中の見回りをすべきということでありました。

市民の皆様から相談が寄せられた場合につきましては、先ほども御答弁いたしました。市といたしまして、速やかに現地を確認し、環境影響評価条例や林地開発の所管である県に対して、もちろん情報提供する、あるいは市としても必要な改善を指導することとしております。このほか、地域の実情をよく把握している町会長に対しまして随時連絡をとり、問題が起こっていないかどうか確認することを想定しておりますので、工事中の見回りを実施することについては考えておりません。

以上でございます。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 市が見回りするつもりがないのであれば、今答弁でもあったように、町会との連携をするということなのであれば、それは本当に密に、定期的な——何ていうんでしょうか。1週間に1回とりあえず連絡頂戴とか、1カ月に1回とか、その感覚というのはいろいろあると思うんですけれども、とにかく密にと言えるように、しっかり連携はとってほしいなというふうに思います。

そもそもなんですけれども、今、方法書で意見出しました。準備書が出て、準備書にもさまざま意見を出すこともあり得ると思うんですけれども、いずれにしても、このハードルごとで出された意見がしっかりとクリアされていないというふうに判断された場合は、先へは進めないということではよろしいのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、方法書という形で出ておりますけれども、これについて、私ども、県も含めて意見を提出している状況であります。これにつきましては、次の準備書という段階で意見が反映されていなければいけないと考えております。なので、その準備書を見て意見が反映されていない場合につきましては、また改めて対応を求めていくということになると考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ぜひ、そこはなあなあというか、曖昧な感じにしないで、しっかりと反映されているかどうかというのは見ていってほしいなと思います。同時に、住民からも、住民説明会のときにもたくさんの意見が出されました。意見書としても何ぽか出されています。そういったこともしっかり頭に入れてほしいなというふうに思うんです。

稼働後のことなんですけれども、太陽光発電の稼働後に、例えば積雪等によって施設の倒壊が発生したりとか、あるいはあそこは交通量がすごく多い道路に隣接しているので、太陽光が反射して交通障害を生むかもしれないとかというようなことも考えられると思うんですけれども、施設が建って、稼働してからそういう問題が発生した場合は、市はどのような対応をとるのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。稼働後に問題が発生した場合ということでありませう。

太陽光パネル等が壊れたまま、例えば気づかれずに放置されている事案等につきまして、市民の皆様とか、情報提供いただいた場合につきましては、市として速やかに現地を確認した上で、1つに、固定価格買取制度の事業計画を認定する経済産業省に情報提供いたしまして、必要に応じて改善命令や事業認定の取り消しをしていただくように働きかけること。また2つに、壊れた太陽光パネル等の廃棄物につきましては適正な処分等について指導を行うこと。これらによりまして市民の皆様の不安の解消を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 わかりました。経済産業省へ報告をして、必要な対策もとっていくという答弁でした。

それから、恐らく同じような答えにはなるのかとは思いますが、太陽光発電の固定価格買い取り期間というのが、事業所の場合は20年だったというふうに思うんですけれども、この終了後に施設が放置されて事故が起きてしまうかもしれない、そういう心配の声もあるわけなんですけれども、市はそういった場合、どのような対応をとるのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。買い取り期間終了後に施設が放置されていた場合についてであります。

固定価格買取制度におきましては、事業終了に伴う廃棄費用について、積み立てが義務づけられているところではありますが、買い取り期間終了後に太陽光パネル等がそのまま放置されている事案などについて市民の皆様から情報提供いただいた場合につきましては、まずは市として速やかに現地を確認することのほかに、1つとして、固定価格買取制度の事業を認定する経済産業省にこれまた情報提供させていただきまして、発電設備の撤去及び処分について、速やかに実施することを指導していただくように働きかけること。また2つに、放置された太陽光パネルの廃棄物については適正な処分等の指導を行うこと。これらによりまして市民の皆様の不安の解消を図ってまいります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 わかりました。

そもそもの話に移るんですけども、メガソーラーが建設される場合に、県の環境アセスメントにかけなきゃいけないという場合は、この規模が一定規模以上じゃなければいけないというふうなことがあると思うんですけども、この一定規模は幾らなのかお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。県の環境影響評価——環境アセスメントに該当する事業ということでありました。

現在は、その面積でいきますと、50ヘクタール以上ということであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 逆に言えば、50ヘクタール以下の太陽光発電を建設したいというふうになった場合は、現状で言えば、例えば住民説明会を行わなくてもいいということではよろしいのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

一定規模以下、50ヘクタール以下の環境アセスメントに該当しない規模についての住民説明会等の義務はありません。

以上でございます。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 その結果、今、建設が計画されているところの隣の約40ヘクタールのメガソーラーについては、住民説明会も開かれないうまま建設されていったというような経緯があると思うんです。やっぱり、私は、国の基準が50ヘクタールというふうに決めているわけなんだけれども、法令等の規制の対象にならないような太

陽光発電事業についても、その届け出や住民説明会、事故や被害防止の観点で環境影響調査を義務づけする、そういった条例または要綱を市は制定するべきだと思いますがいかがでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 お答えする前に、先ほど、私、環境影響評価の基準に際しまして、50ヘクタール以下と言ったと思いますけれども、50ヘクタール未満でありますので、訂正させていただきます。

それでは、再度の御質疑にお答えいたします。

法令等の規制の対象とならない民有林の面積が1ヘクタールを超える開発を行う太陽光発電所建設事業におきましては、森林法に基づき、県から林地開発許可を取得しなければならず、その林地開発許可に当たりましては、災害の防止、環境の保全など、これらの基準を初め、やみくもに木を伐採するのではなく、例えば森林を一定の割合で残す、あるいは緩衝帯を配置する、新たに植林するなどの要件が求められておきまして、これらの基準を遵守していただくために、残地森林等の管理に関する協定書及び環境の保全に関する協定書を関係市町村と締結するものであります。

現在、浪岡地区で進められております太陽光発電所建設事業におきましては、土地の造成面積が50ヘクタール未満であり、県条例に基づく環境影響評価実施の対象外であります。しかしながら、県の林地開発許可に伴いまして、市と締結をいたしました環境の保全に関する協定書におきまして、県条例に基づく環境影響評価に準じて、1つには、事業者による住民説明会の開催、2つには、環境影響調査の実施、3つには、粉じんや濁水の流出を防ぐための措置の実施について反映させたところであります。

今後におきましても、今回の事例に準じまして、法令等の規制の対象にならない事業であっても、同様の対応を事業者に要請していく方針でありますことから、条例または要綱等の制定については考えていないところであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これから、そういう県のほかの基準に従ってやっていくから、条例とかはつくらないという話なんですけれども、ほかの自治体を見てみると、かなりこの条例をつくるという動きがやっぱり進んでいるんです。県任せにしないで、市も住民の生活環境を守るとか、自然環境を守るとかという意味で、これは積極的につくっていくべきだと私は思います。引き続き、この問題は、大規模な自然破壊にならないように私もよく見ていきながら、やっていきたいというふうに思います。この項は終わります。

次に、保育事業について質疑します。

中・軽度の障害を持った子どもたちが保育施設に入所する場合、園に対して補助

事業を行っているふれあい保育事業の実施施設が、市内の保育園の1割ほどとなっていると思うんですけれども、それに対して市の見解をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 赤平委員のふれあい保育事業の実施施設が少ないのではないかとの御質疑にお答えいたします。

市では、保育所等において集団保育が可能であり、日々通所ができる障害児を受け入れしている場合に、当該児童の障害の程度に応じて保育士等を加配している保育所等に対して補助金を交付する事業を行っております。

委員から御紹介のありました軽度の障害のある児童を対象としたふれあい保育事業につきましては、17施設で実施している状況となっております。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 17施設実施していると。これを市としては、これからもっとふやしたいと考えているのか、それとも、現状足りているという判断なのかお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。市としてどうしていきたいのかのお尋ねです。

市といたしましては、障害のある児童が、できる限り身近な地域において集団保育の機会が得られるよう、保育所等を対象として年数回実施しております各種説明会や集団指導のほか、青森市保育連合会が実施しております施設長研修会、さらには毎月、市と青森市保育連合会が情報交換の場として開催している定例会など、さまざまな機会を通じて、事業を活用した障害児の受け入れを働きかけているところであります。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 働きかけているということは、もっとふやしたいというふうを受け取ります。

そもそも、障害を持った未就学児が今、市内にはどれぐらいいるのか。この数字を市は把握しているのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。障害をお持ちの未就学児が何人いるのかのお尋ねです。

未就学児が何人いるかという数は押さえてはおりませんが、現在、障害児保育事業、また、ふれあい保育事業を実際に受け入れしている人数としては、58人と把握しております。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私は、17施設が足りているのかどうかという基準にもなるし、そもそもふやしたいのであれば、そもそも障害を持った未就学児が市内にどれぐらい

いるのかという数は、まずしっかり把握するべきだと思うんです。そこからまずスタートしていくべきじゃないかなと思います。

それで、ふれあい保育事業では、保育士の加配の基準が、対象児童3人につき1人となっています。これが現場に聞きに行くと、やっぱり実態とは合っていないという声があります。例えば、障害の度合いにもよるし、個人差はあるんですけども、果たしてそういう障害を持った子ども3人を、1人の保育士が見て、しっかり一人一人見れるかという問題もあるし、ただでさえ保育士が今、多忙化で大変な状況にある中で、やっぱり実態と見合っていないという声が寄せられているんですけども、こういう現場の声は把握しているでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。ふれあい保育事業に関して、現場の声を認識しているかとお尋ねかと思えます。

ふれあい保育事業につきましては、対象児童3人につき1人という加配基準となっておりますけれども、障害児を受け入れしていただいている保育所等におきましては、障害児一人一人の障害の特性や程度が異なることから、障害児が属するクラスも異なる場合もあり、特定の保育士のみが担当するのではなく、複数の保育士が集団生活の中で、サポートや見守りが必要な場合において柔軟に対応するなど、園全体で支援する体制になっていると考えております。

ですので、個々の声は聞いてはいないものの、園自体できちんとなされているものと認識しております。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 複数が対応しているということは、結局は突き詰めて考えていけば、3人につき1人というのは非現実的なんじゃないかなと思うんです。

それで、多くの自治体では、そういったことも踏まえて、基準を見直して2対1だとか、本当に手厚いところでは1対1にしているわけです。これは、見直しをするべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。基準を直すべきではないかとお尋ねかと思えます。

まず、保育所等で障害児を受け入れる場合の保育士の加配基準といたしまして、赤平委員のほうから御紹介があったふれあい保育事業については、対象児童3人につき1人加配という形になっております。そのほか、中程度の障害のある児童を対象とした障害児保育事業におきましては、対象児童2人につき1人という加配基準としております。

今ほど説明いたしました障害児保育事業の加配基準については、平成14年度まで国の補助事業として実施していた際の基準を踏襲したものであります。ふれあい保育事業は、平成10年の事業開始の際に、障害児保育事業よりも比較的障害の軽い子

どもたちを見守るという形で、ふれあい保育事業が始まったということから、障害児保育事業の対象児童との障害の程度の差を勘案して定めたものとなっております。

保育所等における障害児の受け入れに当たりましては、集団保育を前提としていることに加えまして、基準を引き上げた場合には、必要となる保育士数が増加することにもなりますし、また障害児保育事業との区別もできなくなるものと考えております。

また、仮にふれあい保育事業の基準を引き上げた場合には、必要となる保育士数も、また増加することになり、保育士が確保できない施設においては、結果として受け入れ人数を減らさざるを得なくなることから、現在の基準は適正であると認識しております。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 まず、差を勘案してという話があったんですけれども、だったら障害児保育事業は1対1、ふれあい保育事業を1対3じゃなくて1対2でも、それは差を勘案したというふうに言えると思うので、この基準は見直ししてもいいんじゃないかなと思います。

それで、保育士不足の話があったので、その話に移っていきたいと思うんですけれども、この保育士不足の問題、市はどういう要因で保育士が不足していると考えていますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。保育士不足がどういう要因によりというお尋ねかと思えます。

要因はさまざまあるかと思えます。一般的に言われている処遇の部分、あとは、保育士さん自体がみずからのお子さんを持つことによつての離職等とさまざまあるかと思えますけれども、一概にこれというような要因というのは把握しておりません。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 保育士処遇の改善のお話が出たんですけれども、やっぱり保育士不足の大きな要因は——処遇改善をしていかないと進んでいかないと——いうふうに思っています。このやりとりは、前の一般質問の中でもやりとりしたことがありますけれども、例えば国がキャリアアップ制度を設けたというふうに言っているんですけれども、その対象となるのは全保育士ではなくて、一部の保育士にとどまるわけだし、そもそも国や自治体で出している園への運営費を人件費に、これだけ充てなきゃいけないという縛りが必ずしもあるわけじゃない中で、園で確実に人件費が向上されているか、充てられているかということも非常に不安定というか、不透明な部分があります。何よりも、一般質問の中でも言ったように、今度、公定価格が下げられるということも言われている中で、やっぱり国任せにしないで、保育士の処遇改善

というのは、自治体がしっかり先頭を切ってやっていかなきゃいけないというふうに思うんです。

その一方で今、県で保育士人材バンクというものが、平成27年から実施されていると思うんですけれども、この保育士人材バンクですけれども、市としてはどのような活用を考えているんでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。県の保育士人材バンクの活用についてとのお尋ねです。

青森市といたしましては、県の保育士人材バンクの周知をまず図っております。また、県の保育士人材バンクのほうは、県の社会福祉協議会のほうで実施しているものでありますけれども、県の社会福祉協議会と協力しながら、例えば、ことしの2月に駅前庁舎1階の駅前スクエアにおきまして、「福祉・保育の仕事一日移動相談」の周知、PRにも努めてきているところであります。保育士人材バンクにつきましては、市と一緒にPRをしながら進めていっているような状況になります。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そもそも論ですけれども、例えば園で保育士が足りないというふうになったときに、この保育士人材バンクに直接行って、保育士を補充させてくださいというふうな流れになるんですか。その流れをちょっと聞きたいなと思っていました。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。保育士人材バンクの活用の流れとのお尋ねかと思えます。

まず、保育士人材バンクにつきましては、まず保育士になりたいという方については、保育士人材バンクのほうに登録をしていただくような形になります。各園で募集をして、こういう条件で望みのある方は来てくださいというような、いわゆる紹介も保育士人材バンクのほうでしているというふうになっております。

○奥谷進委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ぜひ、保育士人材バンクがもっともっと普及されていって、保育士不足の問題解決の一助になってほしいなというふうに思います。

時間もあれなのでまとめますけれども、やっぱりふれあい保育事業は、今、一般質問でも言ったんですけれども、障害を持っている子どもを抱えた親は、本当に働きたくても入れる園がなくて、なかなか働けない。この声は市も把握していると思うし、だからもっともっとふれあい保育事業実施施設がふえればいいという認識は一致すると思うんですけれども、問題は どうやってふやしていくかというところだと思ふんです。

今現状は、研修会とか、説明会とかを開いているという状況なんですけれども、なかなかふえていかない。園それぞれの理念とか都合とか、さまざまのところはあ

と思うので、いきなりたくさんふえることは難しいとは思いますが、それでも手を上げてくれる園をどうやってふやしていくかということは、やっぱり考えていかなきゃいけないなと思うんです。そういったときに、実際現場では加配の基準が合っていないよという声が出ていたりとか、そもそも加算されるお金だっから見合っていない。結局、園が自分たちで持ち出しをして補っているという場合も聞かれます。やっぱり、本気でこの障害児の受け入れ先というのを拡大していこうということを考えたら、こういうところを見直していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんです。

同時に、最初にもしゃべったように、障害を持った未就学児がそもそも市内にはどれぐらいいるのか。障害だけじゃなくて、本当は、いわゆる気になる子——数を全部把握するというのは難しいにしても、各園で大体どれぐらい把握しているものなのか、認知しているものなのかということもあわせてつかんでいながら、親も働きやすいし、子どももそういう環境で育っていけるということをぜひ追求して行ってほしいということを要望して、私の質疑を終わります。

○奥谷進委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自由民主党の小豆畑です。よろしくお願いいたします。

最初の質疑は、商工費、7款1項3目に基づいて質疑させていただきます。

先日の新聞報道で、十和田八幡平国立公園内にある銅像茶屋に併設されている八甲田雪中行軍記念館「鹿鳴庵」が、2日間だけでしたけれども臨時開館し、約100人の方が来館されたことが地元紙に報道されておりました。

以前拝見した鹿鳴庵には、雪中行軍で遭難した兵士の方や遺族の方より御寄贈やお預かりしているものなど、当時の写真や手記、軍服、行軍で使用された水筒や配給箱など、当時の悲惨さをしのばせる貴重な資料が展示されておまして、拝見していて、こちら心も苦しくなる、そして、大自然の勢いのすごさに、お亡くなりになられた方々のことを思うと胸の潰れる思いをしたことが、今も記憶に残っています。

この鹿鳴庵の存続については、「何件か話を持ちかけられているが現実的に厳しい。資料をどうすべきか、市などにも相談して決めたい」と、経営者の千葉さんの言葉が報道されておりました。

私は、貴重な資料などは、幸畑にある八甲田山雪中行軍遭難資料館に、事情が許せば、展示することを検討してもらいたいと思うのですが、このことについて現在どのような進捗状況となっているのかお尋ねいたします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 小豆畑委員からの八甲田雪中行軍の資料についてに関してのお尋ねにお答えいたします。

十和田八幡平国立公園内にあります銅像茶屋に併設された鹿鳴庵でありますけれども、これまで銅像茶屋の経営者が管理運営してきたところではありますが、本年5

月、銅像茶屋が営業休止したことに伴って、あわせて現在休館しております。

鹿鳴庵には、委員御紹介のとおり、八甲田山雪中行軍で遭難した兵士や遺族から入手した、当時の写真や手紙などの貴重な資料が多数あることは承知しており、市としては、その資料の取り扱いに係る相談が鹿鳴庵の経営者からなされた際には、適切に対応してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 八甲田山雪中行軍遭難資料館は、戦争というものを大きく捉えて展示していると私は思っています。ですけれども、この鹿鳴庵のほうは、兵士個人個人の入院していたときの手記とか、そういう、本当に悲惨さとか、大雪のときの行軍の過酷さとか、そういうものを物語るものがたくさんあります。本当に貴重な資料だと思いますので、ぜひそういうお話があったときには八甲田山雪中行軍遭難資料館に展示していただきたいと要望を申し上げて、この項は終わります。

次に、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費13節委託料のうち、シャトル・ルートバス運行業務委託料1907万6549円に関して質疑いたします。

去る7月1日号「広報あおもり」に「『ねぶたん号』季節運行のお知らせ」が掲載されておりました。「7月20日(土)から10月20日(日)までの期間中、あおもりシャトルd e ルートバス『ねぶたん号』は、従来の運行ルートの一部区間を増便するほか、青森駅から幸畑墓苑、昭和大仏、浅虫地区を結ぶ東ルートを運行します。詳細は青森観光バス(株)または市のホームページをご覧ください」となっておりまして、料金とルートの停留所が掲載されておりました。ちょうどこのころ、私の所属する健康づくりグループであおもり北のまほろば歴史館を見学することになりました。新城からは青森駅まで市営バスで行く人やJRを利用してA—FACTORY前に集合しました。そして、ベイブリッジのらせん階段を上って、ベイブリッジに上がって、そこからあおもり北のまほろば歴史館まで約30分かけて歩いてまいりました。途中、ねぶたん号とすれ違いました。あおもり北のまほろば歴史館ではおおよそ1時間ほど御説明をいただきまして、次の目的地、アスパムへ歩いて向かうことになっていたんですけれども、参加者は皆さん38名ぐらい行ったんですけれども、ほとんどの人が65歳以上の方ばかりで、五、六人のもう80歳を過ぎた方は、「もう歩けない」と言っていましたので、いや困ったなと思ったんですけども、あっそうだ、さっきねぶたん号とすれ違ったんだということは、ここをきっとねぶたん号は通っているんだなと思って、あおもり北のまほろば歴史館の方にお聞きしたら、ねぶたん号が通っているということで、ちょうど時間も1時間後に来るということで、その歩けない人をねぶたん号に乗せてアスパムまで行ったんですね。

西部地区にはそういうシャトルバスとか走っていませんでしたので、皆さんとてもお喜びで、当日はお天気もよくて、しかもベイブリッジからの眺望がすばらしいんですね。右側を見ても左側を見ても、海と山ですばらしい景色で、皆さん本当に感動して、いやこのバスに乗ってこれからどこか行きたいねという話になりました。

そこで話になったのは、ねぶたん号の走行ルートでした。観光に来られる方以外にも、やっぱり広く市民も利用できるように、ねぶたん号の時刻表やルート、停留所など、広く一般市民にも周知を図るべきと思いますが、現在、市はどのように周知しているのかお聞きします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 小豆畑委員からのねぶたん号の周知についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」につきましては、通年運行として、新青森駅、青森駅及びフェリーターミナルなど市内の主要交通拠点並びに主に市内西部の観光施設を結ぶ二次交通として運行しているところであります。これに加え、現在、7月20日から10月20日までの93日間、季節運行として、筒井駅や幸畑墓苑などを経由して青森駅と浅虫地区の区間を1日8便運行するとともに、新青森駅東口と三内丸山遺跡前の区間で1日11便を増便して運行しているところであります。

ねぶたん号の運行内容の周知につきましては、「広報あおもり」及び市ホームページのほか、案内用リーフレットを市の観光案内所や観光施設、宿泊施設を初め、市民センターなどの公共施設にも配布し、広報、周知に努めているところであります。また、運行時刻表などの情報をグーグルマップへ掲載するなど、利用しやすい環境整備を進めているところであります。

今後におきましても、市民の皆様も含め、ねぶたん号利用者の利便性の向上を図るため、引き続き運行内容の広報、周知に努めてまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

運行内容の周知については、市のホームページとか案内用リーフレットについて、観光案内所や観光施設、宿泊施設などに配布しているとのことでした。また、運行時刻表はグーグルマップに掲載しているということでした。先ほどもお話ししましたけれども、私の所属しているグループは、約90人おります。その中で携帯やスマホを持っている人は何人いると思いますか。四、五人ですよ。その方たちがどうやってグーグルマップをやるんですかね。観光客だけに視点を置かないで、もっと幅広く一般市民の方が、特に時間のたっぷりある高齢者の方々も利用できるように考えてもらいたいと要望します。

次に、去年は東ルート、青森駅前と浅虫水族館を結ぶルートについてですが、平成30年度の実証実験では15便あったものが、ことしの期間限定季節運行では8便となっていますが、どうして便数が減ったのかお知らせいただきたいと思います。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

ねぶたん号につきましては、平成30年度は利用者の需要を把握し、二次交通としての利便性が高い運行方法を検討するため、通年運行に加え、新たに東ルートとして、

青森駅前から浅虫水族館前までの区間で、1日当たり15便を試験的に運行したところであります。本年度は、平成30年度の実証実験において需要が見込まれた東ルートにつきまして、浅虫方面への季節運行として、運行ルート、ダイヤ及び運行便数を見直しして運行することとしたものであります。

青森駅前から浅虫水族館前までの区間の運行便数につきましては、実験終了後、アンケート調査結果を含めた分析を行ったところ、実験運行した東ルートの観光施設におきまして、夕方まで運行してほしいとの御意見があった一方で、朝、浅虫方面から青森駅に向かう時間帯の御利用が少なかったことから、需要の見込まれる時間帯に合わせてダイヤを調整したほか、運行ルートの沿線に位置する各観光施設の開館時間を考慮し、8便の運行としたところであります。

○奥谷進委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 わかりました。

ことしの7月1日号「広報あおもり」に市からの重要ニュースとして、ねぶたん号のルートマップがとても詳しく丁寧に掲載されておりましたが、発着時刻表がありませんでした。時刻表がないと皆さん行きたいと思ってもわからないんですよ。どこから乗ればいいのかということと、それから何時に出ているのというのがわからないんですね。だから、「広報あおもり」等に掲載できれば、多くの方の目に触れます。ねぶたん号は時間のたっぷりある——さっきも言いましたけれども、高齢者の方にいろいろなところに出かけていただいて、ふだん市営バスでは行くことのできないところも含めて出かけるきっかけになると思うんです。これからの季節、幸畑墓苑や昭和大仏の紅葉がとてもきれいで、日本の秋をゆっくり観賞できる場所だと思いますので、一人でも多くの方にお出かけいただくように、ぜひ工夫していただきたいと要望を申し上げて、この項は終わります。

次に、10款教育費についてです。中学校の部活動についてお尋ねします。

運動部活動は、学校における教育活動の一環として、各運動部の顧問の指導のもと、体力や技能の向上を図る目的以外にも、部員同士や児童・生徒と教師との人間関係の構築など、多様な学びの場として教育的意義のある活動であると市の教育委員会の運動部活動の方針に明記されておりました。本会議においても、小学校における部活動について取り上げられておりました。小学校の現状としては、少子化等に起因した学校規模の縮小で児童数及び教員数が減少しており、児童のニーズに合った多様な運動部活動ができない状況が見られていることから、クラブ化への取り組みを行っているということがわかりましたが、中学校の部活動についても今後が気になりますのでお伺いします。

現在、青森市における中学校の部活動の現状についてお尋ねします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 小豆畑委員の本市における中学校の部活動の現状についての御質疑にお答えいたします。

中学校における部活動は、学校の教育活動の一環として行われ、生徒同士や生徒と教師の好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きく、本市においては、全中学校で行われているところであります。

部活動の実施に当たりましては、3月に策定した運動部活動の方針に基づき、生徒や教職員の数、生徒のニーズに応じた適切な部活動数を設置し、各部活動が適切に行われるよう顧問を配置すること。学校ごとに、部活動のあり方に関する方針を策定するとともに、年間の活動計画や毎月の活動計画を作成し、その内容を保護者へ周知し、連携を図ること。休養日につきましては、少なくとも平日1日、土曜日、日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、また、活動時間につきましては、平日1日2時間、休日3時間程度とし、できるだけ合理的かつ効率的・効果的な練習を行うことなどに留意して行われております。また、教員による専門的な指導ができない場合には、外部指導者に協力をお願いし、技術的な指導が行われるようにしております。なお、文化部活動についても本指針に準じた活動が行われております。

教育委員会では、各学校において、子どもたちのニーズを踏まえた適切な活動が行われるよう、校長や部活動担当教員、外部指導者を対象に研修会を実施したり、部活動のあり方について、PTA、校長会、関係団体等との情報交換を行ったりしております。今後におきましても、よりよいスポーツ環境や芸術文化等の活動に関する環境が整備されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 各中学校では、平均どのぐらいの種目の部活動があるんでしょうか、お尋ねします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 市内中学校の部活動の種目数についての御質疑にお答えします。

平成30年度の教育委員会の調査になりますけれども、部活動数が最も少ない学校は7種目、部活動数が最も多い学校は19種目となっております、平均しますと13.5種目となっております。

○奥谷進委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

13.5種目って多いと思うんですね。どのぐらいの割合の生徒がこの部活動に入っているんでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 部活動に入っている生徒の割合についての御質疑にお答えします。

これも平成30年度の調査になりますけれども、中学校2年生を対象にして、国が

全国体力・運動能力、運動習慣等調査というのをしておりますけれども、このときの調査結果によりますと、運動部に所属している生徒は75%、そして、文化部に所属している生徒は19%となっております、全体で94%の生徒が部活動に入っております。

○奥谷進委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 わかりました。全体で94%ってすごく多いなと思いました。

この質疑をするに当たってちょっと調べてみたら、新潟県の燕市では、子どもたちの運動機会を確保するために、国のガイドラインや県の方針に従って、平日と土日・祝日にそれぞれ1日以上部活動の休養日を設けております。一方で、部活動がない休日、月に2から4回程度体育施設などでより練習に励みたい生徒の受け皿となる公設のスポーツクラブを設けていて、指導者は市スポーツ協会が運営する人材バンクに登録している競技経験者が派遣されます。学校の部活動は顧問の教員が経験のない競技を指導することも多くて、負担につながっていたようです。燕市では、ことしの6月から指導者が確保できた陸上競技、水泳、バレーボールの3競技で活動するそうですが、燕市教育委員会は指導者の確保や生徒のニーズを考慮した上で、今後設置クラブを拡大していきたいと考えているようです。

そこでお尋ねしますが、指導者の確保は児童数の減少や教員の負担軽減などを考えると難しいのではないかなと思います。現在専門的に実技指導できる教員はどのぐらいいるんでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 専門に実技指導できる教員数についての御質疑でしたけれども、これも平成30年度の教育委員会の調査になりますけれども、実技指導できると答えた顧問の教員は317名中220名となっております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 本市では、中学生に対して部活動以外に多様な活動を提供できる場所がありますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 部活動以外に多様な活動を提供できる場所があるのかというふうな御質疑でしたけれども、本市におきましては、部活動以外のスポーツ活動の場として、企業等が行うクラブや総合型地域スポーツクラブなどがあるほか、芸術文化等の活動につきましても、各種習い事ですとか発表会等があるというふうな状況になっております。

○奥谷進委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 教員による専門的な指導ができない場合には、外部指導者を活用したり、技術的な指導を行っているそうですけれども、どんな種目で何人ぐらいの方が指導に当たっているんでしょうか。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** どんな種目でどのぐらいの外部指導者が指導に当たっているのかということでありまして、これも平成30年度の教育委員会の調査になりますけれども、ソフトテニス21人、バレーボール15人、バスケットボール10人、卓球7人、バドミントン6人、ソフトボール5人、そしてサッカーと剣道が4人、そして野球、新体操というのが各1人ということで、合計74名の外部指導者の皆様に御協力をいただいております。

以上でございます。

○**奥谷進委員長** 小豆畑委員。

○**小豆畑緑委員** 結構たくさんの方が外部指導者としてやってくれているんですよ。この指導に当たっている人というのは、どんな人ですかね。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** どんな人が指導に当たっているかというふうな御質疑でしたけれども、数については把握しておりませんが、当該の部に子どもを入部させている保護者の皆さんが最も多いと報告を受けておりまして、そのほかについては退職した先生方、あるいは審判等の資格を持っている人の中で技術指導ができるという方や技術指導したいという人などがいるという報告がありました。

○**奥谷進委員長** 小豆畑委員。

○**小豆畑緑委員** わかりました。若い人はなかなか時間的な余裕がないでしょうから、退職された方とかOBの方々がそういうことをやってくれたら、部活動の形になって本当に助かるなと思います。

下世話な話ですけども、謝礼とかというのは出しているんでしょうか。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 謝礼等のお支払いはしているのかとの御質疑でしたけれども、外部指導者の皆様は、学校支援地域本部事業という事業によりまして、学校支援ボランティアとして無料で御協力していただいております。ただ、当事業において、保険等についてはこの事業で賄わせていただいているという状況にあります。

○**奥谷進委員長** 小豆畑委員。

○**小豆畑緑委員** ボランティアでやっていただいているということで、このことを知らない方もたくさんいらっしゃるもので、もし地域の方でそういうのに協力したいという方がいるかもしれませんので、これもまたできたら周知していただいて、たくさんの方に学校支援ボランティアになっていただいて、子どもたちのために頑張っていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○**奥谷進委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時30分からといたします。

午後 2 時53分休憩

午後 3 時29分再開

○**奥谷進委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良岡隆委員。

○**奈良岡隆委員** 市民の声あおもりの奈良岡隆です。理事者の皆さんには、簡潔で誠実な答弁をよろしくお願いいたします。

質疑の第 1 は、水道事業についてです。

一般質問での私の質問に、水道部長は本市の水道料金は安いと言われましたけれども、その認識は今でも変わらないのかお示してください。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。水道部長。

○**小鹿継仁水道部長** 水道料金についてのお尋ねにお答えいたします。

水道事業は、その運営に必要な経費を水道料金で賄う独立採算制を基本原則としており、水道料金につきましては、各水道事業体の水源の形態や水質、地形、また水道施設の規模、人口などのさまざまな要因により算定されておりますことから、その水道料金には差が生じている状況にあります。

本市の水道料金は、本市におけるこれらの要因を踏まえて算定したものであり、適正な料金水準にあると考えておりますが、一般質問で奈良岡委員からも御質問ありましたとおり、平成29年度末現在の中核市48市の水道料金を、1カ月の使用水量20立方メートル、メーター口径20ミリメートルの金額で比較いたしますと、本市は3229円で上から15番目となっており、東北や県内の中核市の中では一番低い順位となっておりますが、高いか低いかで申し上げますと、高い順位になっていると考えております。

水道事業につきましては、今後、ますます人口減少が進行し、料金収入が減少する一方で、老朽施設の更新需要が増加するなど、多額の財政負担が見込まれる中においても、市民の皆様引き続き安全・安心な水道水を御利用いただけるよう、事業の効率的運営に一層努めてまいります。

○**奥谷進委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 中核市の中では高い順から15番目ということで、中核市の中では高いということをお認めをいただきましたので、これで質疑のほうは終わろうと思っておりますが、ちなみにせっかく調べたので、ちょっとお知らせしておきたいんですけども、中核市の中では15番目で高いです。私もこの青森市の水道料金、全国規模でど

うなっているのか。全国の中ではどうなのかと調べてみました。各県で出ていますので、各県を全部調べました。そうしたら、県によって随分違うことがわかりました。例えば福井県の場合は、本市より高いのは1市だけです。福井県、本市より高いのは1市だけ、鳥取県では2つの町だけ、徳島県では3市町だけです。全部で水道事業者は1263事業体あるそうですけれども、その中で比べると579番目、ほぼ真ん中です。ですから、決して安いわけではないんですよ。東京とか名古屋とか、一般質問でも話しましたけれども、東京とかに比べれば高いんですよ。ですから、転入とかで入ってこられた方が、青森市に来られた方が、例えば水道部に今までも問い合わせはあったと思います。これからもきっと問い合わせはあるでしょう。そのときには、今までのように、例えば県内で安いんだよ、だから安いんだよということではなくて、きちんとその際、誤解を与えないようなお知らせをしていただきたい、そのところをお願いして、終わります。

次に、市役所駅前庁舎についてお聞きします。

この問題は、予算特別委員会が始まるまでは余り深く質疑するつもりはなかったんですけども、総務部長のきょうの答弁を聞いて、何をどういうふうにおっしゃられているのかがちょっとよくわからなかったのと、いろいろとほかにもわからないことが出てきたので、改めてお聞きしたいと思います。

もともと、青森駅前再開発ビル「アウガ」に市役所の窓口が移りました。全面移転するに当たって、アウガの地権者の皆さんから権利を全て買い取って、市役所の建物にするんだというような話だったような気がしますけれども、その買い取りの方針は断念されたのかお知らせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 買い取り事業についての御質疑にお答えさせていただきます。――不動産の買い取りについての御質疑にお答えさせていただきます。

本市では、青森駅前再開発ビル株式会社が解散することに伴いまして、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとした、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を策定して、これに基づき、平成29年4月以降のアウガ管理体制については、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継いで、ビル全体の管理業務を行うこととしたところであります。アウガに係る新たな管理スキームの中で、店舗共有者の床の持ち分に係る賃借料は無償とする一方で、地代については従前のおり市が負担する。また、共用部分に係る修繕積立金及び共益費は市が負担して、専有部分に係る共益費については出店者が負担することとしたものです。これによって区分所有者が有する2億3000万円の債権を放棄することで合意し、平成29年11月25日債務の弁済方法及び免除等について定めた協定について、青森地方裁判所による認可が確定したところです。

このことから、市としては、当該スキームに基づいて今後も管理を行っていくものと考えております。

アウガの不動産の買い取りにつきましては、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算の手續に伴いまして、平成29年度に限り、売却を希望する者からアウガ不動産を買い取りする方針で交渉を進めてきたところでありまして、今後買い取るという考えはないものであります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私、最初に、簡潔で誠実な答弁をというふうをお願いしたと思いますが、繰り返しの答弁は要らないので。午前中でもう聞いているので。そういうことがあったら委員長をお願いしたいのですが、注意していただきたいと思います。

○奥谷進委員長 はい、わかりました。

○奈良岡隆委員 そうすれば、私てっきりアウガに市役所庁舎が移る、私も以前からずっと話をしていましたので、すごくいいことだと思っていました。あそこは、全部地権者から市が買い取って、あそこは市の建物になるものだと思っていましたけれども、それはもう平成29年度の1年限りで、買い取り交渉はやめた、もう今後はしないということですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 不動産の買い取りについての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

先ほども御答弁いたしました。アウガの不動産の買い取りにつきましては、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算の手續に伴い、平成29年度に限り、売却を希望する者からアウガ不動産を買い取りする方針で交渉を進めてきたところであって、今後の買い取りは考えていないところであります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今後の買い取りは考えていないということがわかりましたけれども、そうすれば、もう1度お聞きしますが、アウガ全館の管理運営、あそこの建物、アウガ全館の管理運営については、我がほうの中村美津緒委員も午前中の質疑で尋ねられていましたので、いいか、違うかだけで答えてほしいんですけども、アウガ管理規約に基づいてアウガ全館の管理を行っているということでもいいのか。いいか、悪いかで答えください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 アウガの管理についての御質疑についてお答えいたします。

アウガにつきましては、複数の所有者が建物を区分して所有する区分所有建物になっておりますので、建物の区分所有等に関する法律第3条の規定に基づき、その所有者全員で、その管理を行うための団体、いわゆる管理組合を構成して、規約を定め、その規約に基づき管理を行っているところであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、つくられたのは平成13年ですから、当然その平成13年につくられたアウガ管理規約に基づいているということですので、ただ、管理者が青森駅前再開発ビル株式会社から青森市に変わったりもしています。当然修正もされていると思うんですけれども、そのアウガ管理規約の原案の中で修正されている部分、全てお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 アウガ管理規約についての御質疑にお答えいたします。

アウガ管理規約につきましては、本市が管理者の役割を引き継ぐに当たり、アウガの財産そのものが共用財産であり、その性格は変わらないものでありますことから、管理者を青森駅前再開発ビル株式会社から青森市に変更するなどにとどめたところでありまして、具体的には、第6条のほうに記載のなかった管理組合の設置と管理組合の業務を管理者が行うことを追加したところ、また第32条の管理者を青森駅前再開発ビル株式会社から青森市に修正したほか、引用法律の制定年月日が変わっておりますので、それら法律の年月日の訂正等をさせていただいたものであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

そうすれば、第6条の追加事項と第32条の管理者の変更と、それから法令の施行期日に伴う変更、それが全てだということですか。

そうすれば、もう1つお聞きしたいんですけれども、アウガ管理規約の中に、非常にいろいろと書かれていますけれども、対象物件の管理または使用に当たっては、このアウガ管理規約のほか別に定めるアウガ管理規則、アウガ使用規則、アウガ特定箇所使用規則、アウガ広告物設置規則、アウガ管理費取扱規則、アウガ会計処理規則、アウガ施設代表者協議会会則、アウガ防火管理規程を遵守しなければならないとありますけれども、これらの規則とか会則とか規程はまだ生きている、要するに適用効力がある、この適用を受けるということでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 アウガ管理規約で引用しておりますさまざまな規則等の適用についての御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたけれども、この移行に際し、青森駅前再開発ビル株式会社から青森市に管理者を移行するに当たって、アウガの財産そのものの性格は変わらないことから、最低限の見直しをするということで以前お答えしておきまして、引用しております規程、規則等につきましては、現在も有効なものであります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。

それでは具体的に聞いていきますが、まず権利関係についてお聞きしたいと思います。

ますが、その前に、このアウガが建っている建物の敷地は何平米ですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 アウガの敷地面積についての御質疑にお答えさせていただきます。

総面積ですが、9020.13平方メートルとなっております。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この9020.13平米、敷地の権利は利用権、地上権と、所有権、底地の部分に分かれていますけれども、県、青森市と青森県信用組合以外の、その他の区分所有者のその持ち分の比率、地上権、要するに利用権と底地の所有権、その2つの持ち分をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 地権者の持ち分についての御質疑にお答えさせていただきます。

済みません、足し算がちょっとできないので、市の持ち分と金融機関の持ち分だけ言わせていただいて、そのほかが地権者の持ち分ということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)まず、敷地の所有権であります、市の持ち分が82.5235%であります。青森県信用組合——金融機関の分が1.6291%となっております。それを引いた分が、済みません、区分所有者の分となります。また、敷地利用権の持ち分割合ですが、現在ですが、市が92.0530%、金融機関のほうは1.0871%となっております。それを引いた分が区分所有者ということになります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

午前の答弁でちょっとわかりにくかったのが、7万幾らとか、万規模のあれが出てきましたよね。あれって100万分の7万とか、何十万とかじゃないですかね。

そこはさておいて、今はわかりました。土地の利用権、地上権は青森市が92.0530%、あと底地の所有権は82.5235%、それでは、土地の権利のほかに建物及び建物の附属設備についても権利関係があると思いますけれども、まずは、建物で専有部分と共用部分に分かれていますけれども、専有部分についてのその持ち分割合をそれぞれお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 ちょっとパーセンテージではお示しできないんですが、アウガ管理規約では、奈良岡委員御紹介のとおり、専有部分と共用部分があります。いわゆる店舗区分、金融機関区分、公的施設区分及び駐車場の区分がこの専有部分に当たります。この専有部分以外の、例えば建物の主要構造部ですとか、エレベーターやエスカレーター等の設備、あるいはエントランスロビーとか、通路や避難階段等がこの共用部分というものに当たるものであります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ですから、専有部分の持ち分を聞いているので。先ほども話しましたけれども、共用部分と専有部分がありますよね。専有部分についても、市役所庁舎が移るのに当たって買い取っていますよね。ですから、買い取った部分で新たに権利関係が出てきていると思うので、そののちを持っていないとまずいんじゃないですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 済みません。面積ということでもよろしいですかね。

○奥谷進委員長 奈良岡委員、面積でよろしいですか。

〔奈良岡隆委員「はい」と呼ぶ〕

○能代谷潤治総務部長 公的施設の青森市の持っている部分が専有面積ということで申し上げますと、1万1157.51平方メートル、それと金融機関の専有面積が282.12平方メートル、駐車場が1万6461.51平方メートルとなっております。それと店舗のほうの借り上げている部分の面積が1万5911.72平方メートルとなっております。

済みません。市の持ち分の率、今メモ入りしましたので、答えさせていただきます。

専有区分における専有部分の持ち分ではありますが、市の持ち分が約86.7%となっております。これは店舗区分における専有部分の市の持ち分ということになります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の話だと、店舗区分における青森市の持ち分が約86.7%ということは、その上に図書館が入っています。あと駐車場も、あれは市のものですよね。そういうのを含めてじゃないということですか、それともそれを含めてなんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 持ち分についての御質疑に再度お答えさせていただきます。

全体の敷地の使用権の持ち分ということになりますと、先ほど申し上げましたように、市は92.0530%なんですけれども、奈良岡委員のほうからお話がありました市が専用で使っている部分、図書館ですとか、そういうところについては、もうこのパーセントに入っています。ただし、店舗区分、ほかの地権者が持っている部分というのは、店舗区分の専有部分だけですので、その店舗区分における専有部分については、市が約86.7%で、他の専有区分者が約13.3%という形になります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、この建物の附属設備とかも、これは皆、利用権の中に入っているんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 建物の附属設備等につきましても利用権に入っているのかというふうな御質疑でありましたが、権利関係そのものはちょっと私、今、お答

えできないんですけれども、今回、いわゆる附属設備やいろんな共用部分については、市が九十何%という大部分を利用、活用することから、その管理経費については、市が負担するというところになりました。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 まだ管理経費のことは聞いていませんから。言いたいんでしょうけれども、ちょっと待っておいてください。

今、要するに土地は、地上権と、それから底地の部分と2つに分かれていて、その権利の持ち分を聞きました。当然のように、建物も権利関係があると思うんですけれども、その持ち分の比率を聞いたんですが、すぐは出てこないんですか。例えば買い取りのときとかって、そういうのは、例えばそれでもって買い取りのお金とかが決まってくるもんじゃないんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 済みません、店舗の専有部分ということで先ほど御答弁させていただいたんですけれども、店舗専有部分の店舗共有者の持ち分ということで申し上げますと、市が86.7312%で、その残りが他の区分所有者というふうな持ち分率になります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。そうすれば、市の専有部分が約86.7%ということ。

そうすれば、共用部分について聞きますけれども、共用部分の持ち分比率、この共用部分、全体共用と一部共用と規約共用という3つがあるそうですけれども、それを細かく説明されてもらってもいいですし、全体でおおよそで示してもらってもいいんですが、この共用部分の持ち分比率をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 共用部分についての持ち分についての御質疑にお答えさせていただきます。

この建物が区分所有でありますので、専有部分も共用部分も、基本的には持ち分は先ほどと同じことに相なるものであります。ですので、持ち分とすれば、約86.7%とそれ以外という形になります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それでいいんですよね。間違いないですよね。地代、底地の権利とか何とかって、そういうのは関係なくて、今の共用部分が約86.7%ということによろしいんですよね。

先ほどの話だと、青森県信用組合が入っていないくて、そのほかはその他の区分所有者ということになると思うんですが、青森県信用組合の部分が、そうすれば抜きゃうんですよ、今の答弁だと。いいんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 共用部分の持ち分についての御質疑にお答えさせていただきます。

アウガ全体のその共用部分ということになりますと、市及び金融機関、さらには地権者4者の共有持ち分ということになります。正確に申し上げますと、店舗区分につきましても、床の持ち分がどこどここと決まっておりませんので、金融機関を除くというのは違うのかなとは思いますが、今私が申し上げたのは、店舗区分の専有部分についての率を申し上げて、その店舗区分の専有部分以外のところについては同様の率になるということで申し上げました。正確にはアウガ全体の共用部分については、どこどこという区分がありませんので、金融機関も含めた区分所有者の持ち分ということに相なろうと思います。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それこそ一筆ですから、それはそのとおりになんですけれども、例えば前の青森駅前再開発ビル株式会社的时候も、共用部分というのは、青森市と青森県信用組合とその他の区分所有者、その人たちの割合でもって管理費を同社が受け取っていたという答弁でしたよね。ですから、共用部分の権利関係があって、持ち分比率があって、それに基づいて分割して管理費をそれぞれが支払っていたという形ですよ。ですから、今の形も同じなので、そうであれば、共用部分の持ち分比率がなければおかしいわけで、それを教えてほしいとお話ししています。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

敷地利用権についての持ち分割合については、先ほど申し上げました市が92.0530%、金融機関のほうは1.0871%、残りが店舗の区分所有者という、この割合でなるもので、管理費につきましても、その割合に応じて、本来であればこれまで負担していただいていた——それと店舗区分、ちょっと店舗区分だけまたこれは特殊で、店舗区分については、前に地権者のみならず、テナント、入っておりましたお店、その人たちからも共用部分の管理費といいますか、そういう部分ももらっていたので、その店舗区分の管理については、またちょっとこれ別個な話なので、ちょっと話がこんがらがって申しわけありません。アウガ建物全体となったときには、奈良岡委員がおっしゃったような敷地利用権に基づくパーセンテージでもって負担するものであります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それこそテナントで入ってきている方の、また、その当時のあれは違いますから、そのことを今おっしゃられても、かえって話がわからなくなるので、あくまでも、前もそうですけれども、今の考え方も共用部分について、要するに管理費がどうあったのかを聞いたわけで、それは、そうすれば今の話だと、市が92.0530%、青森県信用組合が1.0871%で、その他がその他の区分所有者ということですが、そうすれば、この共有部分というのは、アウガの中でどういう部分を指し

ているのか、どういうところが共用部分になっているのか、簡潔にお願いします。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** アウガの共用部分についての御質疑にお答えさせていただきます。

具体的に申し上げさせていただきます。建物の主要構造部や、エレベーターやエスカレーターなどの設備、エントランスロビー、通路や避難階段等がこれに当たるものであります。

以上でございます。

○**奥谷進委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ありがとうございます。

アウガ管理規約の中に、平面図がずっと地下から1、2、3、4、5、6、7とこう載っています。ただ、市役所庁舎が移転するに当たって変えていますよね。これは変わっていないんですか。この平面図の中のあり方というのは、こういうふうにいるとありますけれども、カラーで出ていますけれども、これってアウガが移った段階でいろいろと直されたりもしていると思うんですけれども、変わっていないということよろしいのでしょうか。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** アウガ管理規約の改正内容についての御質疑でありました。

先ほど、私、必要最低限のところ、第6条の追加、あるいは管理者の部分の修正等々申し上げました。その中で、平面図については変わっていないと認識しております。

○**奥谷進委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** わかりました。ありがとうございます。

それでは、この共用部分の管理費、午前の質疑の中で、青森市の管理費というのは予算の中で幾ら盛っているのか、今年度予算でお示しいただけますか。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** アウガの管理費についての御質疑にお答えさせていただきます。

アウガの管理費につきましては、令和元年度の予算ベースで申し上げますと、設備の維持管理費、保守警備業務費、総合清掃業務費、水道光熱水費等を初め、その建物並びにその敷地及び附属施設の管理に必要な経費として、約2億9747万円計上させていただいているところであります。そのうちの市の負担額と言いましたっけ。

〔奈良岡隆委員「いや、聞いてない」と呼ぶ〕

○**能代谷潤治総務部長** 以上でございます。

○**奥谷進委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** これ、市の予算で約2億9700万円ということですよ。違うんで

すか。（「アウガの」と呼ぶ者あり）市の予算は幾らですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 先ほど申し上げたのは、アウガの一般会計の経費のアウガの管理経費でありまして、そのうち、市が負担額として予算化しているものですが、市が所有する公的施設及び駐車場のほか、市が借り上げまして管理しております店舗区分の管理費として、約2億9582万円を市が負担しているものであります。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私の聞いているのは、共用部分って管理会計になっていますよね。今、専有部分の話もおっしゃられたと思うんですけども、専有部分のこともおっしゃられているんですか。私は共用部分の管理会計について、青森市は予算で幾ら持っているのかと。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 先ほど申し上げました経費を分解することになると思いますので、ちょっと私、この現段階でちょっと把握できておりません。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 共用部分については、電気とか、空調とか、先ほどしゃべったように、清掃とか、いろいろと費用がかかります。青森市の場合は、予算ですから、前年度の例えば水道光熱水費とか何とかをもって予算化して出していると思うんですけども、その共用部分は共用部分で管理会計になっていると思うので、きちんと数字が出てきていると思うんですよ。出てきていないとちょっとまずいんじゃないかなと、かえって思うんですけども、青森市で共用部分に対しての予算を幾ら出しているのかお知らせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 共用部分の管理費についての御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申しました数字が共用部分だそうでありまして、アウガの管理費につきましては、令和元年度予算で約2億9747万円が共用部分の管理費として計上しているもので、そのうち、市の負担額につきましては約2億9582万円ということになっております。

○奥谷進委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 アウガの管理費は約2億9700万円で、市では約2億9580万円、きっとその差というのは青森県信用組合の分だと思うんですけども、その他の区分所有者は管理費を負担していないということでしたので、そうすれば、共用部分ですから、みんなが使う部分で、その建物全体の持ち分の比率に分けて管理費を負担していました、今までは。ところが、青森県信用組合は払っているけれども、その他の区分所有者は払っていない。その他の区分所有者って7%ぐらいになりますよね。そうすれば、約3000万円近くの電気代とか、清掃費とか、そういう管理費の

うちの約7%といえば、何ぼですか。その分を払っていないということになりますよね。その分を、区分所有者が払うべき分を、市が負担しているということですよ、逆を言えば。それってまずいんじゃないですか。私、まずいと思いますよ。

時間もあるので、次に行きますけれども、この共用部分の修繕のために……

○奥谷進委員長 奈良岡委員に申し上げます。市民の声あおもり会派の持ち時間が経過いたしましたので、これをもって終了させていただきます。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、要望があります。今年度初めて作成、配付されました中学校の社会科の副読本、「魅力発見！青森学」ですけれども、読まれた方からは大変評価が高かったです。私もそう思います。県内就職率は、高卒で56.7%ということでありますので、最も低いと言われておりますけれども、子どもたちには生まれ育った地域の記憶をしっかりと持ってもらうことが大切だと思っております。ただ、中学校1年生への限定配付でしたので、2年生、3年生の保護者の方からは残念だという声がありました。新年度、改訂版を作成すると思っておりますけれども、可能であれば中学生全員、せめて渡っていない3年生にもお渡しいただけるように要望したいと思います。

それでは、まずRPAについてであります。RPA、いわゆるロボットによる業務の自動化について、昨年の第3回定例会、そして前回の一般質問で2度導入の検討を提案いたしました。青森市の人口減少、そして今後の職員の減少を考えますと、事務作業の自動化、また行政事務を含めたAI・ロボティクス化というのは避けられないと思っております。前議会で質問したばかりですけれども、そのときに御答弁いただいたのは、まず分析が必要で、業務について研究を進めているという答弁でしたが、その間、県内の弘前市、八戸市、むつ市では、モデル都市として実施することになっています。県がRPA導入を支援するモデル都市へのいわゆる募集通知が、青森市にもあったと思っておりますけれども、青森市は手を挙げておりません。どのような判断をしたのかお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 工藤委員からの県のRPA導入支援実施に関する照会へどのような対応をしたのかとの御質疑にお答えいたします。

青森県におきましては、令和元年度から市町村業務改革推進支援事業の業務改革モデル事業として、県内市町村を対象に、RPAを活用した業務改革に関するモデル事業を実施することを予定し、県内40市町村に対し、平成31年1月に業務改革支援に関する事前意向調査、同年3月に業務改革支援に関する意向調査の照会を行ったところであります。

本市では、当該照会に対しましてRPAの活用については、青森県の業務改革モデル事業によらず、本市の取り組みとして自主的に研究していくと回答したところであります。本市としては、これまで住民記録、税、福祉等の基幹業務システム及

び財務会計、文書管理等の内部情報システムを導入し、ICTを活用した定型業務の自動化による処理の効率化、省力化に取り組んできたところであり、RPAの活用については、引き続き、他の自治体の導入事例により、技術を理解し、業務の効率化と費用対効果を見きわめつつ、必要性について研究し、県とも連携して取り組んでまいります。

○奥谷進委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

青森市は自主的に、独自に推進する予定だったので、県のモデル事業には改めて手を挙げなかったということです。この県のモデル事業ですけれども、補助金がつくと思うんですが、青森市独自となると、予算はどのようになるのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 再度の御質疑にお答えいたします。市の予算はどういう見込みになるのかというようなお話でありました。

まず、県の支援の内容でありますけれども、この県の支援については、県及び県が委託する事業者の支援のもと、RPAソフトウェアを導入して業務改革に取り組むものでありまして、RPAソフトウェアのライセンス費用及び導入支援やRPAプログラムの作成などを行う業務委託費用を県が負担してモデル事業を実施するというふうに伺っております。

現時点で青森市において具体的な予算についてをお答えする段階ではありませんけれども、段階としては、導入するに当たっては、今後、いわゆる実証実験という段階を経ていくものになると思います。その際は、一般的に全国どの市町村もそうですけれども、ベンダーと協議・調整をして、無償でソフトの提供を受けて効果を検証するという流れになると思いますので、青森市としても、できる限り費用対効果を上げるためにも、そういう内容を参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。

○奥谷進委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。県のほうからは、いわゆる事業者への——県が事業者へ委託して、募集、希望した市のRPA化について、その事業者が協力をして進めていくということです。青森市も今、現在進めている中では、事業者の協力を得て進めていく。そこにはとりあえずは費用は発生しないということです。わかりました。

RPA、これは多分今後の——特にことしはRPA元年と言われているぐらい全国の自治体で導入をしています。そう簡単にはなかなかいかない要素もありますけれども、逆にそういう要素を課題としてクリアしている自治体がどんどん先に進んでいると。そういう意味では、今後も果敢にその辺は取り組んでいただきたいと思います。要はソサエティー5.0と。創造社会、超スマート社会というのを国も目指しておりますので、そういう意味では、地方都市であっても先進的に取り組んでいた

だきたいと要望します。この項は終わります。ありがとうございます。

次に、通学路の交通安全対策についてであります。私の住む矢田前町会ですけれども、国道4号から原別の跨線橋へ抜ける道が通っておりまして、途中には保育園、県立盲学校があります。そして、青い森鉄道の矢田前駅にもつながっています。道路も狭くて、カーブが多い見通しの悪い道ですけれども、バスも通る道路になっておりまして、朝夕の通勤時は、通行する車も相応にあります。

この道路は、県立盲学校はもちろんですけれども、原別小学校の通学路にもなっておりまして、東中学校の生徒も自転車、あるいは徒歩で通っております。今のところ大きな事故もなく済んでおりますが、前町会長からの申し送りも含めて、町内の皆さんからはやはり心配する声があります。何らかの交通安全対策が必要な道路だと思っておりますけれども、市は今後どのように考えているのかお伺いいたします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 工藤委員からの矢田前駅周辺道路の交通安全対策についてのお尋ねにお答えいたします。

矢田前駅周辺の市道は歩道がなく、道路幅員は5.5メートルから7メートルの対面通行であります。特に、県立盲学校前の市道は、交通量は多くないもののバス通りであることや、スピードを出して走行する車両もあるということで、通学されている盲学校の生徒の安全確保の観点から、平成29年度に青森県立盲学校から点字ブロックの設置などの要望があり、また、地元町会からも交通安全対策についての要望をいただいたところであります。

このことから、平成29年7月には、学校関係者立会いのもと、地元矢田前町会、町会連合会、青森警察署、市道路維持課及び生活安心課が盲学校周辺における要望箇所と要望内容を確認する交通診断を行ったところであります。

また、検討に当たりましては、平成30年7月及び10月に、通学経路である矢田前地下歩道から矢田前駅までの区間について、学校関係者の方々と実際に歩いて現地調査を行い、危険箇所について確認したところであります。

これらの調査結果を踏まえまして、当該地区の安全対策として、具体的には、外側線及び路肩部を緑色に着色するグリーンベルトの設置、通行車両に減速を促す路面表示、通学路を示す標識の設置などを検討しているところであります。これらを設置することで、車道と路側帯の明瞭化や道路をさらに狭く見せる視覚効果により、通行車両のスピードを抑制し、歩行者の通行の安全を図りたいと考えているところであります。

現在これらの整備方針につきまして、学校関係者や関係機関と協議中でありまして、来年度以降、段階的に整備したいと考えているところであります。

○奥谷進委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

毎朝、矢田前駅から白杖を手に通っている盲学校の生徒の姿も見かけます。道路が狭い、見通しも悪い、側溝のふたも所によっては結構古くなっていて、危ないなと思って見ておりました。盲学校の校長先生も以前から要望していたということです。来年度ということですので、とても助かると思います。ぜひ適切な対応をよろしくをお願いします。

次に、交通安全対策の一つの方法として、ゾーン30の整備もあると思いますけれども、その整備の条件を教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 ゾーン30の整備条件についてお答えいたします。

青森警察署によりますと、ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、区域を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、道路管理者等が実施するその他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内における速度抑制や区域内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策でありまして、整備については青森県公安委員会が所掌しているとのことであります。現在、市内では8カ所のゾーン30が整備されておりますが、そのほとんどが小学校周辺の住宅地であります。ゾーン30の整備条件として、対象となる場所は原則として生活道路における交通事故防止のためのゾーン対策を実施すべき区域とされておりますが、道路及び交通の状況から、特に必要と認められる地域も対象となる場合があるとのことであります。

○奥谷進委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

原別小学校があつて、盲学校もあります。お互いにそんなに遠くはないので、東中学校へ通う通学路も含めて、取り巻いている道路というのはやはり狭くて曲がっている道路がとても多いです。矢田前町会含め、周辺の町会からも要望が上がっておりますので、矢田前駅周辺にゾーン30を整備すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

ゾーン30の整備につきましては、青森県公安委員会が県内の各警察署からゾーン30整備の上申を受けた後に、必要性や全体の交通の流れへの影響などを判断した上で整備を決定しております。このため、町会等から市に要望が寄せられた場合は、警察署、道路管理者、町会等の関係者立ち会いによる交通診断を実施しております。整備が適切であると判断される場合には、警察署が青森県公安委員会に上申いたします。このため、矢田前駅周辺のゾーン30の整備について、周辺の町会からまた要望がありましたら、青森警察署、道路管理者及び周辺町会立ち会いによる交通診断を実施してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

町会からの要望を警察署に出して、警察署から公安委員会へという流れで判断をしていただくということです。地元の方はスピードを余り出すことはないんですけども、ただ、国道に抜ける抜け道になっていますので、そこでスピードを出すと。真ん中はバイパスに抜ける広い道路があるんですけども、皆さん、そこを通っていただければいいんですが、その狭い道路を通る方も結構いらっしゃるということです。子どもたちも高齢者も多い道ですので、ゾーン30については検討して進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

では、最後の質疑ですが、公共交通政策についてでありますけれども、この夏、お盆の最中ですが、函館市に行ってまいりました。フェリーで渡りまして、市内あちこち、市電、バスを乗り継いで移動しましたがけれども、市電でも、バスでも、交通系ICカード、Suicaが使えます。本当にストレスのない快適な小旅行でした。また、年に何度か上京します。その際にも、このカード1枚があれば全て済むと。現金を使うのは青森空港と新青森駅の駐車場ぐらいのもので、ほぼカードで済みます。要はキャッシュレス社会でありますけれども、それがよい悪いということよりも、やはり手間とスピード、そして利便性と現金を持ち歩かなくても済むという安全も加わります。特に観光客、今は来日外国人もふえて、団体バスの移動ではなくて、個々に、あるいはグループで公共交通を使って移動しておりますので、利便性と観光客のストレスを極力なくすという意味では、この交通系ICカードというのがとても重要になってくると思っておりますが、そのためには投資が必要であります。市営バスへのSuicaなどのICカード導入の検討について、改めて市の考えをお伺いいたします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大樫寛之都市整備部長 工藤委員からのICカード導入についてのお尋ねにお答えいたします。

交通系のICカードといたしましては、JR東日本によるSuicaや首都圏の交通事業者によるPASMOなどが導入されているところであり、ICカード導入により、1枚のカードで提携している事業者間における複数の公共交通機関の利用が可能になるとともに、乗降時間の短縮や運賃確認の簡略化などのメリットが想定される場所があります。

平成30年3月に策定いたしました青森市地域公共交通網形成計画におきましては、鉄道線の充実として鉄道駅への全国系交通ICカードの導入を促進し、利便性の向上を図ることとしており、今年度も青森県鉄道整備促進期成会の一員として、青森県とともにJR東日本盛岡支社及び秋田支社には8月19日に、また本社には9月5日に交通系ICカードの導入を要望したところがあります。

一方、路線バスにおけるICカードの導入につきましては、Suicaなどのいわゆる交通系ICカードだけでなく、非交通系のICカードを活用している事業者

もあるところであります。I T技術の進展に伴い、キャッシュレス決済の多様化が急速に進む中、利用される市民の皆様にとって最も適切な手段を選択する必要がありますほか、QRコード決済や非交通系カードの場合は、技術的に決済に時間を要するため、混雑時の乗降に支障を生ずるおそれがあることや、交通系カードの場合、その導入に多額の経費を要することが想定されることなど、さまざまな課題があるものと認識しております。今後は、国の動向や、キャッシュレス決済の普及状況などの社会環境の変化を踏まえる必要があると考えており、J R東日本や青い森鉄道など交通事業者の動向を注視し、検討することとなるものと考えております。

○奥谷進委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

I Cカード導入にはもちろんメリットがたくさんあります。それは御承知のようですけれども、一般質問で実は時間がなかったので、今後の青森市の公共交通政策という意味でも、J R東日本と青い森鉄道と一緒に研究会のようなものを立ち上げてはいかがでしょうかと質疑しようと思ったんですが、実は翌日の朝刊に、県内バス、交通系I Cカード検討という記事が載りまして、その内容は、八戸市を中心に行政、事業者が勉強会をつくり、J R東日本の開発中のシステムの説明を受け、視察をして検討を進めているという内容でありました。今後、地域連携I Cカードとして宇都宮市でバス、鉄道へのサービス提供の実験をするそうですけれども、県内でも各バス事業者に紹介しているという内容でした。青森市営バスでもその事業内容の紹介を受けたということではありますが、どういう内容だったのかお示しをください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 工藤委員の再度の御質疑にお答えをいたします。J R東日本が交通部に来たときにどういう説明だったのかというお尋ねであります。

本年4月に、J R東日本が現在開発中の地域連携I CカードについてJ R管内の主要交通事業者に対する事業説明の一環として当部を訪れたところであります。その際の説明の内容といたしましては、2018年9月にJ R東日本が発表いたしました内容に基づくものでありまして、地域交通事業者による交通系I Cカードの導入を促進するため、各地域のI C乗車券とS u i c aの基本機能が1枚のカードで共存できる新たな地域連携I CカードをJ R東日本で開発を進めているという内容でありました。

この開発する地域連携I Cカードとしての特徴ですけれども、地域でのバスの定期券とか、各種割引制度といった地域独自のサービスとS u i c a本体が持っているS u i c aエリア等で利用可能な乗車券、それから電子マネー等のS u i c aのサービスを1枚のカードで一体で利用できるものという御説明の内容でありました。

以上でございます。

○**奥谷進委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** ありがとうございます。

J R 東日本は、2021年にはデスティネーションキャンペーンで青森県の広域連携とインバウンドに取り組むと、これも新聞に載っておりました。あと今後のグループの経営ビジョン——多分そのことだと思っただけですけども——では、地方の中核都市の観光振興、地域活性化、駅を中心としたまちづくりなどによって「コンパクト&ネットワーク」化を実現すると。その中心に S u i c a の共通基盤化を位置づけているという、多分そういう内容だったんだと思います。導入には、現行費用、現行システムの調整、もちろんさまざま課題はあると思っただけですけども、地方の中核都市との連携というのは、隣の秋田を含めて J R 東日本は以前から力を入れていた経緯もあります。青森市も青い森鉄道、そして J R 東日本との勉強会をこれから開いていく予定はあるのか教えてください。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

交通系 I C カードの導入につきましては、キャッシュレス決済の普及状況などの社会環境の変化を踏まえる必要があると考えておまして、引き続き、J R 東日本や青い森鉄道などの交通事業者の動向を注視し、対応することになるものと考えているところであります。また、工藤委員からも御紹介がありましたが、他都市において勉強会等により、検討が進められているということは承知しておりますので、これらの他都市の動向につきましても、まずは注視してまいりたいと考えております。

○**奥谷進委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 県内では八戸市を中心にとということですので、青森市も可能性としてこれから探っていただきたいと思っております。

M a a S という言葉がありますけれども、鉄道、バス、タクシー、一体的にサービスとしてつなぐ交通手段の研究も進んでおります。これも多分近い将来には実現するんだろうと思っておりますし、ぜひ公共交通政策として青森市が中心となれるような「コンパクト&ネットワーク」、全体の可能性を引き続き探っていただきたいと思っております。ありがとうございました。

最後に、またバスの利便性ということで、ちょっと函館市のあれに戻りますけれども、函館市のバスは市営ではないということですが、バス停によっては料金の乗り継ぎ割引があります。青森市営バスの乗り継ぎの多いバス停など、幹線とまたフィーダーといいますか、南北に走っている線と乗り継ぎがあると便利だなというバス停が幾つかありますけれども、その乗り継ぎ割引を検討してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 再度の御質疑にお答えをいたします。今の函館市の事例の紹介

で、函館市で実施している乗り継ぎ割引を青森市でもというお話かと思えます。

今、函館市で実施しておりますのは、工藤委員のほうからも若干ありましたけれども、函館市自体は函館バスという会社がやっております。そちらのほうで今現在やっておりますのは、函館バスの料金制度が、町なかなどは均一運賃、あと郊外に行きますと、キロに応じて、乗った距離に応じて運賃が重なっていくという、キロ換算の料金制になっています。これを併用、一緒に使っている。その中で乗り継ぎが生じる際に割引を今やっているものと私どものほうでは承知しておりました。

青森市の場合は、御承知のように、対キロ区間制ということで、乗っていただいた距離に応じて利用料をいただいているところでありまして、ちょっと制度が違うという環境もありますが、乗り継ぎ割引制度を含めた料金のあり方は、私どもで策定したチャレンジプランの中でも検討することにしておりまして、利用の拡大、それから乗車料の収入の増加に向けて料金のあり方を検討する中で、そうした制度についても検討していくということでありまして、経営にもかかわる話でもありますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

幹線道路があって、分かれている路線が青森市は意外と複雑なので、利用者にとっては、乗りかえるとそこからまたさらに基本料金も含めてという金額でいくと、あれば便利だと思います。グーグルマップであれだけ利便性を高めておりますので、あの辺を併用すると、かなり乗り継ぎについては何か考えられるのかなと思いますので、それも含めてぜひ先進的に進めていただきたいと要望しまして、質疑を終わります。

○奥谷進委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時41分散会

2日目 令和元年9月19日（木曜日）午前9時59分開議

○奥谷進委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党の渡部伸広でございます。

早速質疑に入らせていただきます。私の質疑は、補正予算の中から、限って質疑をさせていただきます。

最初に、議案別冊64ページ、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費に関連して、まちづくり寄附制度推進事業についてお伺いいたします。

この補正予算案の概要に記載されているまちづくり寄附制度推進事業に係る補正内容についてお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渡部委員のまちづくり寄附制度推進事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、寄附者が応援したい事業を指定することにより、寄附によるまちづくりへの参画ができる制度として、青森市ふるさと応援寄附制度、いわゆるふるさと納税制度を実施しております。この寄附金は、寄附者の意向に基づき、元気都市あおもり応援基金または青森市次世代健康・スポーツ振興基金へ積み立てた後に、各事業へ充当しております。

まちづくり寄附制度推進事業に係る補正内容ではありますが、元気都市あおもり応援基金及び青森市次世代健康・スポーツ振興基金への寄附金の積立金として4665万2000円、当初より寄附の増加が見込まれることに伴うポータルサイト掲載料や進呈品調達費用等の事業に要する増額分の経費として8606万1000円を計上し、合計で補正額は1億3271万3000円となっております。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

それでは、この青森市ふるさと応援寄附金の今年度の見込み額とその根拠をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

平成30年度と令和元年度の6月末時点での寄附の受け入れ金額を比較いたしますと、大口寄附を除くと、今年度は昨年度の約2.4倍となっております。

今後の見込みについてであります。本市においては、今年度から受付ポータルサイトを2つにふやしたことで、ただ一方で、地方税法の改正により、ふるさと納税制度の指定基準の一つとして、募集経費を寄附金額の5割以下とすることと示されたことから、重量があり、箱が大きくなるリンゴなどの経費率が高い進呈品について見直しを行い、寄附金額の設定をこれまでの1万円から1万2000円または1万5000円に変更するなど、昨年度とは状況が異なっているため、見込み額の推計は難しいところでもあります。

このような状況であるものの、主力のリンゴであるサンふじや、新米の季節をこれから迎え、例年、年末に向けて寄附がふえるため、今年度の見込み額といたしましては、昨年度実績を上回ることを目指しております。

今後、事業者の皆様とともに、進呈品の充実や、PRに努めてまいります。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

前年度比で比べると約2.4倍になっていること、それから、進呈品も金額が上がるということにもかかわらず、年末にはリンゴとかお米が見込まれるということですね。

ただいまの答弁で、ポータルサイト2つにしたというお話がありましたけれども、このポータルサイト掲載料というのはどのようになっているのかお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

本市では、ポータルサイトにつきまして、これまでの「ふるさとチョイス」に加え、今年度から新たに「さとふる」を追加したところであります。掲載料につきましては、「ふるさとチョイス」は、サイトへの掲載のみでありますことから、月額利用料が決まっている定額制であります。「さとふる」は、サイトへの掲載に加え、進呈品の在庫管理、進呈品提供事業者への連絡など、進呈品情報の管理のほか、寄附金の収納代行、寄附者からの問い合わせに対応するコールセンター業務等も行っており、こちらは寄附金額に応じた割合となっております。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 「ふるさとチョイス」が定額制ということでありました。その月の金額と、新しく入れた「さとふる」の利用額のパーセンテージというか、割合が決まっているということでありましたけれども、何%になるのかお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

「ふるさとチョイス」は月額利用料が月3750円、一方で「さとふる」につきましては、対応する業務が多岐にわたっておりますことから、寄附金額の12%と決められております。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 寄附金の12%ということでありました。だけれども、この「さとふる」を追加した理由というのは、今、御答弁いただいた内容のほかにもありますでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

「さとふる」は、他のポータルサイトで受け付けした寄附情報の管理や進呈品の発注及び配送管理も一括して取り扱うことができるサイトであります。このことにより、寄附者及び進呈品提供事業者にとって利便性が高く、本市にとっても効率よくふるさと応援寄附制度を運用できるサイトであります。また、利用される方が多く、寄附の増加が期待できるサイトでありますことから、「さとふる」を追加することとしたものであります。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。

それでは、この進呈品についてお伺いしますけれども、この進呈品調達の流れ、これについてお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

進呈品調達の流れであります。進呈品として取り扱う商品につきましては、庁内関係部局や青森市ふるさと応援寄附制度運用業務を委託しております株式会社さとふるなどからの提案に加え、担当課職員による取り扱い商品の掘り起こしによるほか、市ホームページにおいて、事業者、生産者の皆様からも提案を募っているところであります。事業者から新たな商品について提案があった場合には、青森市ふるさと応援寄附制度の内容や申込件数が少ない場合もあることなどを説明し、理解を得ました上で、進呈品の取り扱いについて相談を進めているところであります。

なお、その際の条件といたしましては、その商品が地場産品であることや商品代金が寄附金額の3割以下であることなど、総務大臣による指定の基準に適合していることや寄附者からの申し込みに速やかに対応できる出荷体制となっていることなどを確認し、これらの条件を満たしている場合は積極的に進呈品として取り扱っているところであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

私もこの間、初めてパンフレットを見させてもらいましたが、非常に進呈品の種類が豊富で大変びっくりしました。すごく皆さんの努力があって、寄附もふえているのではないかなというふうに思っておりますので、引き続き、また今年度が昨年度よりもより多く寄附が集まるよう、努力していただきたいと思っております。この件は以上で終わります。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費第2目道路維持費に関連して、除排雪業者貸与除雪機整備事業についてお伺いたします。

今定例会において補正予算案が提案されている除排雪業者貸与除雪機整備事業の概要をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渡部委員からの除排雪業者貸与除雪機整備事業の概要についてのお尋ねにお答えいたします。

除排雪業者貸与除雪機整備事業は、市の除排雪体制維持のため、除排雪業者へ貸与している除雪機械を計画的に取得、更新をする事業であります。今年度におきましては、平成11年に取得し、老朽化した浪岡地区の小型ロータリー除雪車1台につきまして、当初予算に1129万1000円を計上し、更新したところであります。

補正予算案の内容につきましては、平成2年に取得しました老朽化したロータリー除雪車1台を更新するものでありまして、国の社会資本整備総合交付金を活用し、購入できる環境が整いましたことから、機械の購入費4700万円を今回補正予算案として提案するものであります。

今後におきましても、老朽化した除雪機械の更新を図り、市の除雪体制の維持に努めてまいります。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

それでは、今年度更新をする予定の除雪機械の使用年数、これについてお示ください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

除雪機械の使用年数であります。今年度更新する除雪機械の使用年数につきましては、まず当初予算分の小型ロータリー除雪車につきましては20年であります。補正予算分のロータリー除雪車につきましては29年となっております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 小型が20年、補正予算分が29年。本来の耐用年数というんですか、これは何年なんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

本来の使用年数であります。青森県で使用しております建設機械等損料算定表によりますと、ロータリー除雪車の標準の使用年数は15年であります。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 小型もどちらも15年ということによろしいんですね。

では、この除雪機械を更新する際の基準というのはどういったものになっているんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

除雪機械を更新する基準であります。これまでの除雪機の取得、更新の方針といたしましては、社会資本整備総合交付金等を活用することを基本としまして、除雪機の使用年数が長く、かつ保守、維持修繕料が大きい車両を選定し、取得更新を行っているところであります。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 わかりました。耐用年数が本来15年のものを20年なり、29年大事に使って、補助金があるときに更新するということでありましたので、了解いたしました。この件は以上で終わります。

続きましては、議案別冊69ページの第3款民生費第1項社会福祉費第2目障害者福祉費に関連して、補正予算の扶助費関連についてお伺いをいたします。

この補正予算案の概要に記載されている歳出の扶助費関連の補正内容について、これをお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渡部委員からの扶助費についての御質疑にお答えいたします。

扶助費関連の補正内容につきましては、障害者総合支援法関連として、居宅サービス事業や生活介護事業など、7事業で4億112万4000円の増額補正のほか、障害児通所支援事業や障害児保育事業など3事業で1億2590万8000円の増額補正の合計10事業で5億2703万2000円の増額補正となっており、補正の主な理由といたしましては、利用者見込みの増加というふうになっております。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ただいま御答弁いただきました障害者総合支援法関連の7事業、その他の3事業の事業名、これをお知らせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。全10事業の事業名とのお尋ねについてです。

障害者総合支援法関連の7事業につきましては、居宅サービス事業、生活介護事業、施設入所支援事業、自立訓練事業、就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援事業、共同生活援助事業、計画相談支援事業となっております。その他の3事業といたしましては、障害児通所支援事業、障害児保育事業、児童扶養手当支給事業となっております。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

事業名が議案別冊見てもわからないものですから、お聞きいたしました。この扶助費関連の補正の理由が、利用者見込みの増に伴う経費というふうにあります。例えば先ほど御答弁にありました居宅サービス事業について、事業内容と平成30年度の実績人数と令和元年9月補正時の見込み人数を比較をして、人数はどのくらい増加しているとしているのかお示しいただけますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。居宅サービス事業の事業内容、あと平成30年度の実績人数、あと補正時の見込み人数の増加の人数を示してくださいとのお尋ねです。

まず、居宅サービス事業は、4つのサービスから成る事業であり、その内容につきましては、1つには、障害児等に対し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護。2つには、重度の肢体不自由、または重度の知的障害、もしくは精神障害により行動上、著しい困難を有する者であって、常に介護を必要とする方に対し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う重度訪問介護。3つには、視覚障害により移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に必要な情報提供や介護を行う同行援護。4つには、自己判断力が制限されている方に対し、行動する際に危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う行動援護となっております。

今年度の利用人数を見込むに当たっては、今年度の実績と前年度の同時期の実績を比較し、その伸び率をもとに算出しております。平成30年度の実績人数と令和元年9月補正時の見込み人数の比較につきましては、居宅介護につきましては、平成30年度が6338人、今年度が6545人で207人の増。重度訪問介護につきましては、平成30年度が446人で、今年度は483人、37人の増。同行援護につきましては、平成30年度が531人、今年度が771人で240人の増。行動援護については、平成30年度が87人で、今年度が76人、11人の減となっており、居宅サービス事業の利用人数は、平成30年度の実績人数が7402人、令和元年9月補正時の見込み人数が7875人で、473人の増となっております。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

今聞いた、これまで聞いたのもそうですけれども、特に扶助費関連は、この補正予算の概要、これ、委員の皆さん持っているかと思うんですけれども、この金額、補正額を見て、この議案別冊を見ても、その内訳の数が合わないというか、探せないんですよね。担当者の方に聞いたら、ここの項目以外に、特に扶助費関連なんかはほかの児童のものとかも入っているということもお聞きしました。ここに載せている数字というのは非常に複雑な背景があって、ここに載せているということがわかったんですけれども、ただ、これを見てもわからない。議案別冊を見ても、その内訳がよくわからないということは、ちょっとこれは問題じゃないかなというふう

に思っております。企画部長にちょっとお伺いしますけれども、財政課でこの予算の議案別冊とは別にこの補正予算案の概要、これをつくっていただいているわけですが、この双方見比べた場合に、数値とか、文言が突合されていなくて、わかりにくいというところがありますので、この予算書に沿ったこの予算案の概要、これをつくっていただきたいというふうに思うわけですが、これについて御答弁願います。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 渡部委員からの予算案の概要についての御質疑にお答えいたします。

今定例会に議案別冊として配付しております令和元年度青森市一般会計・特別会計補正予算、いわゆる予算書であります。地方自治法施行規則第14条及び第15条の2の規定に基づく様式により作成しているものとなっております。一方、議員の皆様にお配りしているほか、記者会見等の資料として配付しております青森市補正予算案の概要につきましては、予算書の内容がわかりやすくなるように、抜粋、整理した上で、具体の事業名とその事業内容を記載しているものとなっております。したがって、予算書と予算案の概要の事業名が一致しないものもありません。

今後におきましては、議員の皆様様の円滑な予算審査に資するため、わかりやすい資料を提供できるよう工夫をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 今、御答弁いただきましたけれども、予算書と予算案の概要の事業名が一致しない。議案別冊のほうは大きい事業のほうを書いているので、これを変えろということとはなかなか難しいかと思うんですけども、ただ、根拠となる数字が合わない、わからないということであれば、予算審査ができないということになります。当然、予算特別委員会では予算を審査する場がありますので、税金を使ってなぜこの予算が組まれるのかということが、根拠が把握できなければ、予算審査にはなりません。先ほども申し上げましたけれども、特に扶助費なんかは大変複雑な要素が絡み合って数字ができていくということも理解しました。それでもその内訳をわかるように、なぜこの数字になっているのかということがわかるように、議案別冊がいじれないのであれば、その概要のほうでわかりやすいものをつくっていただく、これが肝要ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも次回からはわかりやすい概要、数字の合う概要のものをお願いして、私の質疑を終わります。

○奥谷進委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民・志政会、館山善也です。よろしく願いいたします。

質疑の前に1件所見と、またこの場をかりて御礼を申し上げたいと思っております。

先般、2名の水泳選手が市長表敬をさせていただきました。1人目は、相馬あい選手。彼女は青森東高校出身であり、さきにイタリアで行われましたユニバーシアードで銀メダルを獲得したということでもあります。来年の東京オリンピックに向けまして、4月の選考会でぜひとも代表入りを果たしたいということで、彼女は100メートルのバタフライを得意とする選手でありまして、個人種目並びに団体のレースでも頑張りたいということをお願いしておりました。

もうお一方は、飯田純士選手。彼は青森商業高校出身であり、水球の選手であります。3年前に行われましたリオデジャネイロオリンピックにも代表入りをしまして、今回、また同様に、来年の4月に行われる選考会でも代表入りを果たし、ぜひとも東京オリンピックに出場したいということでありました。この市内の選手2人がそういった東京オリンピックにかかわる動きをしていることについて、水泳選手のみならず、ほかの競技でもすべからくよい影響を与えたのではないかなと思うところであります。

直近の申し出にかかわらず、小野寺市長に関しては、公務調整をしてお会いしていただきましたこと、また、担当課の地域スポーツ課においても、詳細なところを調整していただきまして、ありがとうございます。

それでは、質疑させていただきます。

こども食育レッスン1・2・3♪について質疑させていただきます。4款衛生費1項保健衛生費であります。

こども食育レッスン1・2・3♪については、さきに一般質問、また予算特別委員会を通じまして質疑させていただいております。非常にこの事業自体も充実しております。保育園を中心に講話を行っているということをお報告を受けまして、内容についても非常にすばらしいものだと思っております。私としては、その際に幾つか要望を出させていただきました。

要望の1点目としましては、食育アレルギーについてであります。現在の青森市において、給食でも既にアレルギーを発生している子どもたちにおいては、アレルギー対応した食事を提供しているところであります。この食育レッスンでも同様な形で、食事のつくり方で詳細に行っておりますが、このアレルギーを発見する方法というところ、やはり子どもが小さいということは、親御さんもまだ経験が浅いということをお踏まえすと、どういった症状が起きるとアレルギーが発生するのかを指導していただくことは十分に心強いものでもありますし、命にかかわる危険性もあるということから、軽視できないところだと思っております。また、先ほど紹介した事業の中で、園を通じていろいろ子どもたちに食の安全も含めて楽しく食事をとっていただき、栄養のバランスを考えたことを行っておりますが、ぜひとも家庭でも、こういった資料等をダウンロードできるような仕組みをつくっていただき

まして、家庭でも、復習や予習をできるような環境を整えていただきたいということ要望させていただきました。

改めて質疑させていただきます。こども食育レッスン1・2・3♪事業において、食物アレルギーの情報をどのように伝えているのかお示しいただけますか。よろしくをお願いします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 館山委員からの食物アレルギーの情報についての御質疑にお答えいたします。

青森市の未来を担う子どもたちの健康的な食習慣づくりを推進することも食育レッスンは、5年計画の2年目となる今年度も予定を超え、23園の保育園等からお申し込みをいただき、9月9日から順次行っているところであります。令和元年第2回定例会予算特別委員会におきましては、委員より、食育レッスンは保護者も対象としていることから、保護者に食物アレルギーの症状等についてももっと伝えていくべきとの御意見をいただいたところでありました。

このようなことから、今年度は保護者向けのプレレッスンで使用していた食物アレルギーのあるお子さん向けのリーフレットの内容を見直し、子どもを含め、保護者の皆様にも広く食物アレルギーの基礎知識を情報提供できるよう、青森中央短期大学食物栄養学科の専門家からも御助言をいただき、リニューアルを図ったところであります。具体的には、全年齢におけるアレルギーの原因食物についてわかりやすくグラフ化し、食物アレルギーの症状には、かゆみやじんま疹等の皮膚症状、くしゃみ等の呼吸器症状、目の充血等の粘膜症状などがあり、これらの症状が出現した場合は、アレルギーの発症が疑われることから、医療機関で適切な診断を受けることを促す内容とし、プレレッスンの中で情報提供させていただいております。

また、この食物アレルギーの食事の基礎知識のリーフレットは、委員から御提案がありましたとおり、市ホームページにも掲載し、あわせて食育レシピ集や親子でチャレンジシートについても掲載し、スマートフォンからでもダウンロードできるようにしたところであります。

今後も引き続き、食育レッスンを通じ、子どもたちと保護者が健やかに生活できるよう健康的な食習慣づくりを推進してまいります。

○奥谷進委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。全て対応していただいたということで感謝申し上げます。

また、やはりアレルギーが発症しますと、医療機関を受診するということになるんですが、今、かなりスマートフォンなど携帯の撮影機がかなり発展しております。ぜひともアレルギーを疑う際に、なかなか親御さんのほうでお医者さんにこういうことだって伝えることも大事なんでしょうけれども、ぜひ撮影をして、医者にかかることを若干勧めることによっても、そのときの症状などを詳細に伝えること、ま

た、お医者様もその映像を見ながら、こういったことで今来ているんだなということがわかりやすいと思いますので、少しそういったこともつけ加えていただければなと思いますので、お願いいたします。

また、この事業は、20億円の寄附を受けまして、小野寺市長が肝いりで始めた事業だと心得ております。残念ながら、市のホームページを見ましても、なかなか見つけられないんですね。例えば「便利ガイド」のところで、「入園・入学」というところを押しましても、この事業が出てこない。また、「キーワードから探す」というところで、「子ども」と探しても、権利条例とか、そういったことは出てくるんですが、この事業が出てこないんですね。「子どもの食育」まで押さないとこれが出てこないということでもあります。期間限定でもよろしいので、例えば、やはりこれは市民の方に発信するというのを考えれば、ぜひともホームページの1面に、どこかにこの文字があることが望ましいのではないかなと思います。これはどうしてもスペースが限られますので、ぜひとも検討をしていただいて、この事業をどんどん発信することを願うところであります。この項はこれで終わります。ありがとうございます。

次に、ドライブレコーダーの導入について御質疑させていただきます。

今定例会でも一般質問において多くの議員から市営バスに対しましてドライブレコーダーの導入を促す質問がありました。私も同様の考えであります。加えて、青森市にやはり公用車もあります。公用車を含め、市の市営バスにおいてもドライブレコーダーを導入すべきだと考えております。確かに市の答弁では予算がかかるということではありますが、その答弁ですと、来年度も、再来年度も同じ答弁が通用してしまうと、僕は危惧するところであります。であるならば、計画的にこれを導入する方法は何が近道なのかと考えたときに、市でも市営バスを新規に導入したり、また公用車であれば、リース契約が始まるタイミングもあると思います。そういったところで、新規に購入した際に、また新たなリース契約をする際に、ドライブレコーダーをつけるということは決して難しいことでもありませんし、今、社会常識的に市民の理解も得られると僕は思っているところでありますので、その観点から御質疑させていただきたいと思っております。

青森市、市部局・企業局が保有する現在の車両の保有台数とドライブレコーダーの普及率についてお示しいただけますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 館山委員の公用車のドライブレコーダー対応についての御質疑にお答えさせていただきます。

私のほうから、青森地域広域事務組合及び交通部の市営バスを除く台数でお答えさせていただきたいと思っております。本市の公用車の保有台数は、市長事務部局が181台、教育委員会が5台、企業局が水道部、交通部合わせまして61台、合計247台となっており、このうちドライブレコーダーが設置されている公用車は企業局の1台で、

設置率といたしましては、0.4%となっているところであります。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 館山委員の車両の保有台数とドライブレコーダーの普及率についてのお尋ねにお答えいたします。

交通部で現在保有しているバス車両につきましては、現在141台となっております。ドライブレコーダーの設置状況でありますけれども、平成27年8月から3カ月間、メーカー4社から8台を無償で貸与された経緯がありまして、そのうち、3台が現在も引き続き無償で貸与を受けているところであります。したがって、141台中3台にドライブレコーダーが設置されておりまして、設置率は2.1%となっております。

○**奥谷進委員長** 館山委員。

○**館山善也委員** 普及率は本当に消費税以下ということがわかりました。

それでは、同じように、新規で導入する新車というんですか、それとまたリース契約をする台数というのをお示しいただけますか。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 新規購入または新規リースする車両数についての御質疑にお答えさせていただきます。

本市の公用車の更新につきましては、今年度、市長事務部局が9台、企業局が6台、合計15台を更新予定しており、このうち新規購入するものが、市長事務部局の2台、企業局の1台、合わせて3台、リース契約満了に伴う更新が、市長事務部局の7台、企業局の5台、合わせて12台となっているところであります。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 今年度の購入台数についてのお尋ねにお答えいたします。

交通部において今年度新規購入するバス車両数につきましては、7台となっております。

○**奥谷進委員長** 館山委員。

○**館山善也委員** ありがとうございます。

やはりドライブレコーダーを導入する意図としましては、やはり危険を回避したり、また事故の発生時にどういう状況だったのかということを検証できるという利点があると思います。

そこで、過去3年以内にどれぐらいの事故数があったのか。また当然、職員が運転すると思いますので、この過去3年以内に2回以上事故を起こした職員はどの程度いるのかお示しできますか。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 公用車の事故件数についての御質疑にお答えいたします。

公用車の事故件数につきましては、平成28年度が市長事務部局で4件、教育委員会で2件、企業局で5件、合計11件、また平成29年度につきましては、市長事務部

局が5件、教育委員会で2件、企業局で2件、合計9件となっており、平成30年度は市長事務部局で3件、教育委員会で1件、企業局で4件の合計8件となっております。今年度、令和元年度につきましては、8月末現在で、市長事務部局で3件、教育委員会で1件、企業局で2件、合計6件となっており、このうち、市に過失割合がないものが3件、市の過失割合が5割未満のものが7件、市の過失割合が5割以上のものが24件となっております。

また、これらの事故のうち、2回以上事故を起こした者ということでありますと、市長事務部局で1名、企業局で2名、合計3名の職員が平成28年度から本年度までの間に2回事故を起こしているという状況になっております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 交通部での過去3年間における事故件数についてお答えいたします。

市営バス車両における過去3カ年の事故件数につきましては、転倒等による車内での事故も含めまして、平成28年度が29件、平成29年度が53件、平成30年度が37件、今年度は8月末現在となりますが、12件となっております。現在まで、この3カ年を合わせますと合計131件となっております。このうち、市のほうに過失割合があった件数につきましては67件となっております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

市に過失があるということと両方合わせますと90件以上になってくるということで、かなり大きな影響があると思います。事故はどうしても防ぎきれないところもあると思いますが、やはりそういったところでドライブレコーダーの必要性が促されると思っております。通告していないので他市の状況は聞かないんですが、私の認識では、恐らくほかの自治体ではかなり導入が進んでいると認識しております。

そこで、改めてお聞きしたいと思います。近年の社会情勢を鑑み、ドライブレコーダーの重要性が高まっていると感じます。不測の事態に備え、ドライブレコーダーの環境整備の観点から、市営バスを含め、市公用車両にドライブレコーダーの導入を計画的に行うべきと考えますが、市の認識をお尋ねいたします。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 ドライブレコーダーの導入についての御質疑にお答えさせていただきます。

公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、走行状態を後で確認できるため、運転者の安全意識を向上させ、交通事故を未然に防止することが期待されますとともに、万が一、交通事故が発生した際には、記録された映像等が事故原因の確たる証拠となり、事故後の処理や手続がスムーズに進むものと考えております。

一方で、ドライブレコーダーの設置には多額の費用を要することなどから、リース車両の契約更新時などにおきまして、費用対効果などを踏まえて導入について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 館山委員の再度の御質疑にお答えいたします。

その前に、先ほどの答弁で、ちょっと訂正させていただきたいと存じます。先ほど当方の事故件数で、3年で合計131件と申しましたが、正確には3年5カ月で131件であります。謹んでおわびし訂正させていただきます。

それでは、再度の御質疑にお答えさせていただきます。

ドライブレコーダーを段階的に導入してはということではありますが、路線バス車両に搭載されるドライブレコーダーにつきましては、車外の映像に加えまして、運行中のバスの車内の様子など複数の視点から記録することができまして、交通トラブルへの対策強化や車内の防犯性の向上、サービスの改善などへの効果が期待されるものと認識しております。

一方で、ドライブレコーダーの設置には多額の費用を要しますことから、経営状況等を踏まえながら、その導入について検討してまいりたいと考えております。

また、バス以外の車両ですけれども、そちらのドライブレコーダーの設置につきましては、運送事業者といたしましては、まずはお客様の安全・安心な輸送を考慮すべきと考えておきまして、まずはバス車両への設置を優先的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 水道部が保有する公用車へのドライブレコーダーの計画的な導入についてのお尋ねにお答えします。

水道部が保有しております公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、先ほど総務部長の御答弁にもありましたように、運転者の安全意識を向上させ、交通事故を未然に防止することが期待されるとともに、万が一、交通事故が発生した際には、記録された映像などにより、事故後の処理や手続がスムーズに進むものと考えております。

一方で、ドライブレコーダーの導入には設置費用を要しますことから、新規購入時やリース車両の契約更新時において、費用対効果などを踏まえて導入について検討してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 館山委員。

○館山善也委員 多額の費用というのは、僕も踏まえての質疑です。やはりさきに言ったように、新規の導入や、またリースの新規契約のときに導入してもらえればと思っておりますが、やはりこちらサイドが提案しない限り、向こうのほうの契約

してもらおうほうでは導入がどうかということはないと思いますので、やはりどう必要なのかということを観点に考えないと、向こうも踏み込んでこないと思います。また、先ほど答弁の中に、費用対効果を考えてという言葉がありましたが、費用は別にしても効果は十分にありますよ。社会的にも、一般市民の方も十分理解されるころだと思えます。

ほかの自治体では外車を買って問題になっておりますが、このドライブレコーダーを導入したから市民がどんどん文句を言う時代ではないと思えますし、実際に運転される市職員の方々にしても、そういった仕事の環境が整備されるという安心感から、ぜひ導入してもらいたいと思っていると僕は考えておりますので、そこはぜひとも検討していただいて、計画的で結構ですので、そのあたりを十分検討して取り組んでいくことをお願い申し上げて、質疑を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○奥谷進委員長 次に、山本治男委員。

○山本治男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党、山本治男です。

8款土木費3項港湾費、今回は1点だけ。

ことしの3月に、国土交通省港湾局から、釣り文化振興モデル港に青森港が指定されました。このモデル港に指定されるまでに、今までやってきた取り組みをお知らせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山本委員からの釣り文化振興モデル港指定までの取り組みというお尋ねにお答えさせていただきます。

青森港につきましては、本市を含め、学識経験者、行政機関、民間企業等で構成します青森港みなとづくり懇談会におきまして、平成27年2月に策定した青森港ビジョンの中で、浜町緑地の釣り利用が掲げられたところであり、このことを踏まえまして、本市を含む官民の港湾関係者などにより、平成29年度に青森港釣り利用検討会を開催し、青森港内での釣り可能エリアの設定や開放ルールなどについて検討した結果、試験的に、平成30年度に浜町緑地で4回、北防波堤で2回の計6回開放したところであり、本市におきましては、青森港での釣り開放に当たりまして、開催日時や開放場所などについて、「広報あおもり」により周知を行ってきたところであり、

このように、これまでの経過を踏まえまして、当該検討会では、本年3月に、国の釣り文化振興モデル港に応募したところであり、その後、地域の関係者による地方創生を目的とした釣り文化振興の取り組みが進められている港湾として、委員からもお話がありましたけれども、3月29日に青森港が釣り文化振興モデル港に指定されたものであります。

○奥谷進委員長 山本委員。

○山本治男委員 平成27年からやっているということで。年に数回ということなんです。

日本の釣り人口というのは、たしか約3000万人いるということです。約3000万人ということは、単純計算で日本の人口の4人に1人が釣りをしているということになります。それだけ釣りをする人が多いということです。それを踏まえて、せっかくモデル港に指定されたんですから、私たちはどんどんやっていって、推進してほしいなと思っております。

そこで、このモデル港に指定されたのを受けて、これからどういう取り組みをしていくのか、また、どういう形で推進していくのか、考え方をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山本委員からの再度の御質疑にお答えいたします。指定後の今後の取り組みとしての考え方というお尋ねでありました。

釣り文化振興モデル港に指定されたことによって、国からの情報発信や当該検討会への効率的な運営に関する助言、また、公益財団法人日本釣振興会による安全対策やマナー教育への支援等が受けられることになったところであります。

今年度は、計13回の釣り開放を予定しておりますが、その開放日には、公益財団法人日本釣振興会青森県支部の支援によりまして、稚魚の放流やライフジャケットの着用、監視員の配置などの安全対策のほか、マナー教室を開催するなど、より充実した環境となるものと考えております。

○奥谷進委員長 山本委員。

○山本治男委員 ありがとうございます。

安全対策の講習とかマナー教室など、非常に大切だと思います。実際、私、見てみると、青森の場合、釣りをしている人たちは、ごみを散らかしていく人はほとんどいない感じです。みんな結構マナーがよくて、非常にいい感じなんですけれども、さらに、それを徹底するためにもマナー教室とか、そういうのはどんどんやってほしいなと。

また、そのほかに親子釣り大会とか、いろんなイベントを開催するとか。そういうことで、私が一番おもしろいと思うのは、青森駅というのは、日本でも珍しい海と港とくっついている駅なんですよね。それで、ホームをおりてすぐ釣りができるという状態をつくる。青森駅で例えば釣りざおを貸し出すとか、餌をつけて、すぐ釣りができますよと観光客とかにアピールするとか、そういうことをやってもおもしろいんじゃないかと思います。また、海外では、海釣りにしても、川釣りにしても、結構フィッシングライセンスというのがありまして、そのライセンスがなければ釣りができないという場所が多いです。ですから、青森でも、外貨獲得のためにも青森独自の海釣りのフィッシングライセンスでも発行して、やったらおもしろいんじゃないかなと思うんですけれども。

また、聞き取りのときに——今、釣りをやらせているところが北防波堤と浜町緑

地の2カ所だけですね。先日、私の友達が青森に遊びに来て、八甲田丸から中央埠頭までずっと歩いてみたんですけれども、友達は本当に青森はいい場所があって、何にも使われていないのはもったいないなって言っていました。それで、せっかく港が釣りのモデル港に指定されたんですから、港全体、八甲田丸から浜町緑地まで全部使えるような形にしてほしいなと思います。

あとは全部要望で終わりますけれども、釣りの好きなタレントを呼んで市民と交流させるとか、そういういろんなイベントが考えられると思うんですよね。ですから、もっと港を大いに活用できるような、楽しめるような青森港をつくってほしいと。せっかくいいことをやっているんですから、もっとアピールして、「広報あおもり」だけじゃなく、新聞、テレビでもどンドンどンドンアピールして行ってほしいなと思います。今月も21日とかやるんじゃないですか。きのうもちょうど夕方のテレビで取り上げられておりましたけれども、本当にいい機会だと思いますよ。青森は湾内ですけれども、どンドンどンドン進めて行ってほしいなと思います。せっかくいいことをやっているんですから、これからもやってほしいなと、全て要望で終わります。ありがとうございます。

○奥谷進委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎であります。

今回、予算特別委員会で3点についてお尋ねをしていきたいと思えます。

まず、1点目でありますけれども、議案別冊令和元年度青森市一般会計補正予算、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、まちづくり寄附制度推進事業についてお伺いをしたいと思います。

ふるさと納税の新制度から、大阪府泉佐野市が除外されたという問題で、第三者機関——国地方係争処理委員会は、この新制度の開始前に不適切な寄附募集をしたことを理由に除外した総務省の対応は、法律違反のおそれがあるということで指摘をして、この除外決定を再検討するように、総務大臣に勧告をしております。

一方で、泉佐野市のやり方は、ふるさと納税の理念から外れているのではないかとこの指摘もあります。本来、ふるさと納税は、その地域の産業を育てるなど政策を応援するものです。それだけに、泉佐野市を初めとする一部の自治体が、地域振興とは無関係、無縁のものを扱って、ふるさと納税新制度のスタート直前に多額の寄附金を集めたということは、お金が集まれば何でもいいということで、法律的に見ると国の対応も行き過ぎていたのかも知れませんが、この制度の理念を考えると、どうなのかなと思います。新制度に従っている多くの自治体の間には不公平感が漂っているように感じます。

そこで質疑をしたいと思いますけれども、先ほど渡部委員の質疑で、今年度、約2.4倍のふるさと納税を見込んでいる。それから、ポータルサイトを1カ所ふやしたと。さらに、進呈品調達の流れなどについては理解をいたしました。今回の補正予算で進呈品の調達に要する費用、経費ということで計上しておりますけれども、私

もこの市でつくった資料を見させていただきましたがけれども、進呈品の入れかえの状況について教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 竹山委員のまちづくり寄附制度推進事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、市外にお住まいの1万円以上を寄附された個人の方に対し、お礼の品として本市の魅力をPRする特産品などを進呈しているところであります。

進呈品につきましては、年3回見直しを行い、新しい商品を取り入れているほか、果物などの季節商品についても随時追加を行うなど、進呈品の充実に努めております。今年度は、これまでに4月と8月の2回見直しを行い、現在は110品目の進呈品を取り扱っており、進呈品として人気のリンゴについては、例年より早い時期から取り扱う品種をふやしたり、サクランボの受け付けを昨年度より早く開始するなど、PRに努めております。また、今後の予定として、12月にも進呈品の入れかえを行うこととしており、全国の方々から青森市を応援していただけるよう、引き続き魅力ある進呈品づくりに取り組んでまいります。

○奥谷進委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

年3回、4カ月ごとに見直しをしているということで、これまで4月、8月に見直しをして、今後は12月に見直しをするということでありました。

そこで、これまでに進呈品の見直しに伴って取り扱いをやめたものというのがありますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

お見込みのとおり、年3回の見直しの過程で取り扱い品をやめた商品というのがあります。

○奥谷進委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 取り扱いをやめるというか、多分市で一方的にやめるわけではないと思いますので、その基準というのか経緯、その都度の理由、こういったものについてお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

進呈品の取り扱いをやめる場合は3パターンがあります。1つには、期間限定の季節商品で申し込み受け付けを終了とする場合。2つには、申込件数が少なかったり、商品の製造を取りやめるなどの理由で進呈品の提供事業者側のほうから取り扱いをやめたいとお申し出があった場合。3つ目には、食品については4カ月間を1期といたしまして、2期連続で申込件数が5個以下の場合、こちらの場合につきましては、進呈品としての取り扱いを停止しております。今後も事業者の皆様と本

市の魅力を高める進呈品づくりに努めてまいります。

○**奥谷進委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** わかりました。季節商品。それから食品については、2期連続で申込件数が5個以下というお話だったと思います。これは食品だけですね、ちょっと確認です。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 再質疑にお答えいたします。

お見込みのとおり、2期連続という先ほどのものにつきましては、食品のみでありまして、工芸品など、こちらのものについては適用させてはおりません。

○**奥谷進委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** ありがとうございます。

このふるさと納税について少し考えて要望したいと思います。多くの方が地方、ふるさとで生まれて、その自治体からさまざまな住民サービス、例えば医療であったり教育など、サービスを受けて育ちます。そして、青森市も同様でありますけれども、進学、就職を契機にして、生活の場を都会に移す。そして、本当は青森に戻ってきてほしいんですけども、そのまま都会で働いて納税をしていると。結果として、都会には税収として入るけれども、ふるさとには何も入ってこない。こういったことから、自分が生まれ育ったふるさとの自治体に対して、自分の意思で幾らかでもお役に立てる制度があってもいいのではないかという、そんな問題提起から多くの議論、検討を経て、現在のふるさと納税制度ということになっております。冒頭に言いましたけれども、やはりそこにはそのふるさとに対する思いというものが込められていると思いますので、進呈品についても、やはり地場産品であったり、あるいは文化を含めて、そういうことでの進呈品ということで、ぜひこれからもしっかりそういう人たちの思いを受けとめて対応していただきたいと思います。これは以上です。

2点目は、議案別冊、一般会計補正予算、6款農林水産業費1項農業費5目土地改良費に関連して、ため池点検・ハザードマップ作成事業についてお伺いします。

今定例会一般質問で、質問、答弁という形でいただきましたけれども、1点だけ確認ということで質疑をしたいと思います。今回のハザードマップ作成事業、中身については理解をしました。その背景に、昨年、西日本豪雨を受けてということがあったので、1点だけ確認をさせていただきます。

このため池が決壊する原因に、降雨量との関係、あるいは降雨量の基準があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○**奥谷進委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** 竹山委員のため池が決壊する要因についてのお尋ねにお答えいたします。

ため池が決壊するメカニズムとしましては、貯水量の増加によるため池堤体から

の越流、堤体内部の劣化から水が流れ出る浸透破壊、堤体の亀裂や沈下などさまざまあります。その要因としては、豪雨だけではなく、地震やため池の老朽化などが挙げられますが、降雨量などを含め、ため池の決壊が想定される明確な基準は示されておられません。

以上でございます。

○奥谷進委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 降雨量の基準はないということですね。要はため池がさまざまな要因によって決壊したときに、その被害を防止するためにエリアを想定してマップをつくると。それで間違いはないですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

ただいま竹山委員が申しましたように、ため池が決壊した場合の被害を予測し、被害の範囲、避難経路、避難場所などの情報を地図化したものがため池ハザードマップでありまして、ため池が決壊し、浸水被害が予想される場合に、地域住民の迅速かつ的確な避難誘導が可能となるなどの効果があるものと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 済みません、私、ちょっと勘違いしてしましまして、先ほど申し上げましたように、昨年の西日本豪雨を受けて、新たに防災重点ため池というのが設定されたというふうな認識をしていたものですから、今ほどの質疑になりました。要は、豪雨だけではなくて、ため池が決壊して被害が出たところもありますので、そういうものも含めて、防災重点ため池の箇所数がふえたということだと思えます。了解しました。市民の安心・安全のために、これからもよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

3点目は、議案別冊、一般会計補正予算、3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費に関連をして、障害者支援関連事業等についてお伺いします。済みません、これも先ほど渡部委員の質疑にありました。概要とそれから中身については理解をしました。ただ、ちょっと別の観点で、一部ダブるところもあるかもしれませんけれども、お伺いをしたいと思います。

この補正予算の扶助費関連における障害者支援関連事業等のうち、障がい者支援課で所管する補正額の多い3つの事業の中身、それから補正額を教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 竹山委員からの障害者支援関連事業等についての御質疑にお答えいたします。

補正予算の扶助費関連におきます障害者支援関連事業等のうち、障がい者支援課所管分は8事業となっております。補正額の多い3事業の内容及び補正後の額につきましては、初めに、未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指

導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う児童発達支援。肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練、または医療的管理下での支援が必要と認められた障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行う医療型児童発達支援。就学している障害児に対し、授業の終了後、または休校日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等を行う放課後等デイサービス。重度の障害等により、外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援。保育所などを利用する障害児に対し障害児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援。これら5つの支援を行う障害児通所支援事業の補正後の額は7億6632万5000円となっております。

次に、障害者等に対し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護。重度の肢体不自由、または重度の知的障害、もしくは精神障害により行動上、著しい困難を有する者であって、常に介護を必要とする方に対し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う重度訪問介護。視覚障害により移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に必要な情報提供や介護を行う同行援護。自己判断力が制限されている方に対し、行動する際に危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う行動援護。これら4つのサービスを提供する居宅サービス事業の補正後の額は11億1688万2000円となっております。

最後に、常に介護を必要とする方に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護事業の補正後の額は22億4445万8000円となっております。

○奥谷進委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

障害児通所支援事業、それから居宅サービス事業、生活介護事業ということだったと思います。

それでは、今ほどお話のあった3事業について、過去3年間の延べ利用者数と扶助費の実績について教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。3事業の過去3年分の延べ利用者数と扶助費の実績とのお尋ねです。

初めに、障害児通所支援事業につきましては、平成28年度が6510人で5億1251万6635円。平成29年度が7667人で6億138万8491円。平成30年度が8743人で7億252万8372円となっております。

続きまして、居宅介護サービス事業につきましては、平成28年度が6332人で8億3941万9620円。平成29年度が7014人で9億5473万3646円。平成30年度が7402人で10億6530万5875円となっております。

最後に、生活介護事業につきましては、平成28年度が1万1566人で20億3159万3862

円。平成29年度が1万1786人で21億5048万791円。平成30年度が1万1689人で21億6092万3612円となっております。

○奥谷進委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

生活介護事業は、3年間で見ると、延べ利用者数が若干上下というか、減っているところもありますけれども、障害児通所支援事業では、おおむね6000人、7000人、8000人ということで、5億円、6億円、7億円となっていますし、居宅介護サービス事業では、おおむね6000人、7000人、7400人ということで、これも8億円、9億円、10億円ということになっています。生活介護事業は、先ほど若干、利用者数はそんなに極端に変わっていないけれども、やはり3年間を見ると1億円ぐらいの増ということになっています。この障害者支援ということ考えると——あと質疑しません、要望で終わります。扶助費がふえるということは、それほど社会の認識というか、これが変わってきているのかなという一方で、障害者に対する福祉サービスがある意味、ちゃんと周知をされているということや、利用者がふえて福祉が向上してきているというふうに感じられます。なかなか相談にも来れない方も中にはいると思いますけれども、やはりそういう人たちにもきちんと寄り添って、丁寧な対応をしていただきたいというふうに思います。

一方で、先ほど言ったように、財政的に、5億円、6億円、7億円、8億円、9億円、10億円ということで、厳しい部分もありますけれども、今後もやはり共生社会の実現ということで、障害のある人たちへのサービス、周知をしっかりとやっていただくことと、きめ細やかな対応をしていただきたいということを要望して、終わります。

ありがとうございます。

○奥谷進委員長 次に、里村誠悦委員。

○里村誠悦委員 自民・志政会の里村誠悦であります。10款教育費6項保健体育費、旧陸上競技場について伺います。

去る9月1日に本市の宮田地区に県の新陸上競技場が完成しました。これに伴って、これまで青森市民や、また県民を初めとする多くの皆さんに親しまれてきた安田地区の旧陸上競技場について、県は施設を閉鎖するというものであります。これまで青森市民を初め、県民に親しまれてきたということは、競技ばかりでなく、ジョギング、ウォーキングで汗を流している人、歩道も広く、緑も多く、安心して運動をいろいろ楽しむことができました。また、近くには県立美術館、そしてまた三内丸山遺跡もあります。それからまた、非常に環状線からのアクセスもよく、駐車場もたくさんあります。大型バスが10台、小型バスが11台、普通車等が約1500台、身障者の方のが5台と、すばらしい公園、競技場であります。

きのうも大矢委員から質疑があったんですけども、私からも、重なった部分がありましたので、1つだけ質疑したいと思います。旧陸上競技場が利用できなくなっ

た場合——もうできないんですが——市の各種スポーツ団体や小・中学校の大会には影響がないのかお知らせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 里村委員からの旧陸上競技場が利用できなくなった場合の市の各種スポーツ団体や小・中学校の大会などに影響はないかとのお尋ねにお答えさせていただきます。

先ほど委員からも御紹介がありましたとおりに、青森県では、本市安田地区の総合運動公園から宮田地区の新総合運動公園に運動施設の全面を移転しておりまして、去る9月1日に新陸上競技場が供用開始したところであります。大会への影響などにつきましては、新陸上競技場の9月の行事予定を確認したところ、昨年9月に旧陸上競技場で開催されていた大会が、今年度既に新陸上競技場で開催されている状況でありました。また、これまで旧陸上競技場で開催されていた中体連の陸上競技や小学校体育デーにつきましては、市の教育委員会によりますと、新陸上競技場などでの開催を検討しているところと伺っております。

○奥谷進委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

そういうふうになっていけばいいなと思います。ただ、青森市内の小学校、中学校を見ても、ゴム素材のトラックというのはいないんですね。ですから、ああいう場所で練習をすることによってオリンピック選手が輩出されるとか、そういうことができると思います。ですから、ぜひ利用できればなと思っております。

管理するのにいろいろお金がかかる、直すのにお金がかかるということはよくわかっております。でも、よく市民と一緒に協力して、この市政をやりましょうという話はあるんですが、なかなかそういうことができていない。今やっとまちづくり協議会とか、そういうふうになっていますけれども、それも役所は余り関知していないという部分があります。ですから、やはりこういう部分と一緒に、利用者と一緒にボランティアをする。それから、企業の皆さんにはいろんな部分で協力を願う。スポーツの会社、大きなデサントとか、青森にはないんですけれども、そういう会社の力をかりて、そこに何かしらを置くということをやっていけば一番いいかなと思います。新しいものをつくる時には検討委員会とかありますけれども、古いものを使用するときでも、やはり検討委員会を設置しながら、市民と一緒にこういうのはどうだろうということをやったらいいのかなと思っております。市長もタウンミーティングをやっていますけれども、そういうところで、やはりそういう問題に市民の皆さんから意見をいただいて、そういうふうにやればいんじゃないかなと思ってます。

私のところには、わくわくランド、スポーツ広場があります。あそこは球技ですか、野球とか、サッカー、テニスとかありますけれども、やはり旧陸上競技場は、走ることもできるし、いろんなことができるような要素があります。ですから、使

えるところは使うと。まだ青森市のほうに入っていないかもしれませんが、そういうところもやはり積極的に頂戴と。お金がないから、県に頂戴と。そういうようなのもやっぱりアプローチしたほうがいいと思いますよ。黙っていけばやはり県のほうでもまた別な方向に行きますから、やはりそこのところは積極的に、もらいにいくっておかしいんですけれども、そういうふうにして考えていただきたいなと思います。これはこれで終わりたいと思います。

次は、観光について、商工費です。観光PRについて、ちょっと聞きたいなと思います。

青森も非常にお客さんが、外国というか、青森に来るお客さんが非常に多い。今、インバウンドで船も入っていますし。そういうことについて、どういうPRをしているんだろうなど。それで、どのぐらいのお金がかかっているのか。青森市内でも県内でも、素晴らしいところがたくさんあります。そういうのをやはり伝えることができているのかなと思います。

それでは今、観光PRについてどのぐらいの予算で、どのぐらいのことをしているのかお知らせください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 里村委員からの観光PRについてのお尋ねにお答えさせていただきます。

本市では観光客等の誘客促進に当たりまして、本市を訪れた方の満足度の向上と、青森市へ訪れたい方の来訪意欲の向上を図る観点から、重点的に取り組む4つの柱を設定して、戦略的に観光PRを展開しているところであります。

今年度の主な取り組みといたしましては、柱の一つにあります「効果的な情報発信」として、青森商工会議所や青森観光コンベンション協会等と連携し、主に首都圏などを対象としたプロモーション活動をするため、170万円を計上するなど、観光プロモーションの強化を図っているところです。2つに、「交通網の充実・利用促進」としまして、県や民間事業者等と連携し、クルーズ客船の誘致や受け入れを行うため、620万円を計上するなど、本市の交通の拠点機能を生かしたポートセールスの強化を図っているところです。また、3つに、「受入態勢・環境の充実」としまして、Wi-Fiや観光アプリなどのサービスを提供するため、425万8000円を計上するなど、観光客の利便性の向上に努めております。4つに、「四季を通じた魅力づくり」としまして、主に訪日外国人向け体験型滞在プログラムの企画・開発や体験コンテンツに特化したファムツアー等を行うため、2335万4000円を計上するなど、魅力ある観光コンテンツづくりに取り組んでいるところであります。

今後におきましても、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを初め、2021年にはJRによりますデスティネーションキャンペーン、2025年には本県で開催予定の第80回国民スポーツ大会など、国内外におけます青森市の露出度が高まることが期待されますことから、これらの機会も捉えて、本市が持つ多くの魅力を国内外

へ発信してまいりたいと考えております。

○奥谷進委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

いろんなことをやっているようであります。

もう1つ質疑したいんですが、経済部のほうで観光課の事業と交流推進課の事業というのは別なんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

交流推進課は、大体、今御答弁申し上げましたとおり、誘客促進とか、あとそのほか山本委員のところでもお話ししましたけれども、港湾の利活用であるとか、そういう部分が交流推進課の担いとなっております。観光課は、市の観光振興という形で、主にねぶたを使った観光振興であるとか、そういう観光コンテンツを使って市の観光PR、観光振興に努めていくという整理をしております。

○奥谷進委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

1つ、これで質疑終わりますけれども、8月2日から7日まで約1週間、ねぶた祭がありますよね。あのねぶた祭が6時から規制ですか、あれ。6時半ですか、規制は。何時でもいいんですけれども、その規制になった時間と出発するまでの時間、7時10分ですか、出発は。その間、時間ありますよね。あの時間をもったいないかと。あの時間に広告をいっぱい——これはどのようにするかわかりませんが、中央から広告を持ってきて、あそこを40分ぐらい回ったら、非常に収入になるんじゃないかなと。やっぱりそういうことを考える。人が来ているわけですからね。青森市も1回八甲田牛などはやっていたけれども、もう音沙汰がなくなりました。ですから、県とか、広域でもいいですから、やはり青森県のもの、青森市のものをやはりどんどん宣伝してほしいと。そういうところがやっぱり積極性が足りないんじゃないかなと思っております。

いろいろかけているようですけれども、やはりこれも費用対効果というか、見直しをしながらやってほしいかなと思っております。青森はだんだん人が来てよくなっていますけれども、それ以上にやはり考えなきゃいけないことがたくさんあると思いますので、何とかよろしくお願ひしたいと要望して、終わります。

○奥谷進委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時41分休憩

午後0時59分再開

○奥谷進委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

2つ質疑しますが、最初に、ごみ処理についてお聞きをします。

黒石地区清掃施設組合と弘前地区環境整備事務組合の集約化・広域化について、浪岡地区を除いた協議会が10月15日に設立されることになっています。

このことについては、黒石市のごみ処理施設がなくなる2026年までにごみの減量化を進めることで、浪岡地区のごみが受け入れ可能となる見通しのため、協議会には浪岡地区は参加していないということです。この間、その都度、常任委員会などに減量化の進捗状況を報告をし、ようやく市の目標を達成した位置にきたということとはわかりますが、同じ失敗を繰り返さないように確認をさせていただきます。

質疑します。令和8年に黒石地区清掃施設組合のごみ処理施設が廃止され、浪岡地区の可燃ごみを青森市清掃工場で受け入れる見通しとなっているが、市の認識を示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 天内委員のごみ処理についての御質疑にお答えいたします。

現在、浪岡地区のごみ処理をしております黒石地区清掃施設組合では、少子高齢化の進展などに伴い、今後、ごみ処理に係る経費が大きな負担になると予想し、昨年度、弘前地区環境整備事務組合と合同で、ごみ処理施設の集約化・広域化によるごみ処理経費の削減について可能性調査を実施したところであります。その結果、令和8年に黒石地区清掃施設組合のごみ処理施設であります環境管理センターを廃止し、弘前地区環境整備事務組合のごみ処理施設に集約していく方向で広域化に取り組むこととしたところであり、その話し合いを進めるため、本年10月に津軽地域ごみ処理広域化協議会を設立することとしたところであります。

一方、本市におきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間で青森地区の可燃ごみを1万400トン減量することを目標とし、これまで市民の皆様の御協力を得ながらごみの減量化に取り組んできた結果、平成30年度末で、青森地区と浪岡地区の合計で、この目標を1419トン上回る1万1819トンの減量化を図ることができており、着実にごみの減量化が進んでいるところであります。

このことを踏まえまして、市では、今後もこれまで取り組んできたごみの減量化・資源化の取り組みを継続することにより、令和8年以降は、青森市清掃工場において浪岡地区を含めた市全体の可燃ごみの処理が可能と考えているところであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 天内委員。

○天内慎也委員 これまでの市の答弁の推移をちょっと確認しますが、平成30年の答弁では、事業系可燃ごみは前年比で減少しているものの、家庭系可燃ごみは増加している、まだ予断は許されないということを書いていました。引き続き、ごみの減量化・資源化に取り組んでいくと。青森市清掃工場で可燃ごみのほかに不燃ごみや粗大ごみ、下水し尿汚泥が処理されるので、排出状況を踏まえつつ、黒石地区清掃施設組合と協議が必要かどうか含めて相談する。これは平成29年も平成30年と同じく答えています。令和元年の前回の議会、6月議会では、浪岡地区のごみを青森市清掃工場で受け入れるため、今後、ごみの収集運搬、指定ごみの統一化、粗大ごみの有料化など、ごみ出しルールの統一化の対応でさらなるごみの減量化を図ってまいりたいと答えておりました。

平成29年、平成30年と令和元年の前回の議会の答弁だけを聞けば、一応、大丈夫としないで答弁もしたのかもわかりませんが、私は慎重に聞いていました、捉えていました、一応ね。それで、確かに市の目標に対して減量化は進んでいます。青森市が脱退をするのは令和8年です、7年後。ですから、余裕はあるという認識だと思います。あと、今後の人口減少も見据えているということ、人口減少分、毎年約600トン見ていたと思うんですけども、ただ、環境部長も答弁にありましたが、弘前市と黒石市が握手をして、基本合意書を締結しています。それで浪岡地区を除くというふうになっていますので、市の見通し、先々の計算、本当に大丈夫なのかどうか、答弁を求めます。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げたとおり、平成27年度から取り組んでおるごみの減量化も着実に進んでいるというふうに考えております。今後もこれまでのごみの減量化・資源化の取り組みを継続することにより、令和8年以降は青森市清掃工場において浪岡地区を含めた市全体の可燃ごみの処理が可能であると考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 天内委員。

○天内慎也委員 念には念を押して、再度聞きます。

私が心配になっているところは、これ、こういう表を渡しますけれども、その中の年度別排出状況があって、合計の対前年度増減の減少幅が年々小さくなってきていると、ごみの削減量が。それと、平成27年度から5年計画で減量目標を立ててきましたが、青森地区の可燃ごみの減量実績もだんだんと小さくなってきているところが心配になります。見解を求めます。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、天内委員がおっしゃっているとおり、確かに年々ごみの減量、可燃ごみの排出量自体が減少していることは確かでありますけれども、それにつきましては、減

量というものはおのずと実績が少なくなるものと考えているところではありますが、先ほどもお話しいたしましたけれども、今後もさまざまな機会を捉えて、ごみの減量化・資源化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 天内委員。

○天内慎也委員 1度あることは2度あってはならないということで、一応心配なので、私は聞いております。そもそも県で広域処理基本構想をつくっていて、その中で、中弘南黒広域ブロックというものがあって、それは浪岡が入っていないという方針もそもそもつくっています。それプラス、今回の報道で弘前市の南部清掃工場の延命化工事の費用負担の広域の枠組みの協議ができて、それで青森市、浪岡のごみを急がなければならなくなったのかなと私は推測をしています。ごみの減量化が進んでいる自治体では、事業系可燃ごみの削減に成功しているところが他の自治体であります。そして、市民一人一人が自覚的に行動していけるように、やはり行政の継続的に細かい援助がやっぱり必要だと、求められていると思いますので、引き続き力を入れてほしいなと思います。

それと、前回の脱退のときは、7回も広域で脱退について協議を重ねたのに、処理し切れないことが発生して、取り下げをしました。そういうことはもう恥ずかしいことなので、そういうことがないように強く要望をしたいと思います。ごみ処理については終わります。

次に、指定管理者制度について聞きます。一般質問でも取り上げましたが、納得できませんので、聞いていきたいと思います。

指定管理者制度の運用については、経費の節減が過剰に追求されることで、公共サービスの提供に携わる労働者の賃金、雇用条件を不安定化させ、もう1つの目的である公共サービスの向上に悪影響を及ぼすものと考えます。平成17年に基本方針を策定して、管理施設をこの間ふやしてまいりましたが、平成28年のときは167施設、今の平成31年度は170施設です。そこまで拡大をして、これ以上はふえないのではないかというお話です。予算は170施設全部で約23億円の予算になっています。私の考え方からいえば、指定管理者制度は、地区公民館とか、地域の集会所など、住民の皆さんが協力して運営をするということに対しては、私は賛成をするものですが、そのほかの市所有施設の指定管理は、基本的にはなじまないと考えています。その中でも、特に重要だと思っているのは、歴史的・文化的な施設だと思います。市の施設からいけば、森林博物館、小牧野遺跡保護センター、あおもり北のまほろば歴史館、中世の館に当たると思います。

このような歴史的・文化的な施設は、施設の存在そのもののテーマ、コンセプトがもう決まっているわけです。だから、指定管理者制度で決して運営はぶれさせてはならないと思います。指定管理者制度そのものは5年の契約で更新となっています。ですから、制度としてなじまないと思いますが、市の認識をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 天内委員からの指定管理者制度についての御質疑にお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、効率的な管理運営を図ることを目的としております。この趣旨にのっとりまして、歴史的・文化的専門性が必要な施設を含め、市の公共施設につきましては、青森市指定管理者選定評価委員会による審査において、指定管理者制度を導入することが適当と判断された施設について導入しているところであります。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、公募の際には、応募しようとする業者等に対して、事前に説明会を開催し、あらかじめ施設や業務を把握いただいているところであります。また、指定管理者の変更、あるいは直営から指定管理者への変更の場合であっても、引き継ぎを確実にを行うため、仕様書等の中で業務の引き継ぎを行うことを明記しているほか、十分な引き継ぎ期間を確保するため、例年12月に指定管理者の指定に係る議案を提案しているところであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 天内委員。

○天内慎也委員 一般質問と当然同じ答弁になるわけですがけれども、この歴史的・文化的な施設ですけれども、現在の管理者は、市からの引き継ぎや仕様書を見て努力をされていると。当然、引き受ける限りは全力で運営すると思いますが、しかし、本来はこういう施設は学芸員という資格を持った方がいればベストだと思います。現在は本市の施設にはいないということです。ですから、その施設は本来市民のためにやらなければならない歴史的事実に立った正確な運営が求められています。できているのかどうか問題としてあると思います。

質疑しますが、そういった意味からも私は問題だと思いますが、どうでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 天内委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理施設につきましては、毎年度事業を行っていただいておりますけれども、その中で、まず施設所管課によりますモニタリングを年2回行っているところであります。また、そのモニタリングの中で、その業務、施設の管理運営の状況について確認し、必要に応じて改善、応用すべき事項がありましたら、それについては指摘をした上で、適切な指導を行っているというような状況であります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 天内委員。

○天内慎也委員 モニタリングとか引き継ぎをやっているから専門的な分野も問題ないという答弁だと思います。

次の内容に入るんですけれども、もともと直営で公共施設を市職員が市民と接し

ながら運営をしてきたと思います。指定管理者制度ができてから指定管理者になったものもありますけれども、直営から移行したのもあります。それを民間やNPOに運営させていることが指定管理者制度ですけれども、そのことにより、市職員が市民の声を直接聞くことが減る。現場で経験を積む機会が減少をしているものと考えます。

質疑します。指定管理者制度は市職員が現場経験を積み、知識を習得するという機会を奪い、職員の経験的な知識という財産の喪失につながるものとするが、認識をお示してください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 天内委員からの指定管理者制度が市の知識という財産を奪うのではないかという御質疑にお答えいたします。

施設所管課におきましては、これまでも各施設の専門的な人材確保や経営手法等の各施設の管理運営に係るノウハウを引き継いできたところであり、このノウハウをもとに年2回のモニタリング調査や定期的な打ち合わせなどにおいて、適切な助言、指導を行っているところであります。したがって、市の職員の施設の管理運営に関するノウハウは維持され、引き継がれており、市の財産が喪失するということは考えておりません。

○奥谷進委員長 天内委員。

○天内慎也委員 引き継ぎがされていると答弁は変えませんが、そのことについては、最後に質疑しますけれども、担当している職員は今、各施設の状況を書類で確認していると思います。どうやられているのか。それで職員によっては、自分で現場を見て勉強している職員もいます。それは私も実際見てわかっているんですけれども、やっぱり仕事というのは——私は今偉そうなことを言うわけではないんですけれども——体で覚えたものが自分の身につくと私は思うわけです。ですから、そこが今、喪失されているというんですか。本市のこの先の10年、20年を考えたときに、やっぱり財産喪失だということで市政運営を私は危惧するものであります。

指定管理者の変更に伴う引き継ぎについて、実際どういう書類を使ってやっているんだと、見せてほしいと言ったんだけど、見せられないということで、違うペーパーで来たんですが、仕様書に基づいて引き継ぎ書を作成して、作成したその引き継ぎ書を——監督の職員がいて、今まで管理した業者、新しい業者と3者で引き継ぎをやるということなんです。質疑しますが、その三、四年担当してきた職員だって異動するわけですよ。そうすれば、やっぱりスムーズにならないと思います。どうでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 天内委員からの施設を担当する職員も異動するのではないかという御質疑にお答えいたします。

確かに委員御指摘のとおり、市役所内部では職員の人事異動がありますので、市

の職員はかわることはあると思います。ただ、市職員個人がその業務を担っているのではなくて、市の仕事というのは市の組織、市役所内部の組織で行っているものでありますので、担当はもちろん次の後任の担当には引き継ぎますし、また、その担当を、管理といいますか、いわゆるチームリーダーですか、組織として、その職員が所属するチームを管理するチームリーダーもおります。さらには、その施設については、施設所管課としてのリーダー、課長もおります。そういった組織全体で担当している施設についての業務を行うものでありますので、一担当職員がいなくなったからといって、市の所管する施設の指定管理の業務が滞る、スムーズに業務がいかないということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 天内委員。

○天内慎也委員 企画部長はそう言いますけれども、私ども議員が必要な資料を求めるために電話しますよね。例えば企画部長の管轄のところ。そうすれば、その指定管理者についての資料を欲しいと言った場合、その担当でなければ答えられないですよ。その担当は今いませんからって言われたりもしますし、チームプレーはある程度できていると思いますけれども、やっぱり専門部署でなければやっぱり引き継ぎはできない、できていないと私は思います。専門の職員がやっぱり物を一番覚えているということで、異動するに当たっては、なかなかそういう経験的なものの引き継ぎはかなり難しいものがあると私は思います。

それと最後に質疑しますが、万徳委員のスポーツ公園の草刈りの質問に関連して、きのう大矢委員が水たまりの話をしていたと思うんですけども、それで指定管理がかわったからだということで、やっぱりスポーツを知らない者が管理していると言っていました。私が実際見たわけではありませんが、大矢委員が言うのだから、間違いないと私は思います。そういうところにもやっぱり私はあらわれていると思いますが、どうでしょうか、企画部長。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 天内委員からの御質疑にお答えします。施設の管理に不備がある場合があるんじゃないかということでもあります。

確かに全ていつも施設が100%の状態に保たれているということは理想でありますけれども、やはりどうしても目が行き届かなくなってしまうところがあったりする場合もあると思います。そういったときには、議員からの御指摘もありますでしょうし、また市民の皆さんからのお問い合わせ、また御意見があると思います。そういったものに適宜速やかに対応していくという姿勢が重要であると考えておりますし、施設ではなくて、市のほうに連絡があれば、当然市の職員が施設のほうに連絡をし、施設で受け取れば、それは施設のほうで速やかに対応していくということになるかと思っております。100%を目指していった中での若干の不備ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 天内委員。

○天内慎也委員 やっと違う答弁が来たなと今思っていました、わからないですよ。スポーツの競技場を管理する専門的な知識を持っていない人が管理しているかもわかりませんし、もしくは管理経費を減らされているという場合もあります、草刈りとかの部分でもですね。ということもありますし、ここは平成25年度からスポーツネット青森が請け負っているんです。前は青森市文化スポーツ振興公社ということで、平成25年度から請け負っているということで、もう5年もたっているわけですがけれども、こういう状態だということで、しっかりと、どうせ指定管理者を行っていくのであれば、しっかりと引き継ぎが行われることをやっぱり求めて、私の質疑を終わりたいと思います。

○奥谷進委員長 次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。赤い紙で21分ですと書いていますので。

まず、駅前庁舎についてから質疑をしたいと思います。確認する意味でもありますので、お聞きいたします。

アウガのオープンから現在まで、地代を積算する上で使っている敷地評価額は幾らになっているか、お答えください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 アウガの地代についての御質疑にお答えいたします。

アウガの地代につきましては、市は、これまでの区分所有者集会の開催時などにおいて、現在の算出の基礎としている敷地評価額について見直すよう提案してきたところであります。

現在の地代につきましては、敷地面積に、敷地評価額1平方メートル当たり71万円を乗じた額に、再開発事業時におけます土地建物権利変換比率、100分の25を乗じて、都市再開発法施行令第29条第1項に基づく率、100分の6を乗じて算出しているところであります。

しかしながら、青森駅前再開発ビル株式会社が解散することに伴い、本市では、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとした、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を策定し、これに基づき、平成29年4月以降のアウガ管理体制については、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎ、ビル全体の管理業務を行うこととしたところであります。このアウガに係る新たな管理スキームの中で、店舗共有者——地権者の床の持分に係る賃借料を無償とする一方で、地代につきましては従前のおり市が負担するものとし、また、共用部分に係る修繕積立金及び共益費については市が負担し、専有部分に係る共益費については出店者が負担することとしたものであり、これにより区分所有者が有する2億3000万円の債権を放棄することで合意し、平成29年11月25日債務の弁済方法及び免除等

について定めた協定について、青森地方裁判所による認可が確定したところであり
ます。

このことから、本市としては、当該スキームに基づき、今後も管理を行っていく
こととしているものであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 時間がないんだから、要らないことをしゃべらなくてもいいです。

敷地の評価額について聞いたんです。71万円という答弁ですけれども、この1平
米当たり71万円、これは何を根拠にして出てきた金額なのかお答えください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。御質疑は平成13年のアウ
ガオープン当時から使用している数値でありますので、私のほうからお答えさせて
いただきます。

71万円の根拠というか、設定でありますけれども、地代の積算基準であります敷
地評価額につきましては、再開発事業における権利変換価格を基準にいたしまして、
地権者等とのさまざまな交渉、協議を経て、平米当たり71万円に設定したものと承
知しております。

以上でございます。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 やっぱりよくわかりませんよ、それでは。

具体的に、何で71万円という数字になったのかを教えてください。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま申し上げましたのは、私の知っている限りでありまして、その詳細につ
いては、ちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 詳細については、現在の経済部長は承知していないと。

じゃあ、誰がわかっているんですか、これは。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

大分前の話でありまして、誰がということでありまして、資料がちょっと見
当たらないというか、現在も私の手元にありませんので、この場ではちょっとお答
えできかねます。

以上でございます。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 重大な答弁だというふうに思いますよ。わけがわからないものの

数字を使って、この地代総額をはじき出しているということになるじゃないですか。これってどうやって——再開発事業に関する権利変換どうのこうののやりとりの中で決まってきた数字だと言われても、市民が納得するわけじゃないじゃないですか、これ。この1平米当たり71万円という数字は、今も使っているわけでしょうから、やっぱりその根拠はちゃんと示していただかないと困るわけです。

これどうしますか。資料も見えないという中で、それでも根拠はしっかりと示していただかなければいけないと思いますが、これについてどう思いますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

71万円の根拠でありますけれども、基本的にその71万円の設定に当たっては、やはりその当時の地価をもとに協議したということになろうかと思えます。はっきりその71万円、具体的にこういう計算をして71万円になったというものは、先ほど申しましたけれども、地権者との協議において設定したということでありますので、基本となるのはその当時の地価をもとに算出しているものだというふうに考えております。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 いや、当時の地価をもとに算出しているものだと考えられるって、考えられるだけの話ですよ。やっぱりこれは、説明つかない数字を使って支出をしている、税金を使っているということになると、これはもう重大な話になります。

総務部長、これどうしますか、扱い方。ちゃんと調べて議会に報告するというふうになりますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 地代の積算基準である敷地評価額についての御質疑にお答えさせていただきます。

当時、再開発事業における権利変換価額を基準にして、地権者等々とのさまざまな協議を経て設定されたものと承知しているという御答弁でありました。地権者等とのさまざまな協議を経ての、その協議の内容等について明らかにできるものかどうか、それはちょっと私も今ここで判断できません。したがって、後に報告する、しないについてもちょっとここでは明言できないものであります。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 委員長、どうでしょうか。強い要求としておきますけれども、この71万円の根拠、できるだけ早く具体的に市民の前に明らかにしていただきたい。何でこうなったんだかわからないって、そういう説明が説明になるわけがないじゃないですか。だったら、根拠がないこの71万円を引っ込めるか、どちらかですよ。

それで、経済部長は当時の地価などを考慮してとか、地価が71万円をはじき出すもとになったというような発言をしましたが、そうすると、大体青森市の例えば公示価格とかで、平米当たり71万円という数字がこのアウガのあたりで出たことが

あったのでしょうか。現在のアウガの駅前庁舎の公示価格は幾らになっているかわかりますか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 現在のアウガの公示価格についての御質疑にお答えさせていただきます。

国土交通省が公表しております平成31年1月1日現在時点の公示地価で申し上げますと、アウガと同じ新町通り沿いの直近の地点の場合は、1平方メートル当たり19万7000円となっているところであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 新町通りの直近のところで平米当たり19万7000円だと。このポイントはどこですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 ただいま申し上げました公示地価のポイントとの御質疑にお答えさせていただきます。

公表されているこの地価のマップによりますと、青森市新町一丁目13—4ということで、成田本店付近かと思えます。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 そのとおりです。成田本店です。直近と言いますけれども、もっと距離的に近いところもあるんですね。国際ホテルの西側の出口のところの中央古川通りに面した、例の浅草焼屋さんのあたりのことしの公示価格は、平米当たり約7万2000円です。そうすると、やっぱり当時のアウガの敷地の公示価格というのは、土地の値段というのが平米当たり71万円というのは、とても考えられない数になるんですよ。なぜこんな数字を使ってこれまで青森駅前再開発ビル株式会社が特別清算するまでの間、地代を払ってきたのか、また、現在もそれをもとにして地代をはじき出しているということになってくると、余りにもでたらめな数字になるのではないのでしょうか。だから、この71万円というのは、全く市民に対して説明がつかない税金の使い方だということになってしまいます。

ちょっと話を先へ行きますけれども、先ほど私、聞いてもいないのに、総務部長は最初の答弁で、地代の問題で話し合いをしてきたとかという話もしたのではないかと思いますけれども、この地代が高過ぎるから安くしてくれという交渉を、区分所有者集会で市として申し入れをしたことがあるんですか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 地代についての評価額の見直しについて提案してきたのかという御質疑にお答えさせていただきます。

アウガの地代につきましては、記録のあるもので申し上げます。平成22年3月26日開催の第15回アウガ施設代表者協議会及び平成23年3月28日に開催の第17回アウ

が施設代表者協議会において、地代がアウガ設立当初の敷地評価額を基礎として積算されており、直近の敷地評価額との開きがあることから見直しを提案しております。また、平成23年6月24日開催の第11期アウガ区分所有者通常集会、平成24年3月29日開催の平成24年アウガ区分所有者臨時集会においても、地代の積算基礎となる敷地評価額について見直しを求めております。さらに、平成24年6月29日開催の第20回アウガ施設代表者協議会におきましても、地代の積算基礎となる敷地評価額を現在の路線価に合わせて見直しをいただきたいよう、提案してきたところであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 何回か地代の見直しを求めたとありますけれども、そのときそのときで違うかもわかりませんが、市としては、地代がどれくらいになっていれば妥当だという判断のもとに交渉したのでしょうか。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 地代の交渉内容についての御質疑にお答えいたします。

当時のお話であります。当時の交渉内容といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、直近の敷地評価額との開きがあるので、それに近づけるよう見直しをいただきたいというお話をしたこともありますし、その当時の路線価等を参考にしながら引き下げ、見直しをしてほしいと。実際に幾ら幾らという額を提示した交渉ではなくて、71万円に対する見直しということでの提案、その際の参考とする額をこういうものにしてはどうでしょうかという提案をさせていただいたという内容であります。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 直近の値段と開きがあるからという――直近って、まあ、近くのポイントの地価の話なんだろうけれども、やっぱり市も、この71万円というのは高すぎると思っているということではないのでしょうか。答えを。

○奥谷進委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 評価額についての市の考え方ということでの御質疑であります。

当時のお話は、そういう意見を持っておりました。しかしながら、繰り返しになりますが、本市では、青森駅前再開発ビル株式会社が解散することに伴い、アウガを市役所庁舎として最大限活用することとした、アウガ・市庁舎に係る新たな対応方針を策定し、これに基づき、平成29年4月以降のアウガ管理体制について、市が青森駅前再開発ビル株式会社からアウガ管理者の役割を引き継ぎ、ビル全体の管理業務を行うこととしたところであり、このアウガに係る新たな管理スキームの中で、店舗共有者の床の持分に係る賃借料を無償とする一方で、地代については従前のおり市が負担する、また、共用部分に係る修繕積立金及び共益費については市が負

担し、専有部分についての共益費については出店者が負担することとしたものであり、これにより、区分所有者が有します2億3000万円の債権を放棄することで合意し、平成29年11月25日債務の弁済方法及び免除等について定めた協定について、青森地方裁判所の認可が確定したと。

このことから、市としては当該スキームに基づき今後も管理を行っていくものであり、このことについては、全員で合意を得たものであります。

以上でございます。

○奥谷進委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 時間でしようから終わりますけれども、最後に一言言わせてください。

この71万円の根拠も示されないで、これまでの間、当時はということでは言いましたけれども、この71万円は高いので見直しをしてほしいと集会で要求もしながら、今度は、青森駅前再開発ビル株式会社が解散して新しいスキームで青森市が管理することになったって、また71万円をこのまま使っていくだなんていうのは、どういう理屈でそういうことになるんですか。絶対に納得できませんよ、これ。

厳しく指摘して終わります。

○奥谷進委員長 以上で、本委員会に付託されました議案について全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第115号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第126号「令和元年度青森市大字高田財産区特別会計補正予算」まで、計12件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥谷進委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思えます。

それでは、本委員会に付託されました議案第115号「令和元年度青森市一般会計補正予算」から議案第126号「令和元年度青森市大字高田財産区特別会計補正予算」まで、計12件についてお諮りいたします。

議案第115号から議案第126号までの計12件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥谷進委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第115号から議案第126号までの計12件については、原案のおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。
閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、2日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある御答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時49分閉会